

令和 6 年 第 4 回定例会

上富良野町議会議録

開会 令和 6 年 12 月 11 日
閉会 令和 6 年 12 月 12 日

上富良野町議会

目 次

第 1 号 (12月11日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣言・開議宣言	2
○諸般の報告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2 議会運営委員長報告	2
○日程第 3 会期の決定について	2
○日程第 4 行政報告	2
○日程第 5 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告について	4
○日程第 6 報告第 2号 議員派遣結果報告について	4
○日程第 7 報告第 3号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)	6
○日程第 8 報告第 4号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)	7
○日程第 9 認定第 1号 令和6年第3回定例会付託 議案第 6号 令和5年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について	8
○日程第 10 認定第 2号 令和6年第3回定例会付託 議案第 7号 令和5年度上富良野町企業会計決算の認定について	8
○日程第 11 町の一般行政について質問 3番 湯川千悦子君 1 当町の人口減少対策は	9
10番 井村悦丈君 1 物価高騰による町民生活の負担軽減と地域経済の振興策について 2 町おこしについて	12
5番 金子益三君 1 物価高騰対策として生活支援策をとらないのか 2 地方創生2.0へ我が町は対応策をどのように進めるか	18
9番 島田政志君 1 タブレット端末導入について	27
1番 佐藤大輔君 1 ジオパーク全国大会とジオパークを活用した町づくりについて	29
5番 林敬永君 1 物価高騰に対するプレミアム商品券の発行について 2 かみふらのの収穫祭について	36
○散会宣言	40

目 次

第 2 号 (12月12日)

○議事日程	4 3
○出席議員	4 3
○欠席議員	4 3
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	4 3
○議会事務局出席職員	4 4
○開議宣告	4 5
○諸般の報告	4 5
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	4 5
○追加日程第 1 議会運営委員長報告	
○日程第 2 町の一般行政について質問	4 5
12番 小林啓太君	4 5
1 農業の担い手について	
2番 荒生博一君	5 2
1 高齢者の福祉対策について	
2 今後4年間の町づくりについて	
3 町の公有財産の管理について	
4番 米澤義英君	6 1
1 物価高騰対策について	
2 子育て支援について	
3 パートナーシップ制度について	
4 保育行政について	
○日程第 3 議案第16号 上富良野町財政調整基金の一部支消について	6 9
○日程第 4 議案第 1 号 令和6年度上富良野町一般会計補正予算(第8号)	6 9
○日程第 5 議案第 2 号 令和6年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	7 2
○日程第 6 議案第 3 号 令和6年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	7 2
○日程第 7 議案第 4 号 令和6年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第3号)	7 3
○日程第 8 議案第 5 号 令和6年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第2号)	7 4
○日程第 9 議案第 6 号 令和6年度上富良野町水道事業会計補正予算(第2号)	7 6
○日程第 10 議案第 7 号 令和6年度上富良野町簡易水道事業会計補正予算(第1号)	7 7
○日程第 11 議案第 8 号 令和6年度上富良野町公共下水道事業会計補正予算(第1号)	7 8
○日程第 12 議案第 9 号 令和6年度上富良野町病院事業会計補正予算(第2号)	7 8
○日程第 13 議案第10号 上富良野町副町長定数条例	8 0
○日程第 14 議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	8 7
○日程第 15 議案第12号 上富良野町犯罪被害者等支援条例	8 8
○日程第 16 議案第13号 上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	9 2
○日程第 17 議案第14号 上富良野町公共下水道に関する条例の一部を改正する条例	9 3
○日程第 18 議案第15号 財産の取得について(給食配送車)	9 5
○追加日程第 2 議案第17号 令和6年度上富良野町一般会計補正予算(第9号)	9 6

○日程第 19	令和 6 年第 3 回定例会付託	
	議案第 8 号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正 する条例	9 7
○日程第 20	発議案第 1 号 議員派遣について	1 0 4
○日程第 21	閉会中の継続調査申し出について	1 0 4
○閉 会 宣 告		1 0 5

第 4 回 定 例 会 付 議 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	令和 6 年度上富良野町一般会計補正予算（第 8 号）	12月12日	原 案 可 決
2	令和 6 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	12月12日	原 案 可 決
3	令和 6 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	12月12日	原 案 可 決
4	令和 6 年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	12月12日	原 案 可 決
5	令和 6 年度上富良野町ラベンダー・ハイツ事業特別会計補正予算（第 2 号）	12月12日	原 案 可 決
6	令和 6 年度上富良野町水道事業会計補正予算（第 2 号）	12月12日	原 案 可 決
7	令和 6 年度上富良野町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）	12月12日	原 案 可 決
8	令和 6 年度上富良野町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）	12月12日	原 案 可 決
9	令和 6 年度上富良野町病院事業会計補正予算（第 2 号）	12月12日	原 案 可 決
10	上富良野町副町長定数条例	12月12日	原 案 可 決
11	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	12月12日	原 案 可 決
12	上富良野町犯罪被害者等支援条例	12月12日	原 案 可 決
13	上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	12月12日	原 案 可 決
14	上富良野町公共下水道に関する条例の一部を改正する条例	12月12日	原 案 可 決
15	財産の取得について（給食配送車）	12月12日	原 案 可 決
16	上富良野町財政調整基金の一部支消について	12月12日	原 案 可 決
17	上富良野町公共下水道に関する条例の一部を改正する条例	12月12日	原 案 可 決

議案番号	件名	議決月日	結果
	認定	12月11日	
	令和6年第3回定例会付託 議案第 6号 令和5年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について	12月11日	認定
	令和6年第3回定例会付託 議案第 7号 令和5年度上富良野町企業会計決算の認定について	12月11日	認定
	行政報告		
	町の一般行政について	12月11・ 12日	
	報告		
1	例月現金出納検査結果報告について	12月11日	報告
2	議員派遣結果報告について	12月11日	報告
3	専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額を定めることについて)	12月11日	報告
4	専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額を定めることについて)	12月11日	報告
	発議		
1	議員派遣について	12月12日	原案可決
	閉会中の継続調査申し出について	12月12日	原案可決

令和 6 年第 4 回定例会

上富良野町議会会議録（第 1 号）

令和 6 年 1 月 11 日（水曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 議会運営委員長報告
第 3 会期の決定について 12月11日～12日 2日間
第 4 行政報告 町長 斎藤 繁君
第 5 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告について
代表監査委員 中田 繁利君
第 6 報告第 2号 議員派遣結果報告について
第 7 報告第 3号 専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
第 8 報告第 4号 専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
第 9 認定第 1号 令和6年第3回定例会付託
議案第 6号 令和5年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について
第10 認定第 2号 令和6年第3回定例会付託
議案第 7号 令和5年度上富良野町企業会計決算の認定について
第11 町の一般行政について質問
-

○出席議員（14名）

1番	佐藤 大輔君	2番	荒生 博一君
3番	湯川 千悦子君	4番	米澤 義英君
5番	金子 益三君	6番	林 敬永君
7番	茶谷 朋弘君	8番	中瀬 実君
9番	島田 政志君	10番	井村 悅丈君
11番	北條 隆男君	12番	小林 啓太君
13番	岡本 康裕君	14番	中澤 良隆君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	斎藤 繁君	副町長	佐藤 雅喜君
教育長	鈴木 真弓君	代表監査委員	中田 繁利君
農業委員会会长	井村 昭次君	会計管理者	上嶋 義勝君
総務課長	上村 正人君	企画商工観光課長	宮下 正美君
町民生活課長	山内 智晴君	保健福祉課長	三好 正浩君
農業振興課長	安川 伸治君	農業委員会事務局長	林下 里志君
建設水道課長	菊地 敏君	建設水道課 建設施設担当課長	狩野 寿志君
教育振興課長	高松 徹君	ラベンダーハイツ次長	吉河 祐樹君
町立病院事務長	長岡 圭一君		

○議会事務局出席職員

局長	谷口 裕二君	次長	飯村 明史君
主事	進梨 夏君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 14名)

◎開会宣告・開議宣告

○議長（中澤良隆君） 御出席、誠に御苦労さまに存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、令和6年第4回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（中澤良隆君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（谷口裕二君） 御報告申し上げます。

本定例会は12月6日に告示され、同日、議案等の配付を行い、その内容につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

監査委員から例月現金出納検査結果報告、議会運営委員長及び総務産建常任委員長から議員派遣結果報告がありました。

町長から、本定例会までの主要な事項について、行政報告の発言の申出があり、その資料として、行政報告とともに、令和6年度建設工事発注状況を配付しましたので、参考に願います。

本定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向のとおりであります。

最後に、本定例会の説明員につきましては、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○議長（中澤良隆君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中澤良隆君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

12番 小林 啓太君

13番 岡本 康裕君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長（中澤良隆君） 日程第2 議会運営委員長報告を行います。

本定例会の会期日程等の議事運営に関し、審議決定した内容について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、米澤義英君。

○議会運営委員長（米澤義英君） 令和6年度第4回定例会の議事運営等について、審議決定した内容を御報告いたします。

本定例会に提出の案件は、町長から提出の議案16件、報告案件2件、議長から提出の報告案件2件、認定案件2件、厚生文教常任委員長からの付託審査報告案件1件、議員から提出の発議案件1件であり、去る11月22日、12月4日に議会運営委員会を開き、付議事件、会期及び議事日程等の審議、並びに本定例会までに受理しました4件の陳情、要望の取扱いについて審議をいたしました。

また、町の一般行政についての質問について審議しました。

通告期限までに、湯川千悦子議員外8名の議員から通告があり、質問の順序は、先例により通告書を受理した順で、本日11日、6名、12日、3名が質問を行うことといたしました。質問の要旨は、本日配付のとおりであり、方法等は、上富良野町議会会議規則及び上富良野町議会運営に関する先例に基づいて行うことになりますので、活発な議論をお願いいたします。

これらの状況を考慮し、12月定例会の本会議の会期については、提出案件の状況などを検討した結果、本日から12月12日までの2日間と決定いたしました。

以上、議会運営委員会での審議結果を御報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（中澤良隆君） 以上をもって、議会運営委員長報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

○議長（中澤良隆君） 日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの2日間といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月12日までの2日間と決定いたしました。

◎日程第4 行政報告

○議長（中澤良隆君）　日程第4　行政報告を行います。

本定例会までの主な行政執行の経過について、町長から報告の申出がありますので、発言を許します。

町長、齊藤繁君。

○町長（齊藤　繁君）　議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第4回定例町議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、去る9月定例町議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、令和6年度町表彰式についてありますが、11月3日、社会教育総合センターを会場に挙行したところであります。

町の関係では、永年にわたり児童生徒の保健衛生の向上に貢献された1名に社会貢献賞を、地域の模範となり、町の環境美化活動に熱心に取り組まれている1名に善行表彰を授与いたしました。

教育委員会関係につきましては、文化功労賞2名、文化奨励賞1団体及び7名、スポーツ賞4名、スポーツ奨励賞11名を表彰いたしました。

国の栄典関係では、11月3日発令の秋の叙勲につきましては、防衛功労として1名が瑞宝双光章を、危険業務従事者叙勲につきましては、防衛功労として1名が瑞宝双光章を、2名が瑞宝单光章を受賞され、高齢者叙勲につきましては、教育功労として1名が瑞宝双光章を受賞されたところであります。

改めて、受賞された皆様の御功績に対し、心より敬意を表しますとともに、ますますの御活躍と御健勝をお祈り申し上げる次第であります。

次に、自衛隊関係についてありますが、10月22日から23日に富良野地方自衛隊協力会上富良野支部により、「上富良野駐屯地の体制強化、さらなる拡充及び演習場拡張を求める要望」を、11月14日から15日に富良野地方自衛隊協力会により、「陸上自衛隊と富良野地域の共存・共栄のための駐屯地・部隊体制の強化及び部隊運用・教育訓練に係る連携の推進に関する要望」を、防衛省及び関係国議員に行ってきましたところであります。

また、11月7日に北海道駐屯地連絡協議会による中央要望を、11月8日に北海道基地協議会による中央要望を、関係機関に行ってきたところであります。

記念行事関係では、9月29日に南恵庭駐屯地・第3施設団記念行事及び神奈川県高等工科学校、10月26日に多田弾薬支処及び多田分屯地記念行事に参加したところであります。

次に、三重県津市との交流事業についてであります。10月12日から14日に津市に訪問し、津まつりへ参加するとともに、上富良野町とゆかりのある施設や関係者への訪問を行い、さらなる友好の絆を深めたところであります。

次に、国の「物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金」を活用した定額減税しきれないと見込まれる方への給付金（調整給付）についてであります。が、令和6年度個人住民税の所得割額及び令和6年分所得税の推計額において、定額減税を十分に受けられない方に対し、その合算額を1万円単位で切り上げた額の給付を8月から開始し、1,693人、7,010万円の給付を行ったところであります。

次に、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として実施しました、価格高騰緊急対策（生活支援）事業（新たに対象となった世帯へ支給する給付金）についてでありますが、非課税世帯及び所得割のみ非課税世帯に対して10万円を186件、1,860万円交付したところであります。

次に、価格高騰緊急対策（生活支援）事業（低所得者世帯給付金（こども加算分））についてであります。が、非課税世帯及び所得割のみ非課税世帯に対して5万円を19件、32人、160万円交付したところであります。

次に、道路整備に係る全国大会等への参加についてであります。が、10月10日に青森市にて国土強靭化の推進や道路整備の計画的かつ着実な実現を目的に開催された「全国道路利用者会議第74回全国大会」に、11月19日に東京都で開催された「北海道『命のみち』づくりを求める東京大会」に出席し、地域産業の活性化や安全・安心な暮らしを支える道路整備の要請活動を行ってきたところであります。

また、11月26日には東京都で開催されました「安全・安心の道づくりを求める全国大会」に出席したところであります。

次に、第61回総合文化祭についてであります。が、11月1日から11月4日までの4日間、社会教育総合センターを会場に開催し、延べ2,387名の方々にご来場いただきました。町民の日頃の文化活動等を披露し親しむ機会としまして、作品展示や町民コンサート、小さな音楽会、芸能発表、書道・茶道体験などの事業が盛会に実施されたところであります。

次に、児童生徒の部活動等における活動状況についてであります。が、上富良野小学校1年生の大田朝陽さんが、10月9日開催の第34回日本クラシック音楽コンクール地区本選会において優秀賞を受賞

し、12月17日開催の第34回日本クラシック音楽コンクール全国大会に出場されます。このほか、全道大会等に多くの児童生徒が出場されており、健闘されました児童生徒の皆さんに拍手をお送りするとともに、今後におきましても、当町の子どもたちが各方面で活躍していただくことを期待するものであります。

最後に、建設工事の発注状況についてであります。9月定例町議会で報告以降に入札執行した建設工事は、11月13日現在、件数が5件、事業費総額が6,712万2,000円で、本年度累計では、件数が56件、事業費総額が8億7,248万7,000円となっております。

なお、お手元に「令和6年度建設工事発注状況」を配付しておりますので、後ほど御高覧いただいく存じます。

○議長（中澤良隆君） 以上をもって、行政報告を終わります。

◎日程第5 報告第1号

○議長（中澤良隆君） 日程第5 報告第1号例月現金出納検査結果報告について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、中田繁利君。

○代表監査委員（中田繁利君） 例月現金出納検査結果について御報告いたします。概要のみ申し上げますので、御了承賜りたいと思います。

地方自治法第235条の2第1項の規定により執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を御報告いたします。

令和6年度会計の令和6年8月分から10月分について、検査の概要及び結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、16ページに添付していますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で、例月現金出納検査の結果報告といたします。

○議長（中澤良隆君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） それでは、これをもって報告第1号例月現金出納検査結果報告についてを終わ

ります。

◎日程第6 報告第2号

○議長（中澤良隆君） 日程第6 報告第2号議員派遣結果報告について、報告を求めてます。

議会運営委員長、米澤義英君。

○議会運営委員長（米澤義英君） 報告第2号議員派遣結果報告について説明いたします。

ただいま上程されました報告第2号議員派遣結果報告について御報告申し上げます。

1ページを御覧ください。

議員派遣結果報告書。

令和6年第3回定例会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告する。

令和6年12月4日。

上富良野町議会議長、中澤良隆様。

議会運営委員長、米澤義英。

以下、議員派遣結果報告書については、一部抜粋して、概要のみ報告とさせていただきます。

最初に、町内行政調査においては、10月1日に議会の活性化に資する目的で町の公共事業や財政援助を行った公共施設等を対象に、泉町南団地町営住宅外構工事外8か所の現状などについて調査し、初期の目的を果たすことができました。

2番目として、富良野沿線市町村議会議員研修会。

10月4日富良野市で、富良野沿線市町村議会議長会が主催する「ハラスメント防止の基礎知識」を人材教育コンサルタントの松本裕子氏の話を聴講し、大変参考となりました。

三つ目には、上川町村議会議員研修会。

10月22日東神楽町で、上川町村議会議長会が主催する研修では、東京大学大学院法学政治学教授、金井利之様により「議員のあり方議会のあり方について」、また、酪農学園大学農食環境学群環境共生学類教授、佐藤喜和氏により「待ったなしのヒグマ管理の現状と課題について」の話を聴講し、大変参考となりました。

四つ目には、議会懇談会です。

議会は11月16日、自治基本条例の規定に基づき、町民の方々と「議員定数と報酬について」、「これからの中づくり」をテーマに2部構成で議会懇談会を開催しました。多くの方々から意見が寄せられるなど、今後の議会活動の参考となりました。

以上、主要な部分の報告とさせていただきます。御高覧いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

以上、議員派遣結果報告とさせていただきます。

○議長（中澤良隆君） 次に、議員派遣結果報告について。

総務産建常任委員長、小林啓太君。

○総務産建常任委員長（小林啓太君） それでは、引き続き総務産建常任委員会の議員派遣結果報告をさせていただきたいと思います。

令和6年第3回定例会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告する。

令和6年12月3日。

上富良野町議会議長、中澤良隆様。

総務産建常任委員会委員長、小林啓太。

記。

件名。

1、自衛隊との共存共栄のまちづくりについて。

2、地域おこし協力隊について。

I 調査の経過。

本委員会は、令和6年第3回定例会において、閉会中の継続調査として申出した先進地町村行政調査について、この間5回の委員会を開催し、調査を行い、10月29日、宮崎県都城市議会、10月30日、大分県由布市議会で「自衛隊と共に共存共栄のまちづくりについて」、10月29日、宮崎県新富町議会、10月31日、大分県竹田市議会で「地域おこし協力隊について」、それぞれの先進事例の調査を行った。

以降、報告自治体の概要は要約し、調査の結果は御高覧いただいたものとして、まとめのみ朗読することで報告させていただきたいと思います。

II 訪問自治体の概要。

宮崎県都城市。

都城市は、市内に都城駐屯地を有しており、市民と自衛隊との関係が国内でも屈指の良好な関係が築かれている自治体として広く知られています。

大分県由布市。

由布市は、人口は3万3,500人で、湯布院駐屯地と日出生台演習場の一部を有しており、湯布院駐屯地は、令和6年3月に部隊の改編が行われ、西部方面特科隊を廃止し、第2特科団へ新編格上げとなり、令和7年3月には第8地対艦ミサイル連隊が新編される予定であります。それに伴い、今後隊員の増加が見込まれております。

宮崎県新富町。

新富町は、近年ではサッカーでの町おこしを積極的に行っており、女子サッカーなどしリーグ一部に所属するヴィアマテラス宮崎の運営に当たっては、地域おこし協力隊制度を大いに活用されています。

大分県竹田市。

竹田市は、人口は約1万9,000人で、現在の高齢化率は49.66%であり、その高齢化に対する危機感から、移住政策に積極的に取り組み、地域おこし協力隊も制度設計当初より積極的に活用しております。これまでに104名を採用してきております。

III 調査の結果。

1、「自衛隊との共存共栄のまちづくり」についての調査結果。

都城市と由布市に赴き調査を行った際、特に注目した視点は、以下のとおりであります。

① 駐屯地と地域のつながり状況と関係づくりの取組に関して。

② 自衛隊員の生活環境に関する取組に関して。

③ 自衛隊員の雇用関係の取組に関して。

④ 自衛隊に関する要望等の取組に関して。

(1) 都城市的調査結果。

まとめ。

都城駐屯地の大きな特徴としては、所属隊員の約70%が同地域出身者で占められている郷土部隊であるということです。故に、自衛隊と市民との距離が近いことは至極当然のように思われますが、一方で退官後も安心して住み続けられる環境が定住率の高さにつながっており、しいては安定した入隊希望者の獲得にもつながっているのではないかと推測されました。このような環境をつくり上げることは一朝一夕にはいきませんが、重要な点として「安心して子育てができる環境」と「退官後の再就職の充実した支援」があることが、国内でも屈指の自衛隊と共に共存共栄している地域と言われるゆえんであると強く感じました。

(2) 由布市の調査結果。

まとめ。

由布市においても、九州といった自衛隊員を多数採用がある地域ではありますが、近年の少子化や国際紛争などの影響で募集には大変苦労をされておりました。そのような中、隊員が地域の防災訓練や学校での防災教育に出向き講義を行うことによって、住民の防災意識や能力を高揚させるとともに、自衛隊に対する親近感を醸成している実態も伺えました。また、結果的に規模拡大が決定される裏には、防衛協会の積極的な活動があり、またそれを支える住民の共存共栄の意識の高さを感じさせられました。

総じて、隊員が安心して自衛隊に入隊できるには、現役時代の子育て環境と退官後の援護の状況、さらには、隊員として地域で過ごす間の地域住民との深い関わりが大きく左右されていると感じまし

た。

2、「地域おこし協力隊」について。

新富町と竹田市におもむき調査を行った際、特に注目した視点は、以下のとおりであります。

① 地域おこし協力隊に取り組むスタンス、採用や活動内容に関する取組に関して。

② コーディネート組織の状況、O B・O Gの活動状況に関して。

③ 定住支援、起業支援、空き家対策などに関して。

④ 商工業関係やスポーツ関係とのつながりに関して。

(1) 新富町の調査結果。

まとめ。

新富町の地域おこし協力隊は、「起業タイプ」と「スポーツ観光タイプ」に区分され、その特徴も大きく異なるが、コーディネートを行う法人の存在やサッカーチームを支援する企業なども含め、大きなビジョンの中で、それぞれが有機的に関係し合っていることが感じられました。

メンバーが、ほぼ協力隊員で構成されているヴィアマテラス宮崎は、結成から5年でアマチュア最高峰である「なでしこリーグ一部」に優勝するほどの実績を上げましたが、そこに至るにまでには地域に溶け込み、着実にサポーターを増やし、町の活性化に大いに貢献している姿が感じ取られました。

また、運営資金の捻出に当たっては、企業版ふるさと納税の制度が積極的かつ大胆に活用されている点もこれらのビジョンを実現させる上で重要な点であると思われました。町長は大きなビジョンを掲げ、職員が豊かな発想で制度を活用し、その制度の中で地域おこし協力隊員が活躍し、企業がそれをさらに活性化させるまちづくりは、そのどれか一つが欠けても実現しないものであると感じました。隊員が地域住民と積極的に関わり、地域に溶け込んだ活動を行うことにより、隊員自身にも郷土愛のようなものが生まれ、定住につながっていることが見受けられました。

(2) 竹田市の調査結果。

まとめ。

竹田市では、平成29年には45名と大量の協力隊員を任用してきましたが、町の人から「何をやっているのか分からぬ」との苦言があり、協力隊員採用方針を見直し、数より質に転じました。また、応募してきた人を全て受け入れることはしておらず、一方、会計年度任用職員と同じ業務は受け付けないなど、募集要項の策定時から内定に至るまでも十分に検討が重ねられていました。内定後にも、再度面談を行い、改めて業務内容を行っていく意思が

あるかどうかの確認を行うなど、双方にとってよりよい仕組みづくりが経験則から確立されていました。

一旦移住してきた地域おこし協力隊員をいかに定住してもらうようにしていくかを、担当職員の努力もさることながら、首長の考え方や役所全体での取組があり、さらに大切なことは、地域が隊員をしっかりと受け入れて、物心ともにサポートを行っていく姿勢が強く感じられたところでございます。このことは、協力隊員のみならず、今後の人口減少社会で地域がいかに魅力ある地域として関係人口や移住定住促進が図られるのか大切な岐路であると感じました。

以上をもって、報告に代えさせていただきたいと思います。

○議長（中澤良隆君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 御質疑がなければ、これをもって、報告第2号議員派遣結果報告についてを終わります。

◎日程第7 報告第3号

○議長（中澤良隆君） 日程第7 報告第3号専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)報告を求めます。

農業振興課長、お願ひします。

○農業振興課長（安川伸治君） ただいま上程いただきました報告第3号専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)の要旨を御説明申し上げます。

このたび、農業振興課職員が運転する公用車で交通事故が発生し、令和6年10月20日に示談が成立したことから、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分を行い、速やかに損害賠償を行つたものであります。

本件の発生状況につきましては、令和6年9月6日金曜日午前10時30分頃、農業振興課職員が公務のため、町内本町2丁目の商業施設を訪れた際、駐車場内において公用車をバックで駐車しようとしたところ、隣の駐車スペースに停めようとしていた相手車両と接触したものです。

事故の内容につきましては、それぞれ隣接する駐車スペースに、職員は通路からバックで左に90度の回転をしながら駐車を試み、相手方は前方から駐車スペースに止めようと斜めから直進しましたが、職員側は気づかず後退を続け、相手方は公用車の予定進路にはみ出していることに気づかず前進を続け、双方が停車することなく、公用車の運転席側

ドア部分と相手車両の運転席側前方部分が接触し、損傷を与えたものであります。

この事故処理に当たりまして、相手車両が駐車スペースの進入の際に当方の予定進路にいたものの、職員には後方周辺を確認し回避する注意義務がありますことから、過失割合を当方55%、相手方45%で、令和6年10月20日に示談が成立し、相手車両の右側前方バンパー・ライトの損害額18万9,750円の55%に当たる10万4,363円を損害賠償することで、同日10月20日に専決処分を行ったところであります。

なお、相手方車両には1名が乗車しておりましたが、けが人はなく、職員1名もけがはありませんでした。

公用車の修理箇所は、運転席側、前方ドア、後方ドアの破損で、修理金額は22万4,807円であり、相手方の損害賠償金と自動車共済保険により、修理は既に終了しております。

職員に対しましては、車両の運転について注意喚起をしたところであり、今後はさらなる再発防止に努めてまいります。このたびの交通事故発生につきまして、深くおわび申し上げます。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

報告第3号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項。

和解及び損害賠償の額を定めることについて。

次のページを御覧ください。

専決処分書。

和解及び損害賠償の額を定めることについて。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年10月20日。

以下、和解の相手方、和解の内容については、記載のとおりでございます。

以上で、報告第3号専決処分の報告についての説明といたします。御了承賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これより、報告第3号について、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 御質疑がなければ、これをもって、報告第3号専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）の報告を終わります。

◎日程第8 報告第4号

○議長（中澤良隆君） 日程第8 報告第4号専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）報告を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（三好正浩君） ただいま上程いただきました報告第4号専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）御説明申し上げます。

このたび、保健福祉課職員が運転する公用車で交通事故が発生し、令和6年9月18日に示談が成立したことから、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分を行い、速やかに損害賠償を行ったものであります。

本件の発生状況につきましては、令和6年6月21日金曜日午後0時15分頃、保健福祉課職員が公務出張により富良野市本町11番10号付近を走行中、交差点に進入した際に、相手車両と衝突したものであります。

事故の原因につきましては、相手方に一時停止の標識がある交差点を直進し通過する際、相手方が一時停止と優先通行させるべき当方車両の進入を見落とし交差点に進入してきたものによるものです。

この事故の処理に当たりまして、相手方の不注意により衝突したことが主因であることから、過失割合を相手方80%、町20%で、令和6年9月18日に示談が成立し、責任割合20%の6万8,200円を損害賠償することで、同日9月18日に専決処分を行ったところであります。

なお、相手方車両には2名が乗車しておりましたが、けが人はなく、当方車両に乗車していた2名の職員にもけがはありませんでした。

当方公用車の修理箇所は、運転手側バンパー破損及び運転手側ドアのへこみで、修理金額は19万7,676円であり、相手方の損害賠償金と自動車共済保険金により修理は既に終了しております。

職員に対しましては、車両の運転について注意喚起をしたところであり、今後はさらなる再発防止に努めてまいります。このたびの交通事故発生につきまして、深くおわび申し上げます。

以上、議案を朗読し、御説明申し上げます。

報告第4号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項。

和解及び損害賠償の額を定めることについて。

次のページを御覧ください。

専決処分書。

和解及び損害賠償の額を定めることについて。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年9月18日。

以下、和解の相手方及び和解の内容については、記載のとおりであります。

以上で、報告第4号専決処分の報告についての説明といたします。御審議いただき御議決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これより、報告第4号について、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 御質疑なければ、これをもって、報告第4号専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）の報告を終わります。

◎日程第 9 認定第1号

◎日程第10 認定第2号

○議長（中澤良隆君） 日程第9 認定第1号令和6年第3回定例会で付託されました議案第6号令和5年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について、日程第10 認定第2号令和6年第3回定例会で付託されました議案第7号令和5年度上富良野町企業会計決算の認定についてを一括して議題といたします。

本件に関し、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、岡本康裕君。

○決算特別委員長（岡本康裕君） ただいま上程いたしました認定第1号令和6年第3回定例会付託、議案第6号令和5年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について及び認定第2号令和6年第3回定例会付託、議案第7号令和5年度上富良野町企業会計決算の認定についてを朗読をもって報告といたします。

決算特別委員会審査報告書。

令和6年第3回定例会において、本委員会に付託された下記案件を審査した結果、次の意見を付し、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

令和6年9月26日。

上富良野町議会議長、中澤良隆様。

決算特別委員会委員長、岡本康裕。

記。

付託事件名。

議案第6号令和5年度上富良野町各会計歳入歳出

決算の認定について。

議案第7号令和5年度上富良野町企業会計決算の認定について。

1、審査の経過。

本委員会は、令和6年9月24日、25日、26日の3日間開催し、正・副委員長を選出後、委員会を公開とし、直ちに2分科会による書類審査を行った。その後、全体による質疑応答を行った上、各分科会から審査意見を求め、それを基に全体で審査意見書を作成し、理事者へ提出、理事者の所信をただし表決をした。

2、決定。

慎重に審査した結果、本決算は次の意見を付し、原案のとおり認定するものとした。

特に、委員会で発言された質問及び別記「令和6年（令和5年度会計決算）上富良野町決算特別委員会審査意見書」については、今後の予算編成と町政運営に反映されたい。

また、監査委員の審査意見は、いずれも的確な判断によると認められ、指摘事項については、早急に改善または対応して、予算執行に当たられたい。

なお、裏面の令和6年（令和5年度会計決算）上富良野町決算特別委員会審査意見書については、御高覧いただいているものとして省略させていただきます。

御審議いただき、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、本件の報告を終わります。

これより、採決を行います。

最初に、認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号令和5年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定についてに対する委員長の報告は、意見を付し、認定すべきとするものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号令和5年度上富良野町企業会計決算の認定についてに対する委員長の報告は、認定すべきとするものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 御異議なしと認めます。
よって、本件は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第11 町の一般行政について質問

○議長（中澤良隆君） 日程第11 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） 斎藤町長は、このたびは2期目の当選おめでとうございます。2期目の挑戦の中で、ワンストップかみふらの定住移住対策について、ぜひ今期、必ず形のあるものにしていただけることを願って、さきに通告いたしました1項目3点について、町長に一般質問させていただきます。

国土交通白書2024によりますと、日本の人口は2008年（平成20年）の1億2,808万人をピークに減少に転じています。人口減少は、地方自治体に大きな影響を及ぼしているのは言うまでもなく、その対策は急務であります。

我が町においては、2020年（令和2年）に作成した上富良野ビジョンⅡによりますと、1955年（昭和30年）に上富良野駐屯地ができて以来、人口が増え続け、1960年（昭和35年）に1万7,101人となり、以来、減少が続き、2019年（平成31年）には1万639人になり、この先、2045年には5,849人になると予想されております。2023年3月末には、人口1万人を下回る9,990人となり、現在2024年10月末の当町の人口は9,767人と、人口減少が加速しております。

各自治体は、人口減少を食い止めるために、それぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生する地方創生の取組を推進しています。

今朝の新聞報道にもありましたように、上川管内町村では、1984年から当町が最大人口規模でしたが、10月末で東神楽に抜かれて、人口減少が進んでいます。

そこで、当町の人口減少対策について、以下の3点について町長の見解を伺います。

（1）移住者増への取組策について。

人口減少対策の一つとして、移住者の促進策が重要と考えます。人口減少に悩む自治体において、移住者の増加を図るために、既存の空き店舗や空き家などをリフォームやリノベーションするときに助成金を出して新たな物件として活用し、移住者の増加を図る自治体も多くありますが、我が町の現状と今後の方策について伺います。

（2）地域おこし協力隊員などの定住策について。

現在の地域おこし協力隊員は、様々な行政課題解決のために行政に関わる活動や農業支援者としてそれぞれに取り組まれております。協力隊員の契約期間満了後の町への定住促進はどのように進めていくのでしょうか。また、移住者の昨年度の実績では、地域おこし協力隊員も多くカウントされている状況にありますが、隊員以外で我が町へ移住・定住される方々への取組はどのような方策を考えているのか伺います。

（3）婚活支援について。

我が町の子育て環境は、周産期から始まり出産から進学まで様々な支援策が行われており、平成5年から平成14年までは合計特殊出生率では2.02や1.85と全道1位でありました。しかし、現在はその合計特殊出生率も1.44まで減少しています。

そこで、出生数の増減の要因となる婚活支援に関して、我が町が現在行っていることと、今後どのような方策を取るのか伺います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁願います。

○町長（斎藤 繁君） 3番湯川議員の人口減少対策についての御質問にお答えいたします。

人口減少対策については、いかにして住みやすいまちづくりを進めるかという町政全般の取組が重要なと考えております。経済的な基盤はもとより、医療や福祉・教育など様々な要因があると考えております。その中の一つとして、移住者の増を課題として捉えているところであります。移住対策の一施策だけが移住を考えている方が本町を移住先として選択する要因ではないという認識の下、御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の移住者増への取組策についてであります。現在、町では移住した方のみを対象とした助成制度はありませんが、住宅リフォーム助成や新規開業補助制度など、移住された方を含めた町民を対象とした助成制度を設けているところであります。今後におきましては、これらの事業を継続するとともに、移住を希望される方々に対しましては、現在行っているワンストップ相談窓口や空き家・空き地バンク、ホームページ等で情報発信などを継続しながら、新たな移住者向け助成制度についても検討を進めてまいります。

次に、2点目の地域おこし協力隊の定住についてであります。地域おこし協力隊の定住に向けては、総括業務を行っている企画商工観光課と隊員の所属する課が連携を取りながら、任期満了後の定住に向けたサポートを進めてまいります。

特産農作物支援員の定住については、町内での新規就農を採用の条件にしていますので、隊員に定住の意思確認を行い、現在、農作業の支援と併せて新規就農に向けての研修を進めているところであります。

次に、3点目の婚活支援についてですが、婚活支援につきましては、行政が指導して行っている婚活支援を目的とした事業は行っておりませんが、駐屯地曹友会が実施している、ふれあいパーティーやアグリパートナーが実施している後継者対策としてのマッチング事業を行っているとは聞いております。

現代における婚活に当たるものについては、スマートフォンの機能を利用したマッチングアプリが主流と認識しており、行政が主体となった婚活を趣旨とした事業についての予定はありません。

しかしながら、少子化対策や子育て支援事業については、これまでどおり継続して実施し、特定不妊治療費の助成や産前産後における母子保健事業等の実施により、安心して子どもを産み育てる環境整備を行うことが、行政が行うべき少子化対策と考えております。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） 人口減少対策は、社会減と自然減があると思うのですけれども、自然減はなかなか仕方がないことだと思いますけれども、社会減は比較的止めることができますと考えております。その一つが移住対策と考えるので、再質問いたします。

移住するきっかけは、様々な要因があると考えますけれども、中でも、町の魅力として、その土地、そこに住む人、風土などはもとより、生活の基盤がしっかりとしているか、行政サービスはどのようなものがあるか、そして何より自分のやりたいことと町とのマッチングが大切だと思います。

そこで、今回は、移住したいと思うきっかけとして、衣・食・住の中から住を取り上げてみましたが、移住者への取組に対しての再質問をさせていただきます。

現在の住宅リフォーム制度については少額であるため、思い切った増額は考えていないのでしょうか。また、新たに開業する方に限っての助成ではなく、例えば同一の業種で拡大店舗に対してや店舗のオーナーに対しての助成などは考えていないのでしょうか。お答えお願いします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 3番湯川議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、移住してくるためには、住むところということで、民間アパートもございますし、そのほか中古住宅ということで、そういう意味でリフォーム制度ということかと思います。

現在は、移住者のためだけのリフォームは、さきに答弁したとおり、行っておりません。全町民を対象としておりますが、今後につきましては、移住者に特定すべきなかどうかを含めて、リフォーム以外も含めて、中古住宅をどういうふうに、空き地も含めてですけれども、活用していくかというのは、非常に重要な課題と認識しておりますので、今後いろいろ検討していきたいと。その辺はどういうものがいいのか、検討していきたいと思います。

あともう一つ質問にございました、事業継承でしょうかね。新規開業以外の拡大等について、オーナーの補助というのがちょっとどういうものなのか理解は今すぐできないのですが、新規開業も、移住てきて新規開業してきた人も、町内にいる人も、今は同じ条件でそういう商工観光の事業としてやっておりますが、先ほどの住宅とちょっとかぶりますが、そういうものが移住者の方を特別、別枠にしたらどうなのか、別の補助政策を何か設けたらいいのかということも含めて、今後は総合的にあらゆる、住居とか開業に限りませんが、これは常に、政策は検証しながら、よりよいものを移住する方のために、移住者に定住してもらうために進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） では、実際に移住してきての、近隣市町村でも実施がある法的な手続を円滑に行うための不動産会社との連携は、やる予定とかはありますか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 3番湯川議員の御質問にお答えしたいと思います。

不動産会社の地元との連携は、現在のところ行っておりません。将来に関しても、今後に関しても、これについては、どのようなといいますか、どういう効果があるのか否かも含めて、常に研究検討は進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） 次に、地域おこし協力隊などについて再質問させていただきます。

その前に、答弁漏れがありましたので確認させていただきます。地域おこし協力隊以外の移住・定住される方々への取組については、どのような方策をお考えになっているのかをお聞きします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 3番湯川議員の御質問にお答えしたいと思います。答弁漏れで失礼いたしました。

地域おこし協力隊以外の一般の方といいますか、移住されてくる方にどういう施策というのは、私の中では、特にこれは必ず必要なものというのは、横文字で分かりづらいかもしれませんけれども、ノックアウトファクターというのがあるのですけれども、これはビジネスで、プロジェクトとかで、町で言えばまちづくりなのですけれども、それで必ず満たしていかなければならない条件とか基準ということなのですけれども。

これについては、まず、先ほど言いました住むところ、住居、それと食ですね。先ほどとちょっと関係あると思います。それと、病院とかスーパーマーケット、コンビニ、Wi-Fi、これは町に必ずないと、そもそも選択肢に引っかからないと、そう考えておりますので、そういう意味で、病院とかラベンダーハイツ、そういう福祉関係はしっかりやっていく上で、個別の子育てとかリフォームとか福祉、イベントとか景観、あと除雪の行き届きなんかも含めて、これはどういうふうにPRしていくのかというのが、道や国が全部が全部できませんので、我が町の特徴をどういうふうにPRしていくのか、移住者に対してですね、そうして住んでくれるのかというのが、非常に重要な進め方だろうと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 再質問。

3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） ちょっと難しい言葉だったのですけれども、PRをたくさんして、来ていただくようにしていただきたいかと思います。

地域おこし協力隊員の任期満了後の定住に向けてのサポートとありましたけれども、そのサポートの内容について、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 3番湯川議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在の地域おこし協力隊員に対する任期満了後の定住に向けた施策というのは、今のところ、さきの農業のところでも触ましたが、相談業務と、プラス一般の人にも当然政策としてあるリフォームですか、新規開業とかがメインになりますが、職場としてといいますか、町として言えば、独自としてといいますか、受け入れたほうですので、相談業務が今のところやっているところです。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） それで、農地のあっせんとかはどういうふうに行っているのですか。地域おこし協力隊の。

○議長（中澤良隆君） 農業振興課長、答弁願います。

○農業振興課長（安川伸治君） 3番湯川議員の再質問にお答えさせていただきます。

地域おこし協力隊員、特産農作物支援員の今的新規就農に向けての件でございますが、その際に農地が必要になってくるわけでございますが、今現在、まだ研修中でございますので、その期間を2年間ということで今予定しているところであります。

今現在、1年ほど経過しておりますので、その中で農地の所有、耕作する権利も含めて必要になってきますので、今後に向けて、農地のあっせん、また相談等を進めていくということで、2年後に農地の耕作のほうができるよう、今現在、相談を進めていく途中でございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） 2年後ということで、今検討中ということで、農業をやるには運転資金も必要となってきますけれども、そこら辺の補助とかはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 農業振興課長、答弁願います。

○農業振興課長（安川伸治君） 3番湯川議員の再質問にお答えさせていただきます。

新規就農の営農開始に伴いまして必要となります資金、営農のための運転資金でございますが、今後2年間の研修終了後においては、国の次世代人材育成の経営開始型という支援制度がございますので、今現在はそちらのほうを活用しながら、営農開始当初の支援をスムーズにできるように進めていく予定でございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） それでは最後に、婚活について再質問させていただきます。

町の子育て支援の充実は十分認識しておりますが、行政が婚活に関してのサポートを行っている自治体もあるようです。コロナ感染症が5類に変わって様々な活動もできるようになりましたので、町が主体となり、様々な声かけを行って、当町も積極的に婚活イベントに関わっていくことを考えてはいなさいのでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 3番湯川議員の御質問にお答えしたいと思います。

積極的に関わる自治体もあるうかと思います。積極的に関わる上で、手放しで積極的に関わるというのは、ちょっと二の足を踏むというか、考えなければならぬことが私はあると思って、昨今、婚姻の在り方というのが一様ではないというのがあって、その一つの形を行政が推奨するといいますか、そういうものがどういうふうに町民にリアクションとして起こるのか。

また、明確に一つの選択肢しか提示しないわけですので、それがどうなのか。LGBTとかおりまして、Lのマッチングアプリ、Gのマッチングアプリを作らなければならないとか、いろいろ考えることが、だから、町がやると一つになってしまふので、そういうもののリアクション、町民の方の反応がどうなのかというのが非常に気になるところで、なかなか一つのものに固定するのはどうかな。

反対しているわけではございません。先ほどの答弁にもありましたとおり、ほかの団体でやっていることは、大いに町としていろいろ、減免等施策もございますので、応援していくことは十分、今も応援しておりますし、今後もそういう方向、最低でもといいますか、それは町としてできることなのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） 2期目をスタートさせた齊藤町長の手腕をしっかりと見せていただき、私としても、活気ある上富良野を取り戻すべく尽力させていただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、3番湯川千悦子君の一般質問を終了いたします。

ここで、10時30分まで暫時休憩といたします。

午前10時15分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（中澤良隆君） それでは、再開いたします。

次に、10番井村悦丈君の発言を許します。

○10番（井村悦丈君） 本日、私からは2項目の質問をさせていただきます。

まず、1項目めの物価高騰に対する町民生活の負担軽減と地域経済の振興策についてであります。

エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受け、家計の負担は大きくなっています。この中、価格高

騰緊急対策として、低所得者世帯給付金の追加交付がなされ、令和6年度上富良野町価格高騰緊急対策事業として、支給対象要件に当てはまる世帯に支給されました。

テレビ報道などで商品の値上げが発表され、まだまだ物価は高騰し、さらに家計への負担は大きくなり、支援が必要になることが予想され、支給対象要件に当たらない世帯においても、さらに家計への負担は大きくなるのは必然であります。

そのような中、年末に例年行われている「プレミアム付き商品券」の販売が今年はないのか。食料の買入れ・灯油の支払い、来春に向け新入学の準備など、町民にとって大きなメリットがあることから期待している町民の方々からよく問われました。

町にとっては、住民の生活支援につなげられるとともに低所得者世帯や子育て世帯を支援でき、プレミアム付き商品券は町内の店を限定することで、普段はインターネットやほかの地域で買い物をしている方々の消費を取り込むことで、地元商店が元気を取り戻し、地域経済が活性化することによって税収や雇用が確保され、町にとっても大きなメリットがあると考えられることから伺います。

物価高騰による町民の生活費負担軽減と地域経済の振興に向けて、プレミアム付き商品券の販売、発行を行うことについて、町長のお考えを伺います。

（発言する者あり）

すみません、忘れていました。

続いて、2項目めの町おこしについてでございます。

先月13日に、大手不動産会社による道内の駅を中心とした町の幸福度ランキングが発表されました。回答したのは観光客ではなく、地元住民であるとのことでした。

道内テレビ局による取材に対し、町民の方々のコメント、町長も自己分析として「旭川とか富良野、旭川空港にも非常に近く、病院もあるので、非常に住みよい町」とコメントされていました。また、記者は「都市開発が進んでいるわけでもありませんが、人混みとは無縁のゆったりとした町並み、町民を楽しませる仕組みは、町内施設もある」と紹介されていました。最後に、「北海道らしい名所もありながら、町民に愛される町づくり。地方創生のヒントになるかもしれませんね」とのコメントで締められていました。

現在、住まわれている町民の皆さんには幸福度100%であるかもしれませんのが、これから先を考えるとき、高齢化が進み、人口減少を少しでも食い止める必要があると考えます。町の取組も重々承知していますが、町の資源を有効に活用し、地元の活気

を取り戻す地方創生のための取組として、若者が住みやすいと思える町おこしが重要なテーマになると考えます。

最近は、企業誘致、地方からの進出などもなく、仕事もないのが現状であり、この町を活性化させるには、町内はもとより、他地域からの若者の移住・定着も含めた企業支援を強力にし、既存の産業にも刺激を与え、経済活動の活性化を目指す取組が重要ではないかと考え、町長に伺います。

中心市街地の商店街について、シャッターが閉じたままのお店跡がたくさんあります。商店街のシャッター街化は共通の要因があり、経営者の後継者不足、高齢化等の理由など、今後、廃業が増加し商店街の存続が危うくなる現状にどう取り組むのかお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁願います。

○町長（齊藤 繁君） 10番井村議員の2項目の御質問にお答えしたいと思います。

まず、1項目めの物価高騰による町民生活の負担軽減と地域経済の振興策についての御質問にお答えいたします。

令和6年の政府経済見通しによりますと、成長の継続、労働需給の引き締まり等を背景に、2024年度の賃金上昇率は2023年度を上回ると見込まれ、賃金上昇に定額減税等の効果が加わり、令和5年は賃金上昇が物価上昇に追いつかない状態でしたが、今年においては、物価上昇を上回る所得の増加が見込まれています。

御質問のプレミアム付き商品券の販売についてであります。従来のプレミアム付き商品券事業は、商工振興策として、町の経済団体の要望に応える形で、毎年、主に年末年始に向けて平成31年度まで実施しておりました。また、令和2年度から昨年度にかけては、新型コロナ感染症に伴う消費の落ち込みや収入の減少に対応する商工振興策として、国の補助金を原資とし、プレミアム率を上乗せして実施したところであり、いずれも年末年始の家計負担を和らげる効果は非常に高く、町民の皆様にも大いに活用していただき、御好評を得た施策であったと考えております。

一方、消費喚起を期待する商工振興策としては、これまで灯油やガソリンなどの燃料費の支払いなど、経常的な費用の支払いが大半を占めるなど、町内専用の商品券を用いた町内消費の拡大に関して、その効果は非常に限定的と言わざるを得ない状況であり、一般財源を用いた施策としての継続は困難な状況がありました。

また、プレミアム分が上乗せされるとはいえ、一時的に高額な費用を捻出する必要があることから、

所得の低い御家庭ではその利益を最大限受けることが難しいなど、町民の最低限の暮らしを守るという福祉の観点からは課題を抱えているところです。

このような状況から、今後、国庫補助金などにより実施する見込みがある場合、地域経済振興対策としては、紙媒体での商品券発行、販売に限らず、スマートフォンアプリを活用した電子マネーによる同様の施策など、生活費負担軽減対策としては、セーフティーネットとしての効果をより多様かつ所得の多寡によらず効果のある手法について導入を検討したいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2項目めの中心市街地商店街の後継者不足等の問題に関する御質問にお答えいたします。

議員御質問のとおり、町内各商店街において、閉業し、シャッターが閉まつたままの状態で数年から十数年経過した店舗も散見されるのが現状であると認識しております。

もちろん、これは本町に限らず、過疎化や空洞化に伴う課題として、全国の自治体でその対策に取り組んでいることは御承知のとおりでありますが、メディアで大きく取り上げられるような顕著な成功例もある一方、普遍的な解決策として、本町の取組に転換できるような明確な答えが出でていないのも現状であります。

閉業に至るには様々な要因があり、後継者不足の問題も非常に深刻な課題と捉えておりますが、人口減少に伴う基礎購買力の縮小やモータリゼーションの進展による隣接商業圏への流失、商業施設の大型化、ネット販売の浸透など、消費動向の変遷が強く影響し、既存の形態での事業継承を断念する主因となっているものと考えております。

後継者問題を含めた事業の継続を支援するための取組として、既存のUターン施策のみならず、第三者継承など新規開業希望者とのマッチング事業などへの期待はあります。十分な成果を上げ、かつその手法を参考ができる実例も現段階では乏しく、引き続き研究してまいりたいと考えておりますが、先般策定いたしました第3次上富良野町商工業振興計画におきましても、消費者ニーズへの対応や購買力の町内消費への引き戻しなど、経営の維持や円滑な継承、新規開業の促進等に取り組むことで、商店街に限らず、町内の事業者がそれぞれ足腰の強い経営を継続できるよう取り組んでまいります。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） 答弁ありがとうございます。

確かに、購入するにも先立つお金が必要ですが、

非課税世帯だけでなく、ぎりぎり課税世帯もありますし、出費のかさむ子育て世帯など、物価高騰にかさむプレミアム率が上乗せされるだけで経済的に助かると考えています。

町の評価としても、家計負担を和らげる効果は非常に高く、町民の皆様に大いに活用いただき、好評であったとの答弁でございますが、あったとなれば、早い時期に行うべきではないかと思いますが、検討はするのか、実施はされないので。どちらか伺います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁願います。

○町長（齊藤 繁君） 10番井村議員の御質問にお答えしたいと思います。

物価高騰を、さきに述べさせていただきました。本当の純粋な物価高騰については、今年度は所得が上回っておりますので、その部分については、所得で解消されたと、政府も発表しているとおりかと思います。ただ、注意しなければならないのは、所得です。給料をもらっている人はそうなのですが、もともと所得の低い方とか、年金とかの方は、こういうケースにはならないので、注意しなければならないと考えております。

それと、物価分は上昇でカバーされても、もともと子育て世帯がいて、もともと出費が多くて苦しいと、それは変わらないと思います。物価分が賃金の上昇でカバーされたから楽になったとは決して私は思っておりませんので、そういうところに、次もしやるとしたら、考えなければならないのは、必要なところ、セーフティネットとしての機能もそうですし、そういう子育てとか経済対策、そういうものに主眼を置いてやるのがいいのかなというふうに考えております。

現在のところ、皆さん御承知のとおり、国で経済対策、今、補正予算で検討されておりますので、その詳細が決まってからになりますが、町もその中でどういうことをすべきかということは、プレミアム付き商品券も含めてですが、経済対策はつくっていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） 経済対策として、場合によっては行うということだと思いますけれども、プレミアム商品券については、購入された町民の方々はプレミアム率を基に、高額な商品、またはまとまった支払いに充てようと、様々だと思いますが、当然プレミアム付き商品券の消費喚起効果について、消費の概要等データは取っていると思いますが、先ほど答弁の中にあった、限定的だから行わないということでしたが、どうしても消費者にすると

支払い目的があつての望むところだと思っております。この件についてはどうお考えでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 10番井村議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほどの効果が限定的というのは、経済対策として打った場合は、ガソリン、燃料とか、ほかの経常的な経費に支払いがそこに集中してしまって、経済的な効果は限定的だと、そのような意味です。

ただ、これを使えるところは全部使えるのですけれども、それを偏らない、どこでも使えるようにしたいということでいろいろな、紙媒体ではなく、どういう方策があるかというのが、まさに検討課題かなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） 今、私が質問しているのは、紙媒体とか、そういう電子決済とかという方面は、経済対策だと思っているので、今は消費者の対策のことを言っているつもりなのですけれども。

ほかの自治体では、プレミアム付き商品券などの件について、住民アンケート調査を行うとして、利用実態、使い方などについて調査結果が発表されています。

プレミアム商品券事業の効果が大きい取組であることは実証されているところであると思いますが、どのようなアンケートを取る等は行わないのか、伺います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 10番井村議員の御質問にお答えしたいと思います。

すみません、先ほどの訂正も含めてですが、経済対策として限定的ではなくて、商工業の振興対策としては、支払先が固定されるので効果が限定だということです。真意はですね。

その上で、経済効果といいますか、大変な子育てとか町民の暮らしを守る上で、そういう効果は、議員おっしゃるとおり、あると思います。ですので、プレミアム商品券をやる狙いが、商工振興なのか、それとも、今大変な町民、特に子育てとか、低所得の年金でしか収入がない人とか、そういうセーフティネットとして生活を守ることとして、どういうところに主眼を置くか。そして、それを最大限効果を發揮するためには、手段として紙媒体がいいのか、それとも答弁させてもらいましたポイントがいいのかなども含めながら検討していきたい。

当然、プレミアム付きの商品券を発行すれば、それなりの効果はあると思いますが、必要な人に狙いをもって、どういうふうに届けるかというのが今の

課題かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） どこに主眼を置くかということでございますが、答弁の中で、所得の低い家庭は最大限受け取ることが難しいなど、町民の最低限の暮らしを守るという福祉の観点から課題を抱えているというようなことにもつながるのかなと思っています。一般財源を、今後、福祉サービスに重点を置きたいから行わないというようなことなのでしょうか。福祉とは限らずですね。

私は今、物価高騰に対する町民生活の負担軽減の支援を伺っているので、多少質問と温度差を感じますが、その辺について伺います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 10番井村議員の御質問にお答えしたいと思います。

当然一般財源を使わなければならぬのですが、一般財源、もちろん予算の総枠は決まっておりますので、その中でプレミアム商品券と福祉政策が綱引きをして、パイの取り合いというふうな状況になって、プレミアム商品券は福祉だけではありませんけれども、ほかの政策が一般財源を取り合うような構図になりかねませんので、その辺でなりかねないということは、なかなか今の一般財源を、政府の補助金等がなければ一般財源をずっと投入して、プレミアム商品券の事業をしていくには、ちょっと持続性にはなかなか難しいところがあるのかなというふうに考えておりますが、当然、先ほど申し上げました、国等の補正予算等の交付金で財源の見通しがつけば、そしてまた、そういうことが効果的というふうな確証が得られるのであれば、ぜひ実施していくと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） 大筋、そのようなプレミアム商品券に対して分かりました。

では、地域振興対策としての紙媒体の件も答弁にありましたので、質問させていただきます。

電子マネーという答弁がありました。決済においては、電子化が進んでいないお店もたくさんあるように思います。商品券のデジタル化であります。消費者が決済用の二次元コードをスキャンすることで1円単位で決済ができるとして事業者にも様々なメリットがあると考えられています。

電子決済は、補助金を充て、現在推進しているともお聞きしますが、環境整備などの程度進んでいるかお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁願います。

○副町長（佐藤雅喜君） 10番井村議員の御質問にお答えいたします。

業者名は、何とかペイというやつなのですがそれとも、比較的多くのお店が、前回何とかペイを使ってポイント付与の事業も行ったことから、それを活用できるQRコードについては、相当数の普及がしているということも伺っております。ただ、その実態の数値については、今ちょっと持ち合わせておりませんので、商工会や何かのほうに問合せとかしないと現在は分からぬのかなと思っています。

あと、感覚としては、それ以外の各種交通系も含めてカードの利用をする、いわゆるレジスターというよりは、タブレットや何かによるそういった決済も比較的進んでおりまして、そういう部分、商工業の皆様も大変有効に活用いただいているのか普及しているのかなというような感覚では捉えておりますけれども、実数としてきちんとアンケート調査した数字というものは持ち得ていない状況でございますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） ありがとうございます。

いずれにしても、様々なシニア層をはじめとする多くの世代が使える、工夫できるよう対応をしていただきたいと思います。町民、事業者にもメリットのあるよう、商工団体と連携して進めていただきたいと思います。

続いて、2項目めへの質問を再質問させていただきます。

個人的な意見ですが、私も、確かにこの町は生活に不便もなく、程よい田舎感がよいなというふうに考えています。ですが、観光に来られる方、またはこの町の資源に魅力を感じている方にしては、何か物足りないのではないかというふうに思います。特にJR富良野線の車窓から眺めるラベンダー畑とか十勝岳は、すばらしいものがありながら、駅を出ての町並みも大切な一場面だと思います。

住んでいる者には分からない魅力が、上富良野町には観光資源としてあるのではないかと考えたとき、何が足りないとお考えか、町長に伺いたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 10番井村議員の御質問にお答えしたいと思います。

何が足りないのかというのは、なかなか難しい御質問で、お答えになるかどうか分かりませんが、程よい田舎感というのがいいのかもしれませんし、物足りないと思われる方も、それも多くいると思います。

あくまでも皆さん個人の感想で、これから私が申

すことも、もちろん私の個人的な、統計データに基づいたものではありませんが、何が必要かというのはいろいろ、旧商店街は、言われるとおり、シャッターを閉じたところも、店舗として閉じたところも多いのですが、それ以外、郊外にはそれなりに新しいお店とかも増えておりますので、とにかくそういう新しい新規開業とか、事業継承でも構いませんが、せっかくお客様がたくさん来るので、そういうお客様がたくさん行ける場所、飲食でも構いませんし、公園でも構わないのですが、行けるところ、そして、それは上富良野にしかないから、上富良野に来る理由といいますか、そういう理由をつくっていくのが、食べ物でも何でもいいのですけれども、山もいいです、そういうことが大切なのかなというふうに思っております。

それが商店街の、今ある既存のシャッターが開くかどうかはちょっと確証は持てませんが、もちろん開いて、昔の旧商店街が復活すれば、店が張り付いて、それがよいのかもしれません、なかなか車社会の中でそうはならないのかなというふうに思っておりますし、そうでなければ、どういう展開が、車で行ける場所、そういうことが重要なのかなと、そういう拠点を増やしていくことが重要なのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） 今、本題に戻るシャッター街の話になったので質問させていただきますが、これ聞くと、非常にデリケートな部分なのかなというふうに思います。空き店舗は、店舗以外の部分を住居としているという要因もあることも推測できますし、老朽化が進んだ建物をオーナーがそもそも貸す気がないという、そんな身も蓋もない理由があるのが実情かもしれません。

でも、このままでは、人口減少によって少子高齢化で廃業が増えることで経済は衰退、生活の利便性の低下につながり、さらには人口減少に拍車をかけるということが考えられます。

また、今後インバウンドの増加が見込まれ、民泊など増える中、最近は素泊まりのお客のほうが多く、外食が多いと伺います。スーパーマーケット、コンビニなどの買い物が増え、外食に出られる方は駅周辺飲食店を含めて足りないと思います。また、飲食店問わず上富良野資源を魅力に感じ、業種問わずアクティブな考え方をお持ちの企業を目指す方がいたならば、違う方策で支援してはいかがかというふうに考えます。

町では、新規開業、新事業展開、特産物開発などの応援する新規開業等支援事業補助金は行われてい

ますが、地域資源を生かそうと考えると、他地域からの起業を目指す方を取り入れ、この上富良野町で開業したいという方に空き店舗、空き家の屋主に対する補助を要件つきで行うなどの考えなどは考えられないのかお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁願います。

○町長（齊藤 繁君） 10番井村議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、商店街はシャッターが閉まっておりましても、併用住宅ですので後ろの部分といいますか、居住されていて、貸すのも少し気が引けるといいますか、いろいろ面倒くさいということもあるのかもしれませんし、事情があるのかもしれません、シャッター閉めたままで裏で暮らしているという方も多いのかなというふうに、あくまでも私の近く住んでいる周りですけれども、そういうふうに感じております。

町では、町外から新規開業で来られた方、多くはありませんが、ぽつぽつといろいろなところに、いろいろコーヒーとか開業されて、そこに多くのお客様が訪れているということもありますし、決して町外から開業する人をシャットアウトしていませんし、逆に、特に先ほどの話に戻りますが、移住とかしてくる人も、特に優遇しているわけではなく、町内の方と均一に新規開業とか新規展開の補助があるだけで、これを使って、ほかの政策というのは今のところ思いつきませんが、これをPRして、風景なんかもいいので、ぜひ、かみふで開業してくださいというPRに尽きるのかなというふうに考えております。

そして、もう一つの話、一番最初の併用住宅の話になりますが、なかなか大家との話に仲介というの、誰がどのようにするかというのは、町がするべきなのか、不動産会社を入れるのか、それともそこを借りたい人が直接するべきなのか、そのときの家賃補助等についてどうなのかというのは、今後検討していかなければならないのかなというふうに、とにかく空き店舗、空き家・空き地も含めて解消していくたほうが町が活性化するというのは、議員のおっしゃるとおり、それも一理あると考えておりますので、そちらのほうは今後十分研究検討を重ねてまいりたいとは考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） 今後、検討されたいということでございますが、例えば、空き店舗を何かの補助で買い取るなり開店するなどして、例えばインバウンドなんかは特に一極集中した屋台村みたいのを好むと思うのです。そういうようなことも考えた

らいかがかなというふうに考えます。

また、町の活性化というか、今後、起業を臨む人たちにさらに魅力的なことを伝えるために、最近、コロナ禍からユーチューブなどでウェブ上のイベント配信を当町はされていますよね。投げ銭うつての効果は、ふるさと納税など上富良野町を知ってもらうには効果が出ていると思っています。

しかし、町にお金を落としてもらうには、実際このほかに、この町に来てもらうのが一番だと考えますが、今後どのようなことをお考えか、伺います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 10番井村議員の御質問にお答えしたいと思います。

町に来てもらうことがまず第一歩だと考えております。来てもらうだけでは、ひょっとしたら、来てみて帰るだけかもしれません。ジュースを飲んで帰るだけかもしれません。ですので、来てもらって、まずやはり飲食ですね、宿泊してもらえばもっといいのですけれども、そういうふうに通過型から滞在型に、観光が中心になると思いますが、もちろん観光と商工は非常に連動といいますか親和性がありますので、来てもらってお金を消費してもらうと。通過だけではなくて滞在してもらうというふうな方向で、いろいろ施策は考えていかなければならぬのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） 今後、何かイベントなど再開することによって交流人口が増えるということで、地域資源を通して町とつながりのある人が全国に広がることを望むところですが、例えば、交流人口を増やすということですが、新たな人の流れをつくるということは、移住促進など施策展開に大きな強みとなると思います。

最近、耳にしたのですけれども、上富良野の豚サガリを全国に広めたのは転勤で来た自衛隊が転出されて、北海道に九州の芋焼酎を広げたのもそうだと言われているように、町外から様々な人がこの町に集まり、人の流れをつくるということが大切かと思います。それが町の活性化につながり、移住・定住による人口増加も、期待できる可能性を秘めていると思います。

空き店舗だけでなく、空き家についてもそうですが、最近、11月28日には、中富良野町が空き家の包括連携を結んで、空き家を買い取ってリフォームして販売する会社と協定を結んだというふうに出ていました。

どこの町も移住支援については、人の取り合いみたいなところがあると思いますが、答弁書の中にも

あります普遍的な解決策の取組として転換できるような答えが出ていないということですが、例えばコンサルを入れるなど、また観光協会などと統合し、一般財団法人を設立し、地域おこし協力隊を入れるなどして、上富良野の観光資源を一元化しながら町づくりをコーディネートして、これから目指す将来の実現に向けて解決していくべき課題を検証、限られた財源で効果的かつ効率的にまちづくりを進めていくことが必要でないかと思い伺いますが、そのようなお考えはどうでしょう。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 10番井村議員の御質問にお答えしたいと思います。

一般的には、空き家・空き地をそういうふうにいろいろ、中富良野でも、今おっしゃったとおりですが、今回、問題は商店街のことですので、商店街をどうするかということですので、どこの町も同じ状況で、劇的に変わったところもあるかもしれませんのが、おおむね旧市街と言われる部分は、旭川でもそうだと思います。

旭川とか大きな都市でもドーナツ化現象とか言われるよう、なかなか旧市街をどうするかという難しい問題があるのかなと思っておりますが、今おっしゃられた、コンサルを入れてしてはどうかとか、いろいろ予算はかかると思いますけれども、限られた予算の中でどうしていくかというのは、決して旧商店街を放置するというわけではなく、何らかの、すぐできないのかもしれませんのが、今できること、将来できることを含めて、考えていかなければならないとは認識しております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） 石破首相になり、肝入りである地方創生は優先課題だというふうに上げています。そして地方創生推進交付金を倍増させる方針であるとも言われております。

人口減少の過疎化をどのように活性化させるのか期待されるところでありますし、今後、情報収集を図り、町の課題を検証して、もし当てはまるものがあれば、この交付金を有効に活用するような施策を図っていただきたいというふうに考えています。

人口の自然増減は仕方ないとしても、人口増を目指し、少しでも流出させない取組を計画的に進めていくには、様々な課題のうち、将来像を実現に向けて、特に重要な課題を整理し、町民の快適で豊かな暮らしの実現のために、各分野の課題解決に向けて今後も取り組んでもらいたいと思います。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、10番

井村悦丈君の一般質問を終わります。

次に、5番金子益三君の発言を許します。

○5番（金子益三君） 町長、このたび、2期目の当選、誠におめでとうございます。

全町民からの絶大なる支持があったと判断をさせていただきまして、一步前へ進む御答弁を期待するところでございまして、私も、2項目6点の質問をさせていただきます。

初めに、物価高騰対策として生活支援策を取らないか。

令和4年から始まって来の物価高騰では、令和4年には、2万5,768品目で、平均値上率は14%、令和5年においては、3万2,395品目で、平均値上率では15%程度の値上げとなっておりまして、令和6年に入って、既に10月までに1万83品目が値上げされ、平均値上率では17%となっております。

これらの要因については、原材料の高騰のみならず、円安やエネルギー高騰、さらには物流問題など様々な要因がありますが、近年は、最低賃金の値上げもされております。30年前に比べると約1.73倍にはなっておりますが、中小企業ではなかなかそれらを補うだけの利益を生み出すような価格転嫁ができずに苦しい経営状況が余儀なくされております。

また、サラリーマンにとりましても103万円の壁、それらの撤廃について閣議決定がなされていなかったために、実質の手取りの上昇が物価高騰に追いついていない状況が続いていることで、低所得者はもちろんのこと、一般的消費者にとっても日々の生活に非常に不便を感じている状況であります。

そこで、物価高騰に対して、行政として住民への生活支援の方策を取らないのか、以下3点についてお伺いいたします。

1点目は、毎年行ってきましたプレミアム付き商品券事業を、本年度の追加予算等で対応し、できるだけ早い時期に商工会等を通じて、町内事業者での使用ができるような追加措置は行わないのか。

2点目、プレミアム付き商品券事業は、商業振興対策としてではなく、町民の生活支援事業と位置づけて、当初予算で次年度以降対応する考えはないのか。

3点目、エネルギー高騰が止まらない中において、今後、冬季間を迎えるに当たり、福祉灯油として高齢者や低所得者に対しての助成を町独自で行わないのか、お伺いします。

続いて2項目め、地方創生2.0へ我が町はどのような対策を進めるのか、お伺いいたします。

さきに開かれました第50回衆議院選挙も終わりまして、第2次石破内閣が誕生しております。この間において、新たな地方創生2.0として、産学官金労言士による有識者会議も開かれて、様々な地方の問題に対して、いかにして解決していくのかなどの議論がされております。

これまで国が進めてきた地方創生は、地域の持続的な発展を目指し、地域内の人々がその土地で安心して暮らし、働き、育てることができる社会をつくり上げることが掲げられてまいりました。これまでの地方創生では、法案に「まち・ひと・しごと」が並列されておりますが、今回の地方創生2.0においては「地方に雇用と所得」、「新しい地方経済」という文言が示すように「しごとづくり」が何より全面に出ているのが特徴と言えます。

そこで町長にお伺いしたいのが、地方創生2.0において、これまで国が一律にお金を出してきた仕組みから変わり、それぞれの自治体が主体性を持って地域が自ら成長戦略を描き、実践していく必要があります。

そこで、以下3点についてお伺いいたします。

1点目は、町長は具体的に町の成長戦略をどのように描いていらっしゃるか。また、それを実現していくための必要な政策はどのように描いていらっしゃるか。

2点目、地方ではなかなか人材が都市に比べると少ないと言われておりますが、それらを補う方策として、現在の地方創生人材支援制度や、新たに関係人口派遣制度などもありますが、これらの活用などを利用していくお考えはあるのか。

3点目、国もやる気のある自治体には、今後、地方創生の様々な資金なども準備していると聞いております。我が町は、これらの地方創生に関わる国からの有利な資金をどのように確保していくのか。

以上、6点について町長にお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斎藤 繁君） 5番金子議員の2項目の御質問にお答えしたいと思います。

まず1項目めの物価高騰対策としての生活支援についての3点の御質問にお答えいたします。

まず1点目と2点目のプレミアム商品券事業についてでありますが、従来のプレミアム付き商品券事業は、商工振興策として町の経済団体の要望に応える形で、毎年、主に年末年始に向けて平成31年度まで実施しておりました。また、令和2年度から昨年度にかけては、新型コロナ感染症に伴う消費の落ち込みや収入の減少に対する商工振興策として、国の補助金を原資として、プレミアム率を上乗せして実施したところであり、いずれも年末年始の家計負

担を和らげる効果は非常に高く、町民の皆様にも大いに活用いただき、御好評を得た施策だったと考えております。

一方、消費喚起を期待する商工振興策としては、これまで灯油やガソリンなどの燃料費の支払いなど、経常的な費用の支払いが大半を占めるなど、町内専用の商品券を用いた町内消費の拡大に関して、その効果は非常に限定的と言わざるを得ない状況であり、一般財源を用いた施策としての継続は困難な状況がありました。

また、プレミアム分が上乗せされるとはいっても、一時的に高額な費用を捻出する必要があることから、所得の低い御家庭ではその利益を最大限受け取ることが難しいなど、町民の最低限の暮らしを守るという福祉の観点からは課題を抱えているところです。

このような状況から、今後、国庫補助金などにより実施する見込みがある場合、地域経済振興対策としては、紙媒体での商品券発行、販売に限らず、スマートフォンアプリを活用した電子マネーによる同様の施策など、生活費負担軽減対策としては、セーフティーネットとしての効果をより多様かつ所得の多寡によらず効果のある手法について導入を検討したいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、3点目の高齢者や低所得者に対する助成であります、11月22日に閣議決定された国が実施する経済対策では、非課税世帯への3万円の給付をはじめとした物価高騰への支援が盛り込まれました。

本町における高齢者や低所得者に対する支援策については、国が実施する経済対策のほか、地域づくり総合交付金を活用し、福祉灯油事業を実施するよう取り進めてまいります。

次に、2項目めの地方創生2.0への対応策についての3点の御質問にお答えいたします。

まず1点目の町の成長戦略についてであります、全国的に人口が減少していく中で、上富良野町も例外ではなく、人口減少社会に対応したまちづくりを行っていくかなければならないと考えており、第6次総合計画の中でも、人口減少対策はまちづくりの最重要課題となっています。

町を持続的に発展させるためには、行政はもちろん、町民や企業、そこで活動する全ての人々が連携し、地域の未来を考え、まちづくりを行っていくことが必要であると考えており、上富良野町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた「これからのお富良野を見据えたしごとづくり、ひとづくり」、「人をひきつけ、好きになってもらうまちづくり」、「全ての世代が希望を持ち、安心して暮らし、活躍

できるまちづくり」、「ずっと住んでいたくなる、時代に対応したまちづくり」の四つの基本目標を柱として、今後も政策を進めてまいります。

次に、2点目の地方創生人材支援制度についてであります、地方創生人材支援制度につきましては、9月定例会でもお答えさせていただきましたが、持続可能なまちづくりを進めていく上で、非常に有効であると認識しておりますので、今後活用を検討してまいりたいと思います。

次に、3点目の国の交付金の活用についてであります、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金については、自治体が自由度の高い事業を行うことができる交付金になるとの情報もありますが、詳細が示されていないため、今後出される交付要綱等を確認し、活用について検討していきたいと考えております。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） それでは、再質問。

1項目めの1点目と2点目、御回答と一緒にいただいておりますので、ちょっと順番が後先になるかもしれません、再質問させていただきます。

今回、さきの議員を含めて、私も含めて、5人がこのプレミアム商品券の事業について質問があるのですが、残念ながら、同じ答弁が繰り返されておりまして、どこぞの国の総理大臣の企業献金をやめるかやめないかという答弁が、誠に同じだったのを思い出してしまったのですが、そもそも、私の1点目について、今年度の補正予算と追加の補正予算をするような形で、今年度にこのプレミアム事業を行うのか、行わないのかをそもそも聞いているのですが、これについてはどうでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斎藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

現時点では何も決まっておりませんが、さきにも申し上げましたとおり、国の経済対策の補助金等を鑑みながら、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 非常に地方において可処分所得がなかなか上がっていない状況の中で、住民の皆さんのが少しでも買物をするとき、特に年末年始に限らず、年度末、年度始めというのは割とお金が動くときなので、その手助けとなっております。

答弁の中にもありました平成31年度まで継続されていた商工振興事業、私の記憶の中では、前の前の町長のときからこの事業を行っておりまして、既

に20年以上継続的に行われております。この間コロナもありましたけれども、私の記憶においては、平成31年までの間においても、現在の町財政よりももっともっと厳しい、100億円から60億円に財政が厳しくなったその後においても、この事業というのを継続的に行われてきた記憶がございますが、なぜ今年行わないのかという明確な御答弁をいただきたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

さきの質問の回答と重なりますが、商工振興策としては効果が限定的であること、それと同時にどういう財源で、一般財源でやっていたのかどうか調べていませんので分かりませんが、財源も相当手当てをしなければなりませんので、これを恒久的な事業として当初予算からということは、考えてもなかなか実現は難しいのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 当初予算で工面というではなくて、そこまで飛躍した話ではなくて、今回の補正でも構わないから、やらなかったということを聞いていたのですが、私も明確にどういった財源を組み替えてきたのか、もしくは財調を崩したのか、ちょっとその辺は正確には覚えていないのですが、少なくとも今よりも厳しい財政状況の中においても、当時は商工振興という名の下において、この事業は続けてこられたということをまず確認しておいていただきたいのですよね。

これ、商工振興なのか住民サービスなのかという、卵が先か鶏が先かの議論の前に、ずっと上川管内の状況を見ても、これは国からの補助金が入るを見越したのか、財政が豊かなのか、様々な組み替えをしたのか、それはちょっと私は承知するところではございませんが、既に近隣市町村においては、年末年始に関わる、いわゆる商売の繁忙期に合わせて、住民の皆さんの懐が忙しくなるときに合わせて、いち早くプレミアム付きの商品券事業を行っている自治体が非常に多いのですが、先ほど町長、お金がないから、国からの支援が不透明だったからということでございますが、やっぱり本来であれば、今の時期にプレミアム付きが出るのが望まれるということでしたが、優先順位的には、町長の中でこのプレミアム付き商品券事業が低いということで認識してよろしいですか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁願います。

○町長（齊藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお

答えしたいと思います。

事業をやることの理由を述べるのは、それは説明責任しなければならないですけれども、やらなかつたことの部分ですね、それなかなか難しい。やらなかつたことは無限にありますので、端的に優先順位、優先順位が全然効果がないよと言っているわけではございません。当然、財政状況も影響してきますので、そうすると、やらなければならないことというのは、必然的に優先順位がつきますので、そういった中で今回は、今回はというか、補正予算でもなかなか単費では難しい、そういう結論に至っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 大変残念な御答弁でございます。これは決して商工業者を救うというか、その振興ではないのですよね。実際にそれを使う住民が恩恵を一番受ける。そのことから、このプレミアム付き商品券事業というのは長らく続いてきたのですけれども、その中において優先順位が低いという答弁は非常に、一住民として、住民の代表としても、これちょっと悲しい御答弁だったなというふうに思っております。

年内は無理かもしれないのですけれども、年度内であれば、まだまだ事業的には可能だと思うのですよね。会計年度が5月で締めるとすれば、3月だって、まだまだお金の出入りというのは町民の皆さんたくさんありますし、厳冬期においては、燃油等に回ることもあります。

先ほど、町長、ガソリンとか、そういった経常的経費に占めていると言うけれども、これ嘘ですよ。まだまだいろいろなもの使われていますよ。仮にですよ、仮にそこの経常的なものに使われたとしましょう。だけれども、プレミアム分が上乗せされているということは、従前1万2,000円の灯油を入れていたものが、20%のプレミアムであれば1万円で済むわけですよ、住民は。そうすると、そこに20%の可処分所得が浮くわけですよ。そしたらば、家族でおいしいもの食べに行こうかとか、もう一回ちょっと、いつも髪を切っているだけだけれどもパーマかけようかなとか、それが経済効果なのですよ。そういったものをきちっと町長は理解しないで、ただ需要費だと、そこに支払われているから効果は限定的というの、ちょっと現実を見ていな答弁だと思います。

それで、私が聞きたいのは、まだまだ年度内で間に合うと思うので、これは何とか単費の中でできると思うので、ぜひやっていただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

住民の懐がちょっと厳しいから助けてほしい。であれば、直接給付でもいいのですかということになって、プレミアム商品券でなくてもよくなってしまうので、そういうことを言っているわけではなくて、プレミアム商品券は、やはり商工振興の意味は相当あると。それを無視すると、プレミアム商品券を発行しないで、現金で、国がやっているような、それでもいいのかということになってしまいますので、それでも町民はいいのですけれども、それにプレミアム商品券をきますことで、やはり商工振興は必ずこれは絡んでくるので、商工振興の意味を否定することはできないと思っております。

その意味で、2割、私の答弁が間違っている。ほとんど経常的な経費に使われている。統計をたしか取っておりますので、後でその真意は分かると思いますが、確かに2割浮くのです。プレミアム商品券がどこで使われたかは追跡できますが、その浮いた可処分所得がどこで使われたかというのは追跡できません。ですから、もらった人はいいです。可処分所得が2割増えたから。それはいいのですけれども、商工振興なら、その可処分所得が、浮いた2割が、本当は町内で使われれば、町内の飲食とかで使われればいいのですけれども、そういうところを追跡するのは不可能なので、裏づけを追うことはできないので、2割がどうのこうの、町民はいいかも知れませんけれども、商工業者にその2割の効果があったかというのはなかなか立証するのが、言及するのが難しいかなというふうに思っております。

繰り返しになりますが、単費で、大変値上げの影響は、一般町民だけではなくて、町も相当賃金上昇と値上げの影響を受けておりますので、なかなか単費でやるというのは、決してこれを、町民の懐が厳しいというのは分かっておりますが、手を差し伸べたくても出せないという状況もひとつ御理解いただきたいなと。

ただ、幸いなことといいますか、国で経済対策の補助金を今準備しているところで、その準備が整って、うまく要綱等に合致すれば、何らかのプレミアム商品券と、今ここで断言することはなかなか、差し控えますが、何らかのそういう施策は打つていかなければならぬというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） ということは、もしかしたらまだ幅があるのかなという含みで捉えさせていた

だきたいというふうに思います。

町長、今、可処分所得のところをおっしゃったのと、プレミアム商品券の商工業者に対する経済政策。私も、経済政策ゼロとは言っていないのですよ。例えば昨年度は、コロナの地方創生のお金で入ってきた分ですけれども、額面で約8,000万円を発行しているのですよ。だから8,000万円は、一部大型店舗には使われた部分もありますけれども、そのほとんどが燃油なのか、それは洋服なのか、飲食なのか別としても、その8,000万円は上富良野町で必ず消費されているのですね。

仮にその8,000万円を現金でばらまいたら、この8,000万円は本当に、町長おっしゃるように、上富良野町にどれくらい残るか分からないということで、その分はいいです。浮いた2割はどこで使うか。もしかしたら、旭川の大きなショッピングデパートで使うのかもしれないし、もしかしたら、海外旅行に行くお金の原資になるかもしれない。でも、それはまさしく町民のための福祉政策というか、物価高騰に対する補助に値するところなので、これは全く矛盾していることではないと思いますから、私もそこは思っております。

ちょっと含みを持った御答弁をいただいたので、これ以上、今の1番に関するることは私も言いませんけれども、2番目の当初予算でつけていただく中において、いわゆる商業振興政策ではなく、町民の生活支援ですよという大きな意味が、コロナ禍では2年からの昨年までの事業については、確かに原資が国庫補助金の中で地方創生の新型コロナウイルス対策で入ってきたお金の中であったので、初めて商工会及び商工会員の事務手数料ですか、換金手数料ですか、それに関わる諸々のお金の部分というのも含んだお金で使われたのですよ。それ以前というのは、換金手数料を大型というのは2%，その前はもうちょっと高かったのですけれども、一般の小規模事業者については1%，そして印刷費、それから領布に関わるものというのは、全て商工会員等で補ってきておりました。これはやっぱり商業振興の名の下に行われてきたので、この間は致し方なかつたのかもしれないのですけれども、これをやることによって、参加する事業者がどんどん減っているのですよ。

例えばですけれども、例えば今年、もしも昨年と同じベースでやりますと、発券しますと、それに対してのプレミアム分は町で持りますよと。だけれども、これは商業振興事業なので、例えば発券に関わる印刷だったりとか、換金に関わる人件費だったりとか、そういったものをやると、今まさしく町長おっしゃったように、物価高騰なのですよ。8,0

00万円に対して約4%から5%の経常経費がかからってしまうのですね。そうすると、商工会はもちろんとして、それに関わる、せっかくプレミアム商品券を発行してきたけれども、うちの店使えませんと。そんな4%も5%も換金手数料に関わるくらいだったらば、とてもではないけれども参加できませんと。これは原材料も上がっていて、その原材料が、仕入れが上がっているものに対して販売価格に転嫁できないのですね、中小企業というのは。もちろん大企業と違って内部留保資金も持っていないのですよ。だから参加したくてもできないということ、非常に悪循環を招いていく。

だからこそ、当初予算でしっかりと、その事務経費も含んだ中で、これらは位置づけなければならぬ。ほかの自治体、全部そういうふうに今やっているのですね。ぜひその辺は、町長の今後のね、財源はどうなるかというのは、財源は知りませんという無責任なことは言いませんよ。財源もそこもしっかりとした中において、商業振興も、そして住民の物価高騰に対する生活支援も、両方兼ね備えた事業であるべきものとして、当初予算でぜひ組むものと私は考えますが、町長はいかがでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

物価というのは、そもそも普通であれば2%くらい上がっていきます。過去からもずっと上がっていきます。問題なのは、家計の所得が、その上昇に特に近年追いついていかないのが問題で、両方ともパラレルに普通に上がっていかなければなりません。今の状態がちょっと乖離があって、物価上昇分に追いつかないという状況、もしくはそのほかにも何か理由があって、昔はそうだったと思います。何か一時的な理由があって、商工振興策として、そういういきさつが必ずあると思います。ただ、それがやはりこういう事業は一時的に手当てをすべきで、毎年振興策としてプレミアム付き商品券というのは、なかなか馴染まないのかなというふうに思っております。

確かに、住民の家計には優しくなりますが、当然、苦しいときには支えてあげなければなりませんが、通常のときには、そういうことは税金を投入するべきではないというふうに思いますので、あくまでもこういう事業は、状況を見ながら、機を見て俊敏にといいますか、財政的な制約はもちろんありますが、決めていくべきものなのかなというふうに思っております。

おっしゃるように、換金手数料については、まだまだ議論の余地はあるのかもしれません、これを

事業として恒常にというのではなく、なかなか難しいのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 町長、この事業は非常に、他の事業もそうですけれども、スピード感を持ってやらないと駄目なのですね。もちろん年度末というお尻もありますけれども、今、まさに今、住民が必要としているものが非常な物価高騰によって悩んで、この先上がるものもあるのですよね。

一例を挙げると、上富良野の高校の制服が上がりりますから、上がるのです。全部上がっているのですよ。では、皆さん手取り上がってますかといったら、上がっていませんよ。上がっている人もいますよ。先ほど町長言ったように、町も大変だと、給与上がってると。ちゃんと地方交付税で補填してくれるですか。普通の一般サラリーマン、どこが補填してくれますか。してくれないのであります。そこもきっちり分かってほしいですね。

それを踏まえた上で、いろいろな国からのものであったりとか、恒常にするしないは別とした上で、いろいろなことを鑑みながら、その場その場で対応するというものではなくて、これはもう当初予算できちっと予算化されている。それが住民の皆さん、いわゆる需要と供給のバランスにおいて、需要が高まるとき、供給が必要とされるときにフレキシブルに商工会等において対応できるような事業にすることこそが、上富良野に住んでよかったなと思われる一つの要因にもつながると思うので、そこはやっぱり町長、ある程度腹をくくってやっていただきたいというふうに考えますがいかがでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

できればスピード感を持ってやりたいのですが、なかなかそういう財政的な制約、先ほど地方交付税の話をされておりましたが、昨今の賃金の上昇、物価の上昇について、地方交付税では控除されておりません、現在のところ。ですので、厳しい状況で今年の当初予算も一番初めから財政調整基金を入れることを認めてもらった、そういう事情があります。

その中で、独自でスピード感を持ってやりたいのはやまやまですが、プレミアム商品券と限らず、いろいろなまだまだ苦しんでおられる方がおりますので、一般的に賃金上昇したと言われても、賃金でない人もおりますので、だからスピード感持ってやりたいのはやまやまですが、やはり今回は、先ほどの答弁になりますが、どうしても国の補助を当てにしなければならない。その中で最大限のスピードアッ

ブはしてまいりますが、そういう状況を御理解していただきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 町長も苦しいというのは分からぬこともないですが、先ほど同僚議員の御答弁の中にもありましたけれども、本当に苦しいのですよね、町民ね。もしかしたら、最低賃金が上がった中において、若干の可処分所得が上がっていらっしゃる町民の皆様もいるかもしれません、町長御答弁の中にもあったように、年金受給者は、これ全く上がってない中において物価高という渦中にいらっしゃるということだけは忘れないでいていただきたいというふうに思います。

その中において、私、別に聞いていなかったのですけれども、御答弁の中にあったので、一時的に高額なお金を拠出しないと得ることができないという御答弁ありましたけれども、そんなことなくて、1枚500円のものを、安価な口数から対応できるようにもしておりますから、一方で、昔は上限がなくて、本当に一部のお金持ちの人しか買えなかつたということもありました。それらをきっちり反省した上で、事業者、商工会も含めて、町もその辺りちょっと話合いをした中で、上限は幾ら幾らにしましようと、それから最低購入金額もここまでにしまようとということを日々改良しているので、一概に所得の低い御家庭の方では利益を最大限に受け取ることが難しいというわけではないということは、まず御理解いただきたいというふうに思っております。

今後も、このような中から少量の口数から、ある程度一定程度のものに対することは、これは続けていきながらやっていただきたいと思いますので、まず、先ほど、町長も含みの中ありましたから、この部分については、お互い認識しているというふうに考えます。

この点について、もう1件聞きたかったのが、町長の御認識の中で、紙媒体というものではなくて、スマートフォンアプリを利用した電子マネー等の決済によるものと併せてやっていくという、検討すると言書いていますけれども、電子媒体にすればするほど手数料が高いのですよ。ざっと2.75から3.25%ぐらいの手数料というのが販売業者側にかかるのですね。導入のときは、〇〇ペイというのは、ただでいいですよとやるけれども、普及したらば、そこから販売手数料が莫大にかかるのですね。当然、向こうも事業ですから、ここに商品券事業を乗せられてしまうと、事業者側はとんでもないことになるのです。

さらに加えて言うならば、この後の質問にも

ちょっと被ってくるのですけれども、電子媒体で決済できるお店というものの数というのが、まだまだ商工会の中でも目標数には達しておりません。なぜかというと、町長御承知のとおり、Wi-Fi環境をインターネット環境を整えなくてはいけない。機材については、ただでもらえるかもしれないけれども、毎月のランニングコストがそこのお店にかかるてくる。そういうもののプラス、決済時に販売手数料が大きく乗ってくる。なかなか中小零細企業の中においても、本当に小さい飲食店であったりとか、本当に小さい事業所というのは、ここに二の足を踏むところがあるので、ここはちょっと、この事業と電子決済事業、電子マネ事業というのは分けて考えていただきかなくてはいけないかなというふうに思います。

東川町あたりは、HUCという電子地域マネーのカードを使っていますけれども、このたびのプレミアム商品券については、まだまだそのカードが全町民に行き届いていないということと、今言った決済手数料の問題があるので、電子媒体は電子媒体、プレミアム商品券はプレミアム商品券というふうに分けて事業化しているところもあるので、こここの分をしっかりと御認識していただいた上で、今後の経済対策の中における電子マネーの考え方というのをまず認識していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、弱者に、生活困窮者に対する最大限利益を享受できないというのは、これは私の認識ですけれども、非常にそう思っておりまます。

例えば、1枚500円にしようが1,000円にしようが、最大5万円まで1人買えるとしたら、その5万円を一気にそろえるというのがなかなか、相当厳しいと思います。500円から買えるから500円、それではやっぱり生活防衛として、生活の弱者をセーフティネットとしての機能を考えた場合、それはやっぱりある程度そういう方に配慮しなければならないと結構思っています。

販売手数料については、カード決済、電子のほうの手数料と現行の手数料、それは当然比較しなければならないと思っていますし、Wi-Fi云々もありますけれども、そもそも全部の補填が電子マネー対応になったとしても、そもそも自分の携帯を持っていない人もいるかもしれません。携帯にアプリが入っていない人もいるかもしれませんので、当然そういうことを考えたら、全部100%電子マネーにするというのはまだまだそういう段階ではないと

思っていますので、当然紙媒体も残っていくのだろうと考えております。

Wi-Fi設置、電子化がなかなか進まないというのは、Wi-Fiのランニングコストがかかってどうのこうの、いろいろあると思いますが、それはもうどうしようもないですけれども、何とか、もちろん入れることによって顧客が増えて、手数料もカバーするぐらい増えていければ、それがもちろん順当なプロセスなのかなというふうには思っておりますが、なかなかその辺については、入れられない固定の方がいるという、入れない、入れられない、そういう方がいるということも、全く無視しているわけではございません。

以上です。

○議長（中澤良隆君） お昼をまたぎそうなので、このまま5番金子益三君の質問を続けたいと思いますので、御了承いただきたいと思います。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 町長もその辺は理解していただけると思っておりますので、先ほどの5万円の最高額としたら、それをいきなり買うのは難しいというのは、私もそこは重々理解しております。

ただ一方で、非常に町民の皆さんのプレミアム商品券事業に対する熱い期待というのがあるということを、私も含めた5人の議員が同様の質問もしておりますので、その部分は重く感じていただきたいというふうに思いますし、3点目の質問に対しては、即対応していただいたことに対して大きく評価させていただくところであります。

何としても、今年度中にプレミアム商品券事業が行われることも期待しておりますし、当初予算で次年度以降、継続されることを期待申し上げ、次の質問に入ります。

地方創生2.0でございまして、答弁の中にもありました令和2年2月に策定されました上富良野町まち・ひと・しごと創生総合戦略の四つの基本戦略の中で、令和6年度予定のKPIにおいて、地方に雇用と所得、新しい経済政策と大きく関連のある二つの目標について、重点的に取り組んできた具体的な政策の進捗について、町長はどのようなPDCをお持ちでいらっしゃるのか、お伺いいたします。

ごめんなさい。その二つというのは、「人をひきつけ、好きになってもらうまちづくり」、それから「これからのお富良野町を見据えたしごとづくり、ひとづくり」この2点の中なのです。具体的に言つたほうがよろしいですか。

中身について、ざっくり申しますと、事業所数を460にしたいとか、企業誘致補助の新規事業を5件にすると、持続化認定事業は15件、新規開業

特産品開発補助認定が15件とか、農業生産96件にしたい、年間の商業販売額を70億円にしたい、先ほど申したキャッシュレス対応事業を100件にしたい、人材育成事業を3回にしたい、協働のまちづくり啓発事業は3回にしたい、ジオパークは、ツアーレイは5回、ジオツアーレイは100人呼んで、ふるさと応援モニターは1万4,000件、ジオガイドは15人にして、年間の宿泊観光客は8万人、うちインバウンドが1万2,000人、移住体験利用延べ日数が525日とか、移動相談窓口が20人というふうになります。

この数字、細かいことはいいです。どうなったかという検証はいいです。このことについて、町長はどのようにPDC（プラン・ドゥ・チェック）を行ってきたのかということだけお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁願います。

○副町長（佐藤雅喜君） 5番金子議員の御質問にお答えします。

私も細かい数字については、大変申し訳ないですが、今の時点では把握しておりません。

総合戦略についての数字については、毎年毎年一定程度の、年度ごとにきちんと数字を把握していく、数字によっては、例えば、私が知っているところだけ言うと、ジオガイドみたいのはクリアしているよとか、それから、新規の事業所については、ちょっとまだ追いついていないねとかというようなことの点検というのは、毎年毎年する作業は行っています。

そういうものにおいて、この後どういうふうにするのか。同じ政策でもってやっていけばいいのか、新たな政策を検討しなければいいのかということが、その数字の進捗状況に応じて、それぞれの所管で検討することにはなっておりませんけれども、それが具体的に、3件足りないからこの部分を幾ら予算を増やすというような具体的なものまで全てが全て取り組めていないというのが実際かと思います。

ただ、そのKPIの数値についてはしっかりと進捗管理しているということ、数値の管理はしているということで御理解賜りたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） ただ今、副町長のほうから御答弁ありましたように、当然このKPIについて、プラン・ドゥ・チェックを繰り返しながら行っているものと私も信じております。

伺いたかったのは、令和2年に策定いたしました上富良野町まち・ひと・しごと総合戦略というのは、これはときの地方創生の中での組立てだったと思うのですけれども、このたび、国においても2.0ということで、少し焼き直しが加わったことで、

完全に新たな仕事、雇用を生むというところにシフトしていくわけでございますが、今後において、上富良野町のまち・ひと・しごと創生総合戦略については、うちの町も少し新たな追加項目であったりとか、今の第1期の創生総合戦略に基づいた中で、次の、今もう令和6年ですから、第6次総合計画に基づいた中で行っておりますが、後期の中において新たな上富良野町の総合戦略というのは、今後策定していく予定というのはどのようなスケジュールなのか。もしあれば、どのようなスケジュールかお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁願います。

○副町長（佐藤雅喜君） 5番金子議員の御質問にお答えいたします。

今年度中に見直しを図るというのは、もう決まっていることなのですけれども、このタイミングでもって、金子議員御質問とのおり、新たな部分、国のはうもいろいろなものというか重点的にしていくということです。今回の2.0については。さらに強化していく部分というのは示されましたので、それを具体的にどういうふうに反映していくかというのは、今ちょっと、これからしっかりと2.0の中身、それから今後示される地方創生のメニューやなんかも結構国のはうでもウェブでもって説明会を今後開くようなことの情報も得ていますので、そういったものも得ながら、どこまでうちのやつをただの見直しでなくて反映していくのかというのは、これからちょっと急ピッチで進めなければならない課題なのかなというふうに考えています。スケジュール的には、ちょうど重なってしまっているというような状況にございます。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） ありがとうございます。

急ピッチで進められることを望みますし、その点において、町長にお伺いしたいのが、実に地方においての雇用と所得であったりとか、新しい地方の経済を生み出すというところなのですけれども、これらの主軸の中において我が町の、いわゆるスポットになるのかな、スポットの中でも、特にその強みというか、これは我が町、我が地域独自性があるよねとか、ここを伸ばしていくことによって、地方創生2.0にうまく乗っかっていきながら地域活性ができるよねという、何かそういった町長の、我が町の強みというようなものをお持ちであつたらば、お聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

我が町の強みですね。我が町の特徴というのは、

農業はかなり特徴的だと思います。ビール、ポップはじめ、ラベンダーとかいろいろあって、プラス、車の旅行客のビッグデータを見ると、大体千歳空港から入って、どこに来るかというと、道東までは行かないですね。大体、富良野圏、日高山脈より東に行かないのですよね、あまり。ビッグデータで。それが札幌からの距離。だから農業と観光、山も含めて、そういうのが非常に強みだと思っております。景観も含めていなのですけれどもね。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 分かりました。ぜひその辺の強みをどんどん出していただきたいと思いますし、2番目の地方創生人材支援制度を活用、さつきの私も一般質問でもいたしましたが、検討するということでした。

具体的に町のどのような部署に配置して、どんな仕事の活用かというのを、また関係人口派遣制度の活用というのは行わないのか。2点お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

地方創生人材支援制度、これについては具体的にまだそこまではいっておりません。ただ、将来的にといいますか、全くこれを視野に入れていないわけではありませんので、当然これも視野に入れていますし、プロパーの人、いろいろありますので、その中でどういうところに配属するか、もちろん決まっておりませんが、やっぱり期待するところは、どんな人でもそうですが、やはり財政、国庁のパイプ、いろいろ事業のマネジメントをしたり、そういういろいろな、その時々でそういうタスクといいますか、そういうものは求められてくると思います。今のところは、全くそれについては白紙と。ただ、そういう制度も睨んでいると、そういうふうに考えてもらって構わないかなというふうに思っております。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） ゼひ、地方にも素晴らしい人材がたくさんいらっしゃいますけれども、それらをカバーする意味では、非常に活用が大きいと思いますので、うまく使っていっていただきたいなというふうに思います。

3点目の国の交付金についてなのですけれども、まさにこれこそが2.0、大きくシフトを変えたのだなというふうに思っています。今のところから、非常にアンテナを高く張って、いざ上富良野町が進めようというときには、非常に有利な資金、必要な資金の調達が速やかに行える準備が必要と考えます。

それで、一般的に先ほどの地方創生の人材支援制度もそうですけれども、こういった事業をやるときは、いろいろな官民のコンソーシアムをつくったような中でこういった事業を進めていくのが一般的ですね。先ほどの産官金労言士といったものも含めた中でやるのですけれども、町長、その辺のイメージというのは、そういった一般的なコンソーシアムをつくりながら新たな創生について進めていくのか。また行政の内部だけでやっていくのかというイメージをお持ちなのかをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 5番金子議員の御質問に答えたいと思います。

この交付金について、どのような形になるのかというのが全く見えていないので、イメージしているのは、冷え込んだ経済にてこ入れとか言ってていますので、また、コロナのときの経済対策のようなものなのか、イメージですよ。だから、まだはつきり分からぬで、どういう事業が該当するのかについても、もちろんあらゆる考え方というか、捉え方を一つに固執するわけではございませんが、広く前広に考えていきたいと考えております。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 町長、令和6年1月8日に、石破総理が総理官邸で第1回の新しい地方経済生活環境創生本部会を開催したときの挨拶が少しヒントになるのかなと思うのですが、その中のものを抜粋させていただきますと、当然のことですが、「縦割り、ばらまきは廃止します。各省庁連携して施策を統合化、重点化いたします。そのために、令和7年度予算では倍増を目指して、質、量ともに大幅に重点させますが、金額だけ増やしたことでは何の意味もないで、そこにおいてどうやって統合化、重点化して、ばらまきになるという御批判を受けないようにしたい」と思っております。

次が大事なのですから、「今般の経済政策においても、農林水産業、観光産業等の高付加価値化、日常生活に不可欠なサービス維持の向上、新技術を活用した付加価値創出等の取組を支援してまいります。これに地方創生交付金を前倒しで措置して活用していただきたいというふうに考えております」という、総理大臣の挨拶があったということで、今までのような金太郎飴のようなばらまきではなく、そこには知恵を出して、地域の特性を生かして、そこに雇用であったり、また日常生活に必要不可欠なサービスの向上というものに対してやるということあります。

1点、プロジェクトとかちというものが成功事例

であるというふうに聞いておりますが、先ほど言った一般的な産官学のコンソーシアムではなく、情報の提供を持っていく、そして、地域内外の企業とのマッチング事業を図って、さらにそこをしっかりと事業化支援を行っているというプロジェクトがございましたので、そういった例も参考にしていただきながら、我が町も非常に有利な交付金になると思いますので、今までのような在り方ではない斬新な考え方を持って取り組んでいただきたいというふうに思いますが、最後に町長、これらについて見えないとことではなく、私はこういう地域づくりをしたいという思いの中で、どのように動かしていくのかをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

コロナのときは、いろいろ現金給付とかもありましたので、ばらまきという批判もあったのかかもしれません、私は決して、現金が必要なときもありましたので、それはそれでよかった。国民の皆さんのが助かった面は否定できないと思っておりますし、コロナのとき、それ以外にも、ＩＣＴを活用した事業というのは、町で言えば農業、あと、キャッシュレスとかいろいろありましたので、消費されてなくなっていくものではなくて、設備投資に当時も入れましたが、今後においても人口減少していく中で何が必要かというと、そういう人がいなくなつた部分、誰がカバーするのかというと、そういう技術だと思いますので、現金を給付して消費してなくなるのもいいのですけれども、それ以外の未来につながるような、設備投資につながるような、事業展開につながるような交付金であってほしいというふうに考えて思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、5番金子益三君の一般質問を終了いたします。

ここで、13時30分まで昼食休憩といたします。13時30分開会でございます。

午後 0時13分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（中澤良隆君） それでは、休憩を解いて、会議を再開いたします。

9番島田政志君の発言を許します。

○9番（島田政志君） それでは、先に通告しております1項目について質問いたします。

1、タブレット端末の導入について。

町としてＩＴ化にいろいろ取り組んでいるところ

と思われます。これまで電子契約や会議録システムの導入のほか、文書管理デジタル化などが進められていると思います。

令和6年度も残すところ約3か月となり、令和7年度予算の検討時期と思われますが、次の点について伺います。

(1) 他自治体では、様々な会議においてタブレット端末の利用が進められている状況を聞く中、タブレット端末の会議での活用は、ペーパーレス化、会議進行の効率化、賛否の即時性、さらに会議室にいなくても会議に参加できる等のメリットがあります。町として導入が進められていない理由を伺います。

(2) 自治体の情報システムの標準化を令和7年度末に目標を置いておりますが、これらの取組の中で、会議等に活用するタブレット端末は考えておられますでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 9番島田議員のタブレット端末導入についての2点の御質問にお答えいたします。

まず1点目のタブレット端末の導入についてであります、これまで複数台購入し、訪問時での活用のほか、オンライン会議での使用などを行っておりますが、組織全体とした本格的な導入には至っていないところであります。

業務用パソコンについては、デスクトップ型とノート型を毎年30台程度購入し、古くなったものから順次更新を行っております。御質問のタブレット端末においては、整備を行っておりません。タブレット端末については、その形状から軽量で持ち運びやすい特性がありますが、一方では、長時間の作業に適していないなど、通常の事務処理の使用では通常のパソコンに利があることから、現在使用しているパソコンの代わりとはなり得ず、プラスアルファの部分となり、コストが割高になることや紛失・盗難等のリスク等を勘案し、導入に当たっては、その導入経費と効果を判断することが必要と捉えているところであります。

タブレット端末により、業務効率や住民サービスの向上につながるようなところについては、今後、数台の導入について検討していくと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2点目の自治体の情報システムの標準化についてでありますが、本町においても戸籍システムをはじめ、計17業務（住民基本台帳、国民年金、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、国民健康保険、障がい者福祉、後期高齢者医療、介護保険、児童手当、子ども・子

育て支援、健康管理、戸籍、戸籍附票、印鑑登録）については、令和7年度末までに運用を開始するよう、現在作業を進めております。

自治体システムの標準化とは、各自治体で利用する情報システムに一定の基準や規格を設けて統一的な取扱いを推進するものとなっております。現在は各自治体が独自のシステムを構築・運営しているものを標準化基準に適合した情報システムを利用することで、システム構築・運用に関する効率化やコスト低減を図ることが目的となっていることから、御質問のタブレット端末の導入とは別のものとなりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

9番島田政志君。

○9番（島田政志君） それでは、役場の会議とか町議会において、多くの紙の資料が配られております。この紙、またそれをコピーするための時間、大変無駄といいますか、それにかかる費用を算出したことがあるのでしょうか。

また、地球環境と言いながら、コピー用紙は使いたい放題といいますか、非常に無駄が多いと思われます。本当にSDGsを推進しているのか、町長の考えをお聞かせください。

○議長（中澤良隆君） 暫時休憩といたします。

午後	1時37分	休憩
午後	1時38分	再開

○議長（中澤良隆君） それでは、暫時休憩を解いて、会議を再開いたします。

町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 9番島田議員の御質問にお答えしたいと思います。

コピー代について、年間でどれぐらいほど消費しているのか。その時間等コストについて、計算したものは、過去の記録があったか、ないか、定かではないのですが、現在は、その数字は持ち合わせておりません。もしあれば、後ほどお示ししたいと思っております。

あと、地球環境からSDGs等々、環境的にどうなのかと。紙のペーパーレスの方向に向かっていくべきではないのかという御質問ですが、全くそのとおりだろうと思っております。

ただ、急にできるものかどうかというの、また別問題で、そもそも導入のコストがかかったりする問題も先ほど述べたとおりですが、皆さんのが均一に同じレベルで操作できるのかどうか、その辺も含めて、役場庁舎内はもちろんですが、各行政委員会等においても、今後その方向でいくことは間違いない

のですが、いつ踏み切れるのか、ペーパーレスに行けるのかというのは、まだまだ検討が必要なのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 9番島田政志君。

○9番（島田政志君） それでは、ペーパーレス化におきまして、ただいまの会議の資料等は、郵送されて郵便受けのほうに入っているわけなのですけれども、これは、上富良野町は田舎だから、まだあれなのですけれども、非常に危ないという、郵便受けに入れて、もし第三者というか、悪意のある方がさっと持つていってしまうと、情報漏えいとかという問題でなくても、とんでもないことになるかと思うのです。ですから、紙というものは、非常に危ないものだと考えます。

セキュリティの問題ですけれども、顔認証と指紋認証を合わせて使えば、非常に安全といいますか、例えばタブレット端末を紛失してしまったと。たまたま福山雅治が拾ったとします。でも、ここで顔が仮に似てたとしても指紋で引っかかるから開けられないわけですよ。ところが紙媒体だと、ポストからずっと持つていってしまうこともあります。

ですから、こういうことも踏まえまして、あとタブレットの中に情報は入れないで、その都度サーバーから引き出すようにしておけば、端末を拾っても中身を、中身というか物が漏えいするようなことはありません。ですから、そういうことも含めて、こういった、要するに、情報の漏えいとか、セキュリティとか、そういうことを勘案して、タブレット端末は大変有効なものだと思いますが、町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 9番島田議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、紙、郵便ですね。紙のセキュリティはどうかということ。これは、行政文書にかかわらず、郵便で送るものは行政だけではありませんので、手紙、信書、それから一般の会社も含めて、郵便で送られてくるものは数々ありますが、等しくそういうリスクはあるだろうと思っております。特に行政文書だから、どうのこうのと特筆することはないと私はいますが、なるべく行政文書は、個人情報等が書かれているものは書留等、そういうふうに送らなければならないのかななど。それが紙でやり取りする上のセキュリティなのかなというふうに考えておりまし、たとえタブレットにしても、顔認証で一応セキュリティはかかるておりますが、当然人間が作ったセキュリティですから、そういうものが突破されるということは想定されますので、タブレットだか

ら完全に安全だとか、それも言えないのではないかなどというふうに思っております。

それらも含めて、先ほどの結局答えになっていくのですが、ペーパーレス化の方向に向かっていくことは間違いないと思っております。経費、セキュリティもそうかもしれません。そして、何といってもSDGsということを考えたら、無駄を省いていくという方向は間違いないと思いますが、それがいつできるかというのがまた別の問題なのかなというふうに、今すぐできる、すぐぱっと切り替えて、例えばここで言えば議案とか資料が全部できるのか、対応できるのか、なかなかその猶予期間とかというのも含めて、ほかの行政委員会も、町民に対してもそうだと思います。対応できる人、できない人、できる業務、できない業務、いろいろあると思いますので、その辺は、順次ペーパーレス化は、一遍にではなくて、順次進んでいくものだろうと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 9番島田政志君。

○9番（島田政志君） 続きまして、ほかのメリットといいますか、タブレットを役場職員、あるいは関連部署が持つて歩くことによって、例えば工事現場であったりとか、農業視察に行くとき、A1のでかい図面を持って歩いているわけなのですけれども、タブレットであれば、軽量で軽く、その場に行って、要するに工事の施工方法とかいろいろあるときは拡大してすぐに見られると、あるいは三次元画像によって現品との付き合わせとか、非常に便利な部分で、要するに、会議だけではなくして、いろいろな場面でタブレットは非常に有効なものかと思われますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 9番島田議員の御質問にお答えしたいと思います。

繰り返しの答弁になりますが、メリット、デメリットは、導入できるかどうかというのとはまた別の問題かと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 9番島田政志君。

○9番（島田政志君） ちょっと話はずれるというか、あれなのですけれども、先日、先進市町行政調査のほうに行かせていただきました。ある市にお邪魔したときに議場を見せていただいたのですけれども、そのときにボタンがありまして、私、早速「これで賛成のときにボタンを押すのですね」ということで話したところ、向こうの事務局の方が「そうです。でも、それはもう古くて使っていないのですよ。今はもうタブレットで賛否を伺っております」

と。タブレットでやると、もう即座に議長のほうに情報が行って、何対何でどうなっているということが即座に分かること。ですから、議会の効率化だととかということを考えると非常に。

町長もいろいろと訪問されていろいろなところを見ているかと思いますけれども、他市町村のタブレット導入による効果については、どのように感じていますでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁を願います。

○町長（齊藤 繁君） 9番島田議員の御質問にお答えしたいと思います。

タブレットのメリットは、そういう多々あります。私もいろいろなところ、特に首長でもいろいろタブレットを持ち歩きながら出張に来ているところはあります。いろいろメリットは、言われるとおりあります。ですが、できるところからということを順次進めていきますが、全部今すぐ、がらっと明日からタブレットというのは、なかなかそうはいかないというのを、繰り返しになりますが、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 9番島田政志君。

○9番（島田政志君） そうすると、今年度というか令和7年度は難しいとしても、後々には導入も検討されるということでおろしいですか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 9番島田議員の御質問にお答えしたいと思います。

そういうタブレットで難なくスムーズに移行できる業務というのは、常に業務の改善という点で考えていかなければならぬですし、考えておりますので、その中で計画的にこれをやるとかではなくて、常に考えております。これは、タブレットでやったほうがいい、どうだと。そういうのは常に現場で考えておりますので、現場からそういう声が出れば、予算の絡みもありますけれども、できる限りペーパーレース化、タブレットに移行できるのであればしていきたいというのが私の考えです。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 9番島田政志君。

○9番（島田政志君） この答弁書なのですけれども、これは昨日、私のところに届いたのが午後2時過ぎだったのでけれども、多分この答弁書は理事者側から午前中に提出されているかと思うのですけれども、本当にこの1時間、2時間というのが非常に大切といいますか、午前中にできたものが午後2時、3時になると、非常に目を全部通せられないとか、そういう制限もありますので、極力早いうちに導入することを願いまして、私の質問を終わりま

す。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、9番島田政志君の一般質問を終了いたします。

次に、1番佐藤大輔君の発言を許します。

○1番（佐藤大輔君） 私は、先に通告してございましたジオパーク全国大会とジオパークを活用したまちづくりについての1項目5点について、町長、場合によっては教育長にお伺いいたします。

我が町が美瑛町とともにジオパークの認定を受けてから間もなく3年を迎えようとしておりますが、来年開催される第15回ジオパーク全国大会の開催地が我が町と美瑛町に決定したことを大変嬉しく思うとともに、この間ジオパークの取組が広く町民に浸透しているとは言い難い現状を憂慮しております。

ジオパークは、地質学的に重要な場所や景観といった「大地の遺産」を大切にすることで、地球への理解を深め、地域や社会全体をよくしていくというプログラムであることを確認しつつ、以下5点についてお伺いいたします。

1点目、現時点で全国大会の開催日が決定していないと聞いております。本来であれば、今年の全国大会下北会場最終日の9月1日に発表されるべきであったと思いますが、準備の遅延は生じていないのでしょうか。全国大会に向けた現在の進捗状況をお伺いいたします。

2点目、我が町として全国大会を開催する目的、テーマは何かでしょうか。また、全国大会開催によって、我が町の町民や商工観光業者にはどのような恩恵がもたらされると考えられるのでしょうか。

3点目、今年の全国大会では、大会当日はもとより、準備段階においても多くの人が関わっていたと聞いておりますが、我が町の体制づくりについてお伺いいたします。

4点目、全国大会を契機に2026年の再認定を目指すのかを改めてお伺いいたします。そして、いずれは世界ジオパークを目指すのか。また、再認定に向けた課題はあるのか。あるとすれば、その解決策も併せてお伺いいたします。

5点目、特に防災、教育、観光振興など、ジオパークを活用したまちづくりの将来像についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 1番佐藤議員のジオパーク全国大会とジオパークを活用したまちづくりについての5点の御質問に、私から一括してお答えいたします。

まず1点目のジオパーク全国大会日程と進捗状況

についてであります。全国大会の日程が決定できなかったのは、来年度の世界ジオパーク会議の日程が今年9月末時点においても確定していなかったことに起因します。一方で、その間にも、日本ジオパークネットワーク事務局と密接な連絡を取るなど、日程調整に尽力いたしました。

現時点では、9月26日から28日の日程にはほぼ決定しており、関係者の承認を待っている状況であります。主要な会場となる「保健福祉総合センターかみん」及び「国立大雪青少年交流の家」は、既にこの日程前後の利用予約を行っており、道内ジオパークとウェブ会議を行うなどして、実施内容等について協議を進めています。全国大会後半には、十勝岳ジオパークエリアにおけるジオツアーオー開催を予定し、ジオパークガイドの会とは実際のツアーコースや実施体制の協議をしており、既に主なツアーコースと引率者について素案を作成しております。

次に、2点目の大会テーマと開催目的についてであります。大会そのもののテーマは「地球にまなび、未来をはぐくむ～北の大地から未来へ～」を第一案としております。ジオパーク活動の目的は、地質遺産や地域の環境を保全し、暮らしや文化を守ること、地域経済の活性化を両立させることで、持続可能な社会を実現することであり、議員の御質問にもありますとおり、全ての住民にその理念が浸透しているとは言い難いのが現状であります。

そこで、多くの住民が全国のジオパークの先進事例に接し、ジオパーク関係者と交流することで、本町におけるジオパーク活動をより発展させることができると考えております。

次に、町内商工観光業者への恩恵についてであります。初日に予定されている会議と交流会は上富良野町内で開催を予定しております。これは100人規模の会議ではありますが、町内での宿泊や飲食など直接的な経済効果が期待できます。また、翌日から行われる本大会は、およそ800人が全国から集まるイベントとなり、美瑛町白金地区での開催となります。地元の物産販売ブースなどを設ける予定であります。「大交流会」や町内でのジオツアーオー開催などと併せて、本町の地域産品をアピールする絶好の機会となると考えております。

日本ジオパーク全国大会の開催は、ジオパークガイドをはじめ、地域の商工観光業者をはじめとする地域住民、役場や議会など、まちづくりを進める全てのメンバーが一致団結して、日本全国に対して我が町をPRする、またとない機会であります。

次に、3点目の全国大会開催への人的体制についてであります。通常の業務同様、美瑛町役場と協

力して準備・運営を進めていきます。両町ともジオパーク担当職員のさらなる増員を検討しております。また、ジオパーク推進室に加え、商工観光班の職員や教育振興課の職員も全国大会開催に対応できるよう、今年度の全国大会に派遣し、情報収集に当たりました。さらに、道内のジオパークの職員とも連絡を取り合っており、分科会の運営やジオツアーの実施など協力を仰ぐ予定であります。大会当日の運営や全国ジオパーク関係者への対応には、ジオガイドやジオサポートの協力もお願いしたいと考えております。

次に、4点目の来年度の再認定審査についてであります。日本ジオパーク再認定審査は、全国大会終了後の10月に現地調査が行われる見込みとなっております。全国大会の開催は、地域内における認知度の向上とジオパークネットワークへの貢献という再認定審査に対する大きなメリットになると考えております。2022年の認定時に提示された課題として、拠点施設等の展示が難解であること、視認性の向上、多言語対応、波状丘陵の成因についての研究推進、事務局体制の強化など、幾つかの課題がありました。これまでの3年間の活動において、事務局員の増員や英語パンフレットの作成、研究助成事業による波状丘陵研究の推進など、既に取組は進んでおります。また、拠点施設については、郷土館及び白金の砂防情報センターの展示の改定作業を今年度行っております。

来年度の再認定審査をクリアし、さらにジオパークとして持続的に活動していくためには、まずは町内により多くの住民や地域団体と協力してジオパーク活動を進めることが重要と考えております。今後の十勝岳ジオパークのユネスコジオパーク認定についてですが、日本ジオパークネットワークとしては既にユネスコ世界ジオパークを目標としておりますので、実際の世界申請がいつになるかは、まだ言及できる段階ではありませんが、最終目標として一歩一歩目指していくかなければならないものと考えております。

次に、5点目のジオパークを活用したまちづくりの将来像についてであります。本町において「教育」は、最も重要なジオパーク活動になります。少子高齢化が進む今、地域に住む子どもや若者たちに上富良野の魅力を伝え、地域の実態を学んでもらうことは、将来の上富良野町を担う人材を育成することにつながるものと考えております。既に十勝岳ジオパークは、様々な社会教育事業を行うとともに、地域の学校と連携して地域学習、出前授業などを進めています。この3年間では、毎年25から26件の学校対応を行っており、実感として以前よりも

件数が増えているところであります。

また、活火山十勝岳を擁する本町において、火山噴火災害への対策や近年多発している気象災害・土砂災害への対策も重要となります。これらの現象に関わる科学的知識の普及は「防災教育」にも直結し、十勝岳ジオパークの重要な活動であると考えております。

ジオパークを通じて本町の魅力を全国に、そして世界に発信することは、将来の町の発展に大きく寄与するものと考えております。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） たびたび議場でも申し上げてますが、私は、ジオパークの取組を後押ししたいという思いから、ジオガイドとして活動しております。ガイドとして、常に事務局から様々な情報が提供されておりますけれども、特に全国大会については、全体像がちょっと見えづらいなということ。また、もしかすると、管理職の皆様の中にも全体像を把握されていない方がおられるかもしれないというふうに思いましたので、こういった場で情報共有したほうがよいと判断し、質問しているということを御理解いただきたいと思います。

それでは、早速、再質問に移らせていただきます。

1点目の進捗状況についてでございます。

開催日の決定についての遅れということであります。が、来年度の世界ジオパーク会議の日程が起因しているということで、これはもう致し方ない、やむを得ないことだと私も思っております。

答弁にもございましたが、約800人規模のイベントということで、例えば広告宣伝、宿泊先やバスの手配、予算の確保、関係団体への情報提供などについて、これらについて特に問題なく進められている、もしくは進められるであろうと考えているということでおろしいでしょうか。お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 1番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、町長の答弁にあったとおり、今、事務局のほうで各種旅行会社、それから宿泊の関係の上富良野町、美瑛町の両町の宿泊の組合、それらと一生懸命協議を進めている段階でございまして、一定程度日程が、先ほど町長から答弁あった日程が、もう日本ジオパークネットワークのほうには、この日でやるよと、現地としてはそういう意向だということをきちんと通知しているということでございますから、それを前提に調整を図っているということで御理解を賜りたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） 分かりました。

ただ、少なくとも現時点では、これ、行き違いであれば申し訳ありませんけれども、観光協会や商工会には、日程といった確定しないほんやりとしたうわさ程度の情報は入ってきており、細やかな情報は入ってきていない。それはまだ決定していないからだとは思いますけれども、やはり早期にこういった情報が適切に行き届くような、そういう組織体制といいますか、そういうことに御留意いただければと思います。

そういうことを申し上げて、2点目、全国大会を開催して何かよいことがあるのかということについて、再度お伺いいたします。

町民に対しては、持続可能な社会の実現という、ジオの理念を浸透させることが全国大会の目的であるということをご存じました。これは、町民にとっては恩恵というよりは、むしろ町民の努力を促すような御答弁だったかなと思いますけれども、この持続可能な社会の実現というのは、めぐりめぐっては町民にとって恩恵となるということで理解をいたしました。

そのための取組として、多くの住民がジオパーク関係者と交流というような趣旨の答弁がございましたが、この交流というのは、ジオパークに関する様々な活動事例、研究成果を共有する、いわゆる口頭発表やポスター発表などを指しておられるのでしょうか。もし分かれば、御答弁願います。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 1番佐藤議員の御質問にお答えします。

詳細はまだ確定していませんけれども、一応全国大会本大会の前に、答弁の中にもありましたけれども、かみんを使った中では、美瑛町、上富良野町の住民が参加できるようなフォーラム、そういうものの開催して、本大会はどうしてもジオパークの関係者だけになりますので、そういうものも一応まだ確定ではないのですけれども検討していきたいというふうにも考えておりますし、当然ジオパークガイドの皆様が日頃、住民の皆様と接している中でいろいろな周知活動、啓発活動もしていただいておりますので、そういうことも含めながら、住民の方々と意識の高揚といいますか、御理解をいただけるような機会というのはつくっていける。そういうことで、大きなフォーラムをやれるということで全国大会が来たことを契機に、そういうチャンスでもあるというふうに捉えているというふうに伺っております。

○議長（中澤良隆君） 1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） 副町長、御答弁ありがとうございます。

では、かみんでは、ちょっとまだ何をするかというのは確定していないけれども、町民向けのフォーラムであったりとかという、町民が参加できるような内容で、かみんでイベントが開催されるということのかなというふうに思います。

当然、1人でも多くの町民に参加してほしいと思います。先ほどの、町民に対して町としてこの全国大会を開催する上で期待するものを達成するためにも、町民の参加、多くの参加というのが望ましいわけですけれども、下北大会では、地域住民を呼び寄せるイベントとして、フードフェスとか、海上自衛隊のクルーズなどが行われておりました。

こういったフォーラムであったり、先ほどの口頭発表、ポスター発表、ちょっと敷居が高いイベントでございますので、こういった敷居の高いイベントへ町民を誘引するためには、それこそフードフェスのような、本当に誰もが親しみやすいイベント、そういう仕掛けが必要だと思いませんが、町民がこういった全国大会のフォーラム等へ参加しやすくなるための方策について、見解を求めさせていただきます。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 1番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

まだ素案の段階で、確定的なことは当然申し上げられないのですが、1人でも多くの町民にジオパークを普及するために知つもらいたい、そういう仕掛けが必要だということは重々思っております。

その中で、前回の下北はいろいろ、隣に海上自衛隊の基地があるとか、そういう地理的条件もあったことから、いろいろな催しが、フードフェスとかクルーズとかあったのですが、規模はともかくとして、仕掛けとして、あんな立派なことができるかどうか、今度は場所が違いますので、そういうことは保証はできませんけれども、仕掛けとして、ちょっと答弁にも書いておりますが、物産のブースを設けたり、そういう何らかのことはしていって、ジオの方と町民の方が触れ合って興味を持ってもらう、そういう普及活動の意味も込めて、そういう場面の仕掛けは十分これから意識して作っていかなければならぬかなと思っています。

○議長（中澤良隆君） 1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） 町民に、より親しみやすいイベントとなるよう、今、町長の答弁からも十分それが感じられましたので、大きく期待しております。

一方で、町内の商工観光業の方に対して、これは

800人規模となる本大会が、会場が美瑛ということで、もしかすると、その参画が難しいという事業者もおられるのかなと、私個人的には思っております。こういった町内事業者にせっかくですので、積極的に参加してもらうためにも、こういった経済効果が当日の参加者のみにとどまらない。これ、本当に私のアイデアというのは瑣末なのであれですけれども、例えばテレビの取材があるよとか、ふるさと納税のPRができるよとか、こういった全国大会後も、全国大会の恩恵をもたらせるような取組があると、町内事業者の方も参画しやすいし、また、ジオに対する認識というのも町内事業者は高められるのかなということが期待されますが、その点について、町長、見解をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 1番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

町の商工業、観光も含めてですが、どういう波及効果を及ぼしてもらうか、それは非常に、それも一つの重要な要素だと思っております。

大会を、本大会は美瑛ですが、その前に会議を上富良野で開いたり、そういう直接の経済効果というのは限定的なものになるかもしれません、プレ・アフターのツアーやも含めて、また大会が終わって上富良野、美瑛に二、三日滞在していこうかな、そういう方もいないとは限りませんので、そういう間接的な効果も含めて、ぜひ上富良野に滞在してもらいたい、経済効果を狙っております。ですので、直接大会に白金のブースに参加できない方でも、そういう間接的な経済波及効果があればいいなと思っていますし、出るような大会になればと、そういうことを願っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） 3月の町長の町政執行方針の中にもありましたジオ商品の開発だったりとか、こういったことも町内事業者の御努力なくしてはなし得ないことでございますので、この全国大会を機に町内事業者の参画、またジオに対する理解、認識が深まる 것을期待しております。

予算としては、補助金や交付金にもよりますが、担当の職員から、おおむね上富良野町として50万円から450万円の持ち出しがあるだろうというようなことでお聞きしておりますが、この金額が多いか少ないかはちょっと別として、私は何よりも人的な負担が大きいなというふうに考えております。

先ほどお聞きした町民や町内事業者など、それぞれのプレイヤーに対し、インセンティブを明確にしていただきたいなというふうに思います。町長が

おっしゃるように、一致団結して、皆が全国大会を開催してよかったですと思えるよう努めてほしい、そういうことを願いながら、3点目の質問に移らせていただきます。

3点目、体制づくりについてでございます。

下北大会では、これ、ちょっと規模が違うのですけれども、4市町村が関わっておりまして、3日間で延べ子ども137名、職員を含む大人505名、合わせて642名の方が、いわゆるスタッフとして関わったとお聞きしております。

来年の全国大会、当日また一、二か月前から準備に携わる人員は、総勢何人ぐらい必要になると現時点で想定されているのか、もし分かるのであれば結構でございます。お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 1番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

スタッフの規模ですが、規模感は全く今のところ計算できないといったほうがいいかもしれません。ただ、参考になるのが、全国大会の下北の先ほど議員がおっしゃられた、延べ人員624名と、それに対する事務局は構成4市町村で16名ですので、事務局体制はそう大きく変わりませんが、残りのボランティアを含めた体制が下北では延べ642名、3日間であったのですが、これがどのくらい人員を確保できるかにもよりますが、それによって現在の素案がどうなるか決まっていくと思います。何が何でも下北と同じレベルとは思っておりません。できることを精一杯、そして経済効果も考えながらやっていこうと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） ここで、暫時休憩をさせていただいて、空気がよどんできましたのでドアを開けたいと思います。

午後 2時17分 休憩

午後 2時19分 再開

○議長（中澤良隆君） それでは、休憩に引き続き、会議を再開いたします。

1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） 当然、関わるスタッフの方の規模と大会のイベントの規模というのは、すり合わせていく必要があるので、現時点では、内容に沿った最適な人員を確保していくという考え方で結構かと思います。

そもそも、だんだんと全国大会の規模が、第1回から比べると大きくなつて、オリンピックのような様相を呈しているような気もいたしますので、本當

に無理せず、この人員に関しての確保は無理せず進めていく必要があるかなと思います。

ただ、不特定多数が参加する、例えばラベンダーフェスタのようなイベントと、今回のような特定の800人が参加するイベントでは、私は後者のほう、要は、特定の800人が参加するイベントのほうが準備等大変であると思います。この準備期間が夏の繁忙期と重なることもありますので、私が申し上げるまでもありませんが、職員の皆さまの通常業務に支障を来さないよう、人員の確保に留意していただきたいなというふうに思います。

もちろん、私もガイドとして全力を尽くしたいと考えておりますことを申し添えて、4点目の質問に移らせていただきます。

4点目、次回の認定に向けて、また、その課題等についてでございます。

次回の認定に向けて、専門的な課題、またハード目の課題等については、これまでの経験を生かして既に対応しておりますこと、また、全国大会開催する貢献度が大きなメリットになることを確認いたしました。だからといって、次は絶対大丈夫だということは明言できないかとは思いますけれども。

私がお伺いしたいのは、後段のほうで、世界ジオパークを最終目標とするというような御答弁がございました。これは日本ジオパークネットワークの意向に沿ったものなのか。要は、ポジショントークのようなものなのか、あるいは美瑛町と協議の上、明確な合意の下、十勝岳ジオパークとして世界を目指すのだということなのか。先ほどの答弁の真意のほどをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 1番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

ユネスコの世界ジオパークに登録するというのは、日本のジオパークネットワークに加入する前提となっておりまして、日本のジオパークネットワークを目指しておりますので、そこに応募するということは、当然、最終的にユネスコの世界ジオパークに認定するということが前提になっております。

ただ、すぐというか、かなりレベルが高いので、最終的にはプロ野球選手を目指すのだと言っていても、現段階では小学生のリトルリーグ、将来実際プロ野球選手になれるか、世界に認定になれるか、それは分かりませんけれども、取りあえずそういうことを目指すのだということには日本ジオパークネットワークに加盟したことになりますので、自動的に世界を目指していると。一歩一歩ですが、そういう方向です。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 1番佐藤大輔君。
○1番（佐藤大輔君） 野球に例えられて、非常に分かりやすい。本当に甲子園を目指すという高校がたくさんあって、それこそ常連校があつたり、地区予選で常に一回戦負けしているような高校とでは、やはりその本気度が試されるというところで、父兄の負担が増えるとか大きく変わってくるわけありますから、そういういたイメージであることは、今確認させていただきました。

ただ、もし世界を目指すということになれば、それこそ現在の職員体制とか、協議会の在り方とか、予算とか、現状に加えてどの程度の負荷がかかるとイメージされているのか、あるいは現状のままでよいのか。先ほど、町長は、時期については言及できる段階ではないというふうに御答弁されました。私はちょっと想定しておくべきかなというふうに考えておりますので、もし分かれば結構です。この点について見解をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 1番佐藤議員の御質問にお答えします。

どちらかというと条件的な部分もありますので、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

世界に認定するために一番大事なことは、学者の論文なのですね。世界的に通用するような学術論文がきちんとあって、地質遺産がしっかりとしたものとして認められるかどうかということが最大の問題でございますので、まだまだ十勝岳及び答弁にもありましたけれども波状丘陵の成り立ちという確定したものが学会の中で認められているような学説をきちんと確立したいという部分がありますので、そういういた部分、しっかりとした学術的な根拠に基づいているのがジオパークでありますから、そこが整わないことには、まず我々素人が幾ら頑張っても論文書けませんので、そういういたところのまづハードルがあるということは1点あります。

それから、体制的にはやはりどこのジオパークも国際推進員的な、何といいますか、いわゆるネイティブの英語を喋るような方をしっかりとジオパークの中に入れて、なおかつジオパークの学習もできてというような国際的なお付き合いをスムーズにできるような体制をつくらなければならないということですから、簡単に手を挙げてということにはなりません。そういういた部分、しっかりと一步一歩整えていくことが、やっぱり申請できるかできないかを決めていくことだなということでございます。

私が知っているのはその程度でそれとも、まだまだいろいろなユネスコに認められる諸条件がありますので、そういういたものに一歩一歩近づいていく

努力はしなければならないということでの答弁であったということで、御理解賜りたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 1番佐藤大輔君。
○1番（佐藤大輔君） 分かりやすい説明でございましてありがとうございます。

今、副町長のほうからも、波状丘陵の研究推進というのは実は難しいのだということは、担当の職員のほうから私もお伺いしております。日本のジオの認定に限っていえば、ジオの認定、世界もそうなのですけれども、日本ジオパーク委員会の審査という外部要因に大きく左右されるものだと思います。

あくまでも想定の話でございますが、今後、審査基準と我が町の将来像、例えば我が町はジオをまちづくりにこのように活用したいのだというような我が町の将来像や思いにずれが生じたとき、そのことで、例えば条件付再認定となった場合、これは本当に想定の話なのですけれども、町長はどのような判断を下されるのか。もしお答えいただけるのであれば、見解をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斎藤 繁君） 1番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

我が町とジオパークの理念といいますか、その目標としているものは、今のところ一致しておりますし、それに外れるようなことは多分ないかなといいますか、その理念を我々がどう生かしていくか、防災教育にしろ、普通の教育、郷土の教育、防災、観光、商工観光にどう生かしていくかというの今は取り組んでいるところで、将来的にそごが生じるということは、現在のところ想定していないのかなというふうに思っております。

むしろできなくなるより、人的サポーター等の数が少なくなってきて続けていけなくなったら困るなどいうふうに、そちらのほうがどちらかというと具体的な心配事であって、なるべく続けていけるように、そちらのほうを注力して続けていこうとは考えております。

○議長（中澤良隆君） 1番佐藤大輔君。
○1番（佐藤大輔君） 近い将来そういう心配はないというようなことでございましたが、私、その点に関して、やはり想定しておくべきかなということで、先日、元天草ジオパークの担当者の方、要は、天草ジオパークが認定を返上したときに関わった方とお電話でお話をさせていただきました。

2019年1月に天草ジオパーク、古生物以外の地形地質、生態系、歴史文化、産業などに関する評価・活用が不十分であると。その結果、天草の魅力を十分に伝えられていないとして、条件付再認定を受けたわけでございます。

天草としては古生物、要は、化石とかですよね。古生物こそ天草の売りであるという信念を曲げられず、そもそも費用対効果が得られていないとの首長判断もありまして、令和2年3月に自ら退会する道を選んだということでございます。くしくも退会後、ジオパークに割いていたリソースを回せたことが功を奏し、念願だった恐竜博物館のオープンに至っております。

一方で、ジオパーク仲間だった近隣の阿蘇ジオパークや島原ジオパークとは今も友好関係にあり、ジオパークの名称こそ使っておりませんけれども、これまで培ってきた経験を生かして、天草の自然をもっと広く活用した独自の活動を展開しているそうでございます。

加えて、今年はジオ認定の返上を視野に入れている複数の自治体が視察に訪れていることも教えてくれました。あくまで想定の話でございます。

今後、美瑛町とのずれというのも生じる可能性もありますので、ジオありきでなく、十勝岳ありきのまちづくりを意識するのであれば、目的と手段を取り違えないよう、想定の中に入れておくべきだということを申し添えさせていただきます。ごめんなさい。答弁は結構でございます。

ということで、次の5点目、ジオを活用した今後のまちづくりについてに移らせていただきます。

防災教育を含め、教育分野での取組や学校現場へのジオの浸透は大変素晴らしいものがあり、その取組は高く評価しております。また、将来を担う人材の育成という町長の長期的なビジョンにも、私は強く共感をしております。

ただ、答弁の中で、観光振興については特に言及はないと見受けられましたが、今後ジオパークの取組は、教育に主軸を置いて進めていくという解釈でよろしいのでしょうか。見解をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 1番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

教育、防災教育、学校教育のほかにも、当然、商工観光、観光を含めた波状丘陵、山もそうですけれども、それらを含めて、ジオグッズ等々、地元の農産物なんかも当然絡めて、PRはしていくつもりであります。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） 両方大事だというようなことでございましたが、私は、教育と観光というのはそれぞれ主になるターゲットが別なので、当然アプローチも違ってくるというふうに思います。両方大切となると、それは十分分かるのですけれども、施

策としての大分類があやふやな状態に陥るのではないかなどと、まさに今がそうなのではないかなと考えております。

観光は短期的な取組、そして、先ほど町長が答弁でおっしゃったように、教育は長期的な取組とするのであれば、私は美瑛町と同じように、教育施策に主軸を置くべきではないかと考えております。全国大会を機に、施策の大分類を明確にするためにも、教育委員会にジオパーク推進室を置き、本腰を入れて取り組むべきと私は思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 1番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

教育のみに主軸を置く、それもジオパークのそれぞれの町の考え方でありますので、よしあしではなくて、それには言及しませんが、先ほどの天草の話になりますけれども、範囲を狭く教育だけにしてしまうと、教育に広がりがないと、どうしてもコストと行政効果が問題になってきて、これだけコストをかけてリターンはどうなのだという話になって、そういう予算的なものが、ジオの理念にそご、ずれがというよりは、予算というリソースをそっちに持つていっていいのかという話になって、いろいろジオパークから脱退するような話もいろいろ聞いております。いろいろ難しい。

それで、上富良野といいますか十勝岳のジオパークは、景観といいますか地質、そういうものの保全と防災教育、そして観光、波状丘陵の。ですので、どうしても教育だけに限らず、波状丘陵を訪れる観光客というものが当然ターゲットになってきまして、そこで我々が作る農産物なんかも、この地域を知つてもらう重要なツールとして、これを活用しないわけにはというか、それを除外するのはちょっともったいないと。ですので、あっちもこっちにも手を出しているというわけではなくて、やはり可能なところはしっかりと、教育と商工観光は全然つながりはないようには感じますが、実はちゃんと十勝岳のジオパークでつながっているなど、こういう理念の中でつながっているということで、しっかりと押された上で、今後も、教育、防災教育、そして観光は進めていくべきだと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） 町長の思いは十分分かりました。ただ、ジオパークとは何ぞやというところで、町民の方から問われたときに、やはり分かりやすくこちらも説明したいと。なので、そういう意味で、どこかに主軸を置いて、そこを軸にというよ

うな私の思いでございました。

当然、全てのことが大事で、バランスが取れていって、また町民にそれなりにリソースを割いてやっているということ、取り組んでいるということに対する理解を得るためにには、やはり町長の御判断で進められるべきかなと思いますので、これ以上私が申し上げることはございません。

商工観光班の職員の方がつくられた来年のジオの全国大会のPR動画、皆さん御覧になっているかと思います。大変素晴らしい出来だなどと、私は評価しておりますし、そのPR動画から町の本気度が伝わっていきます。

町長の思いは、先ほどからの答弁の中でおおむね述べられておりましたが、最後に改めて、全国大会のホストタウンの長として、その意気込みのほどをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 1番佐藤議員の御質問といいますか、最後の全国大会に向けての意気込みですが、8月の観光シーズンが終わった後すぐということで、シーズンとしてはすごくいいシーズンだと思します。夏が終わった秋で、そこで紅葉にはちょっと早いかもしれません、すごく気候のいいときに全国から800名、1,000名近くの方が集まつてこられる。地元PRにはすごく絶好の機会だと思っています。

先ほど、議員も心配されておりました、夏のイベントのすぐ後にこのイベントがあるので、職員の手配、ボランティアの確保等々、克服しなければならない問題は結構少なくはない、多いかもしれません。しっかりと上富良野と美瑛の両町で成功させて、十勝岳に关心を持ってもらい、全国にPRしていくと。それが現時点でのといいますか最終目標ではありますが、予算はこれから3月なのですけれども、意気込みといいますか、思っている心の中は成功に向けて、再認定に向けて、しっかりとやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、1番佐藤大輔君の一般質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩といたしたいと思います。

再開は、2時50分といたします。

午後 2時37分 休憩

午後 2時50分 再開

○議長（中澤良隆君） それでは、休憩に引き続き、会議を再開いたします。

次に、6番林敬永君の発言を許します。

○6番（林 敬永君） それでは、私、大きく2項目について質問させていただきます。

まず1項目め、物価高騰に対するプレミアム商品券の発行について。

コロナ禍以降、アフターコロナへと生活のステージが変わり、様々なイベントが行われるなど、経済活動の再開やインバウンドの回復など、徐々に景気が上昇しています。一方で、個人消費を取り巻く環境は、原油価格や物価の高騰で、私たちの日常生活に大きな影響を及ぼしています。

こうした中、物価高騰に対する国の総合経済対策が11月22日に閣議決定され、その一つに「物価高の克服」として、低所得者に給付金を支給することなどが発表されました。国が国民の生活を考えるように、町長も町民の生活を第一に考えていると思います。よって、次の項目について町長の考えを伺います。

1項目め、物価高騰による町の経済や町民生活への影響について、町長の認識を伺います。

2項目め、町内事業者の支援とともに、町民の消費の下支えとして、プレミアム商品券の発行を多くの町民が望んでいると考えるが、町長の考えを伺います。

2項目めです。かみふらの収穫祭についてお伺いいたします。

2016年11月6日、第1回目の「かみふらの収穫祭」が、保健福祉総合センターかみんで開催されました。このイベントは「町民みんなで秋の豊かな実りを喜び、その味覚を楽しむ」ものとして企画され、翌年には上富良野町開基120年記念事業の一つとされ、多くの町民が地元の秋の味覚を楽しむイベントもあります。以後、コロナ禍においても中止することなく規模を縮小するなどして開催され、多くの町民が地元産の新米や新鮮野菜の購入を楽しみにされてきましたが、今年については、収穫祭が中止という話を伺いました。長く町内外の人々に好評であった「収穫祭」について、どのような理由から中止されたのかを伺います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 6番林議員の2項目の御質問にお答えいたします。

まず、1項目めの物価高騰に対するプレミアム商品券の発行について、2点の御質問にお答えいたします。

まず1点目の物価高騰による町民の経済や町民生活への影響についてであります。本年10月分の全国消費者物価指数に照らしますと、近年あらゆるジャンルの物価が間断なく上昇、あるいは高止まりを見せており、こと食料品に関してはまさに高騰と

いえる顕著な上昇が続いている一方、令和6年の政府経済見通しによりますと、成長の継続、労働需給の引き締まり等を背景に、2024年度の賃金上昇率は2023年度を上回ると見込まれ、賃金上昇に定額減税等の効果が加わり、令和5年度は賃金上昇が物価上昇に追いつかない状態でしたが、今年においては物価上昇を上回る所得の増加が見込まれております。

しかしながら、年金所得者や自営業者など給与所得以外の皆様に関しては、物価高騰の影響を受けている方々も少なくないと考えております。

次に、2点目のプレミアム商品券事業についてであります。従来のプレミアム付き商品券事業は、商工振興策として町の経済団体の要望に応える形で、毎年、主に年末年始に向けて平成31年度まで実施しておりました。また、令和2年度から昨年度にかけては、新型コロナ感染症に伴う消費の落ち込みや収入の減少に対応する商工振興策として、国の補助金を原資とし、プレミアム率を上乗せして実施したところであり、いずれも年末年始の家計負担を和らげる効果は非常に高く、町民の皆様にも大いに活用いただき、御好評を得た施策であったと考えております。

一方、消費喚起を期待する商工振興施策としては、これまで灯油やガソリンなどの燃料費の支払いなど経常的な費用の支払いが大半を占めるなど、町内専用の商品券を用いた町内消費の拡大に関してのその効果は非常に限定的と言わざるを得ない状況であり、一般財源を用いた施策としての継続は困難な状況がありました。

また、プレミアム分が上乗せされるとはいえ、一時的に高額な費用を捻出する必要があることから、所得の低い御家庭ではその利益を最大限受けることが難しいなど、町民の最低限の暮らしを守るという福祉の観点からは課題を抱えているところです。

このような状況から、今後、国庫補助金などにより実施する見込みがある場合、地域経済振興対策としては、紙媒体での商品券発行、販売に限らず、スマートフォンアプリを活用した電子マネーによる同様の施策など、生活費負担軽減対策としては、セーフティーネットとしての効果を、より多様かつ所得の多寡によらず効果のある手法について導入を検討いたしたいと考えておりますので、御理解を願います。

次に、2項目めのかみふらの収穫祭についての御質問にお答えいたします。

平成28年度より開始されたかみふらの収穫祭は、町の地元産の農畜産物を提供する機会として、上富良野町商工会、かみふらの十勝岳観光協会、J

Aふらでの構成する産業賑わい協議会と協力団体で開催しておりますが、新型コロナ感染症の影響があつた期間についても新米の販売などにより、継続して実施されています。新型コロナ感染症が5類に移行となつた昨年度は、以前と同様の運営体制で実施されましたが、構成団体から次年度の参加協力の可否を検討したい旨の意見があり、これまでと同様の内容、規模での開催を基本に飲食物を提供していただける団体へ協力依頼が行われましたが、参加者が見込めず、本年度の産業賑わい協議会年次総会において、事業計画に対する協議が行われた結果、かみふらの収穫祭については、イベント規模が大幅に縮小となることから、開催の中止が決定されたところであります。

このイベントは、収穫期の良質な町内産農産物を知っていただく機会であり、生産者と消費者との交流、地産地消の促進、産業間の連携が図られる事業であることから、今後も引き続き、運営の主体となる産業賑わい協議会への協力依頼と参加が可能な団体や事業者に対して募集と要請を行い、次年度の開催に向けて検討を続けてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） それでは、プレミアム商品券の件についてお伺いいたします。

午前中、一般質問で、同僚議員が2名質問されておりまして、私を入れて3番目と。あと、明日2名の方がこういうプレミアム商品券について質問されます。

冒頭お願いしますけれども、今、町長がプレミアム商品券の発行について答弁されました。私の前の議員と全く一言一句変わらずの答弁でありました。プレミアム商品券の発行だからということでございましょうが、私たち議会議員は、それぞれ町民の付託を得ててあります。ですから、その背景というのはいろいろなものがあるので、質問について真摯によく見て答えていただきたい。それが一番の願いであります。私も行政マンやっておりましたけれども、こういう答弁を聞いたのは初めてです。ぜひ、次からは一言一句正確に見て、この人は何を聞きたいのか、しっかり聞いて、答弁をしていただくようお願いしたいと思います。

その前段を含めて、1点目の私のほうからの質問であります。物価高にある町の経済や町民への生活の影響、町長の認識です。町長の認識、最後の2行なのかなと思いました。給与所得者以外の皆さんにしては、物価高騰の影響を受けている方々も少なくないと考えているということ就可以了けれども、

認識はこの程度なのでしょうか。再度確認をお願いいたしたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

答弁が、同じプレミアム商品券の質問でしたので、質問者によって逆に答弁が変わるほうがおかしいので、一言一句はあれですけれども、なるべく意に沿うように、言っていることは理解しますが、結論は変わらないものだと思っております。

そして認識は、ここに述べさせてもらったとおりです。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 認識は、答弁書に書いていただいたとおり、給与所得者以外の町民に関しては、物価高騰の影響を受けている方も少なくないと考えているという2行の言葉だというふうに分かりました。本当に残念な答弁かなと思いますけれども。

前段、お二人の議員にも答えておりますけれども、私にも真摯にお答えいただきたいのですけれども。プレミアム商品券の発行を2点目でお聞きしたときに、この中でプレミアム商品券が町内専用の商品券を用いて、町内消費の拡大に関して、その効果は非常に限定的というふうな状況だというふうに答弁されています。

ただ、これは、この限定的な取扱いを決めたのは町ではないのかなと思いますけれども、これはそういうふうな理解ではいけないのでしょうか。限定的ということであれば、当初やり始めたのは商工振興策ということですから、町の経済団体、いわゆる商工会の要望がこうした要望で、それを継続してやられてきたというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

認識が残念だと言われて、なぜ残念か理由が分からぬので、それはお答えできません。

次の効果が限定的というのは、町のルールは町内ですから、それは町で決めましたけれども、その中でさらに偏りがあって限定的だという意味で、最初につくったルールが限定的だと、ルールの限定的ではなくて、結果の限定的なことを言っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 分かりました。結果が限定的ということですね。

それと、プレミアム商品券の部分で、一時的な高額な費用を捻出する必要があるって、所得の低い御家庭では、その利益を最大限受けることが難しいというふうに決めつけておりますけれども、この点は何か理由があるのでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

決めつけではなく、そうだろうと思っています。事実そうだと思います。低所得者に関しては、捻出するのが、先ほど午前中もお答えしましたが、上限5万円だったとしたら、5万円を用意するのが低所得者の方が相当、所得が低いので難しい。ひょっとしたら、そこまで買えないかもしれない。それは、決めつけとかではなくて、それは事実だと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 町長の考えは分かりました。

であれば、最後言われております、もし今後、国庫補助金などにより実施する見込みがある場合は、そうしたことを解消するような導入を検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほど答弁させてもらったとおり、そういうところもしっかりと、商工振興策という面と皆さん町民を守るという生活の面がありますので、そういう低所得者にもしっかりと生活を守る、そういう意味もいろいろ、手法を一つにしないでしっかりと守るべきところの目的をしっかりと持って、商工振興なのか生活防衛なのかということをしっかり見極めて、それに沿った手段、いろいろ紙媒体なのか、ポイントがいいのか等々含めて、今後もし実施する場合は十分検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 町長、プレミアム商品券、ぜひそのような考え方で十二分に検討されていくことを強く望みます。

次に、収穫祭のほうに移らせていただきますが、答弁にありますけれども、参加者が見込めないということで答弁をいただきました。構成団体から次年度の参加協力の可否を検討したいという意見があつたということで、最後は、賑わい協議会の年次総会において決まったとありますけれども、こちらのときには参加が見込めない主な理由というのは何が問

題だったのか、ちょっとお願ひしたいと思います
○議長（中澤良隆君） 暫時休憩といたします。

午後 3時07分 休憩
午後 3時10分 再開

○議長（中澤良隆君） それでは、休憩を解いて、引き続き会議を再開いたします。

町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

答弁に、その理由まで記しておりませんで失礼いたしました。飲食物を提供していただける団体へ協力依頼が行われていましたが、参加者が見込めずということで、人員不足から飲食を提供する方が原因で縮小、結果的には中止と、そういう決定と賑わい協議会の中でなりました。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 参加団体のほうからの、いわゆる人的な協力支援がなかなか難しいということだというふうに理解いたしました。

飲食の関係は、去年はキッチンカーとか出てたと思うのですけれども、そういう面ではないのですかね。そういうのではなくて、飲食の部分で人が足りなくなつたということでの答弁でよろしいでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（安川伸治君） 6番林議員の御質問にお答えさせていただきます。

私、賑わい協議会の一応役員ということで、準備のほうに携わっておりました関係で、お答えさせていただきます。

キッチンカーにつきましては、令和4年に要請をしたところ、収穫祭のほうに参加いただけるということで、昨年も依頼をしたのですけれども、昨年度につきましては、別の団体が地場産の農畜産物を使って飲食のほうを提供していただけるということで開催したところでございます。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） すみません、私の思い違いで申し訳ありませんでしたが、いずれにしても、その食の部分での人的ということでございますから、また令和7年度、ぜひ実施していただきたいというふうに思いますが、それぞれ主催者側もいろいろなことをやられているかとは思います。

ただ、内外問わず1,000人近くの方が収穫祭に行かれています。それがある意味、ふるさと納税にもつながるかと思いますので、ぜひ令和7年度、町長、先頭に立つて、そうした人的なものを何とか

クリアできて、継続したかみふらの収穫祭につながるように尽力いただきたいと思いますが、この点いかがでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、町民の方も楽しみにしている方が大勢おりますので、できれば、せつかくの上富良野産の農畜産物を振る舞いたい、そういう思いはあります。この辺は参加してくれる団体の方と何とか、どの規模でできるのかも含めて、来年度に向けて検討はもちろん引き続きに続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） ぜひ、町長、先導に立つてお願いしたいと思います。

多くの町民の方が望んでいるのですが、中止なり、継続なりにしても、全然お知らせがないということで、私も聞かれたときに、今年10月でなかつたかと、毎年。最初の11月6日、1回目やつたときは、私、忘れもしないのですけれども、雪の中やつて、その翌年からは10月にやっておりましたので、10月開催に向けて、ぜひ協議をしていただきたいのですが、人的な話ですから無理な場合もあるかと思います。であれば、それはそれで広報紙を使って、町民の皆さんに、こういうことで、楽しみにしているのですけれどもどうしてもできないというふうに、お知らせをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

2016年から続いております。その前もありました、それに似たような、10年前に変わって、今のになったのですが、長い歴史があって、おっしゃるとおり、中止の場合でも周知は必要だと思っておりますので、やる場合はもちろんPRしますけれども、中止に至った場合でも、皆さんにお知らせをする。待っている人がいますので、それは大切なことだなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、6番林敬永君の一般質問を終了いたします。

ここで、町長から発言の申出がありますので、これを許します。

町長、齊藤繁君。

○町長（齊藤 繁君） 私のほうから、先ほどの行政報告、第4回定例町議会に係る行政報告に誤りが

あったため、おわびと訂正をさせていただきたいと思います。

まず、訂正の箇所ですが、3ページになります。3ページの下のほうの「次に、第60回総合文化祭……」、文化祭の記述に関するところが全て誤っていました。正しい文化祭の記述をここで申し上げたいと思います。

正しいほうです。「第61回総合文化祭についてであります。11月1日から11月4までの4日間、社会教育総合センターを会場に開催し、延べ2,387名の方々にご来場いただきました。町民の日頃の文化活動等を披露し親しむ機会としまして、作品展示や町民コンサート、小さな音楽会、芸能発表、書道・茶道体験などの事業が盛会に実施されたところあります。」これが正しい文書です。

大変申し訳ございません。失礼いたしました。

○議長（中澤良隆君） なお、午前中に発表になった誤りの部分を、議事録においては、今のはうに訂正をして議事録に掲載するということで御了承を賜りたいと思います。

◎散会宣言告

○議長（中澤良隆君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

明日の予定につき、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（谷口裕二君） 御報告申し上げます。

明日、12月12日は本定例会の2日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（中澤良隆君） お疲れさまでした。

午後 3時18分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

令和6年12月11日

上富良野町議会議長 中澤 良 隆

署名議員 小林 啓 太

署名議員 岡本 康 裕

令和 6 年第 4 回定例会

上富良野町議会会議録（第 2 号）

令和 6 年 1 月 12 日（木曜日）

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
追加日程第1 議会運営委員長報告
第 2 町の一般行政について質問
第 3 議案第16号 上富良野町財政調整基金の一部支消について
第 4 議案第 1 号 令和6年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）
第 5 議案第 2 号 令和6年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
第 6 議案第 3 号 令和6年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
第 7 議案第 4 号 令和6年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
第 8 議案第 5 号 令和6年度上富良野町ラベンダー・ハイツ事業特別会計補正予算（第2号）
第 9 議案第 6 号 令和6年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）
第10 議案第 7 号 令和6年度上富良野町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
第11 議案第 8 号 令和6年度上富良野町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
第12 議案第 9 号 令和6年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）
第13 議案第10号 上富良野町副町長定数条例
第14 議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
第15 議案第12号 上富良野町犯罪被害者等支援条例
第16 議案第13号 上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
第17 議案第14号 上富良野町公共下水道に関する条例の一部を改正する条例
第18 議案第15号 財産の取得について（給食配送車）
追加日程第2 議案第17号 令和6年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）
第19 令和6年第3回定期会付託
議案第8号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例
第20 発議案第1号 議員派遣について
第21 閉会中の継続調査申出について
-

○出席議員（14名）

1番	佐藤 大輔 君	2番	荒生 博一 君
3番	湯川 千悦子 君	4番	米澤 義英 君
5番	金子 益三 君	6番	林 敬永 君
7番	茶谷 朋弘 君	8番	中瀬 実 君
9番	島田 政志 君	10番	井村 悅丈 君
11番	北條 隆男 君	12番	小林 啓太 君
13番	岡本 康裕 君	14番	中澤 良隆 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	斎藤 繁君	副町長	佐藤 雅喜君
教育長	鈴木 真弓君	代表監査委員	中田 繁利君
農業委員会会长	井村 昭次君	会計管理者	上嶋 義勝君
総務課長	上村 正人君	企画商工観光課長	宮下 正美君
町民生活課長	山内 智晴君	保健福祉課長	三好 正浩君
農業振興課長	安川 伸治君	農業委員会事務局長	林下 里志君
建設水道課長	菊地 敏君	建設水道課 建築施設担当課長	狩野 寿志君
教育振興課長	高松 徹君	ラベンダー・ハイツ次長	吉河 祐樹君

町立病院事務長 長岡圭一君

○議会事務局出席職員

局長 谷口裕二君 次長 飯村明史君
主事 進梨夏君

午前 9時00分 開会
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長（中澤良隆君） 御出席、誠に御苦労さまに存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、令和6年第4回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長（中澤良隆君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（谷口裕二君） 御報告申し上げます。

本日の一般質問は3名の議員となっております。

町長から、議案第17号令和6年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）の提出がありました。

議会運営委員長から、委員長報告の日程追加の報告がありました。

また、議会運営委員長、総務産建常任委員長及び厚生文教常任委員長から、閉会中の継続調査として、別紙配付のとおり申出がありました。

以上であります。

○議長（中澤良隆君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。

本日、4番米澤義英君から、議会運営報告がありましたので、これを日程1の次に追加日程第1として、また、町長から議案第17号令和6年度上富良野一般会計補正予算（第9号）の提出がありましたので、これを日程第18の次に追加日程第2として日程の順序を変更し、議題にいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長報告を日程第1の次に追加し追加日程第1として、議案第17号令和6年度上富良野一般会計補正予算（第9号）を日程第18の次に追加し追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 9時03分 休憩

午前 9時05分 再開

○議長（中澤良隆君） 暫時休憩を解いて、会議を再開いたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中澤良隆君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

1番 佐藤大輔君

2番 荒生博一君

を指名いたします。

◎追加日程第1 議会運営委員長報告

○議長（中澤良隆君） 追加日程第1 議会運営委員長報告を行います。

本定例会の会期日程等の議事運営に関し、審議決定した内容について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、米澤義英君。

○議会運営委員長（米澤義英君） 令和6年第4回定例会の議会運営等について、審議決定した内容を御報告いたします。

1月21日に議会運営委員会を開き、町長から追加提案の付議事件1件について審議をいたしました。

提案議案の審議についてでありますが、議案第17号令和6年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）については、提案日に本会議において説明の上、審議を行うことといたしました。

以上、議会運営委員会における審議結果の報告といたします。

○議長（中澤良隆君） 以上をもって、議会運営委員長報告を終わります

◎日程第2 町の一般行政について質問

○議長（中澤良隆君） 日程第2 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、12番小林啓太君の発言を許します。

○12番（小林啓太君） おはようございます。

私は、さきに通告しておりました農業の担い手について、町長に5点質問させていただきます。

第9次上富良野町農業振興計画によれば、上富良野町の農業経営体の数は、平成12年に494戸であったのに対し、令和2年には246戸と、約半数まで減少しています。一方、経営耕作面積は平成12年が5,820ヘクタールだったのに対し、令和

2年では5,612ヘクタールと僅かに減少しております。このことは、1経営体当たりの耕作面積が増加していることを示していると考えています。

また、同計画書によると、令和2年度において、全農業経営体246戸のうち81.7%に当たる201戸が「後継者がいない」と回答しております。過去の調査でも「後継者がいない」という回答は、おむね70%から80%でありましたが、上富良野町で耕作放棄地が発生していない理由として、離農する農地を隣接農家が買い取り、耕作を継続してきたことが挙げられます。このことが、1経営体当たりの耕作面積が増加してきた要因の一つであると考えられます。

しかし、今後も後継者がいない農地について、隣接農家が買い取り、耕作を行うことが期待されるものの、人口減少が進む中で、1経営体が耕作できる面積には限界があると考えております。さらに、大規模な農地を所有する農家が離農を余儀なくされた場合、上富良野町の基幹産業である農業が現在の活力を維持できるのかどうか、大きな不安が生じております。

そこで、農業の担い手に係る農業振興について、以下5点の所感を町長にお伺いいたします。

1、農業戸数が減少し、1経営体当たりの耕作面積が拡大している現状をどのように評価しておりますか。

2、今後、農家戸数と耕作面積の関係はどのようにあるべきと考えますか。また、具体的な農家戸数や作物の作付面積など、イメージする目標値があればお伺いいたします。

3、後継者がいないという課題により、今後どのような状況が発生し得ると考えるかお伺いいたします。

4、第三者継承の方法や利点について、現在の調査研究や検討の進捗状況をお伺いいたします。

5、町は町内の経営体に対し、経営の継続、継承に関する考えを丁寧にヒアリングするとともに、事業を受け継ぐ意思のある継承者を町内外に広く募り、両者のマッチング機会を支援すべきと考えますが、この点について町長の考えをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁願います。

○町長（齊藤 繁君） 12番小林議員の農業の担い手についての5点の御質問にお答えいたします。

農業の担い手に係る農業振興施策については、第9次上富良野町農業振興計画における目指す姿、多様な担い手が活躍する農村づくりに位置づけており、新たな担い手の確保、育成は、農地の有効利用や地域コミュニティの形成など多くの施策と関連

する重要な施策として、後継者対策の促進に努めているところであります。

まず、1点目の経営体当たりの耕作面積が拡大している現状の評価についてであります、議員御質問のとおり、過去20年間の耕作面積は、僅かに減少しているものの、経営体は半数まで減少しているため、1経営体当たりの平均耕作面積は、1.2ヘクタールから2.3ヘクタールと約2倍に増加しているところであります。しかし、近年は、集積が進んでいることや耕作面積の拡大が図られる農業法人が増加したことにより、直近の5年間を見ると、3%程度と増加の割合は緩和の傾向になっている状況です。

この主な要因として考えられる農業法人の平均耕作面積は、個人経営体の1.8倍となる4.5ヘクタールであり、農地の流動化に対し大きな役割を担っていただいていると考えております。

この評価としましては、経営規模の拡大は収益性を高める効果が期待できるものの、今後においても農家戸数や後継者数の推計から農家戸数の減少が想定されており、離農者等からの農地の継承により、1経営体当たりの経営面積の増加が見込まれることから、適正な規模の面積拡大を基本に、大区画化を生かした経営の効率化と併せて労働力の確保が重要であると考えております。

次に、2点目の今後の農家戸数と耕作面積の関係と目標についてであります、本町では多様な農畜産物が生産されており、水稻、野菜、畑作、酪農とその複合型など様々な営農形態が存在し、それぞれの農業者の営農形態によって、その農業者の適正な経営面積は決まります。どのような営農形態を選択するのかは、各農業者の経営方針や判断によるものでありますので、本町の農家戸数は、既存の耕作面積に対し、どのような経営形態が何戸あるのかということの組合せで決まるものであり、本町の必要とする経営態数が全体で幾つという絶対数をお示しすることは非常に難しいと考えております。

このことから、現状で展開されている営農形態と生産に従事する人員を考慮した適正規模の耕作面積による生産活動が良好な経営環境であると考えています。その経営の目標値としては、農業経営基盤強化促進法に基づく本町の基本的な構想において、効率的かつ安定的な農業経営のための標準的な耕作面積として、本町または近隣市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、1.6通りの主要な営農類型を示しており、個別経営体が野菜のみを生産する場合の5.6ヘクタールから組織経営体が牧草等の飼料作物を生産する10.6ヘクタールを最大値として、経営面積を設定しております。

次に、3点目の後継者がいないという課題による今後の状況についてであります。今後においても後継者不足が深刻化すると、経営体の減少とともに農地の流動化も限界を迎えることになり、耕作しない休耕地から農地として管理されない耕作放棄地が発生すること、同時に地域全体の耕作面積の減少により、農畜産物生産量の低下から、地域経済の中心である基幹産業の農業が衰退していくことに加えて、農村地域においては、離農に伴う人口減少の加速による地域コミュニティーの衰退、崩壊が発生し、社会基盤の劣化につながることが予想されます。

次に、4点目の第三者継承の方法や利点と現在の調査研究や検討の進捗状況についてであります。農業経営における第三者継承とは、個人、法人の経営体に、家族や親族の後継者がいない場合に、親族以外の外部の第三者に経営権や所有権を引き継ぐ方法であり、農業法人においては、個人経営体から継承する際に新たな農業法人を設立する方法もあります。その利点としては、新規就農においては、営農に必要な土地、施設、機材が既に用意されているため、それらの準備に要する時間や経費的負担が軽減できます。また、移譲する農業者からの指導を受けられる場合もあり、円滑かつ安定した営農の準備と開始が可能となります。移譲する経営者にあっては、所有資産を効率的に処分、整理できる利点があります。

現在、第三者継承に関する取組状況につきましては、今年度から第三者継承による経営移譲を希望する方を把握するための意向調査を実施し、どのような方法や支援策が有効化を探るためのデータの収集と併せて各種支援制度等の活用方法について調査研究を進めている状況であります。また、令和7年度の地域おこし協力隊員の募集から、第三者継承のモデルケースとして、既に協力隊活動の農作業支援に協力されている事業者の中から、第三者継承を要件として募集を開始する準備を進めているところであります。

次に、5点目の第三者継承の移譲希望者と継承希望者に対する情報収集や募集、支援の対応についてであります。今年度に実施した移譲希望の意向確認を元に、今後の準備に必要な個々の移譲要件や希望する内容などの実態把握のため、引き続き詳細な調査を進めていく予定です。

また、継承希望者に対しては、地域おこし協力隊制度の活用や町のホームページ、各種ポータルサイトなど幅広い募集方法の調査研究を継続して行うとともに、各種制度の活用などの支援方法を検討してまいります。

農業後継者の第三者継承は、担い手不足の解消に向けた有効な取組であることから、今後においても支援体制の整備を図り、後継者対策の拡充に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） 我が町の農家戸数が減少している事実については、さきにお示ししたデータでも分かるのですが、町民の方と話していても、多くの方が実感として持っております。不安に思われている方が多くいるという認識を持っております。

一方、農地の集約化が進むと同時に、スマート農業なども推進されており、農家戸数が減り、1経営体当たりの耕作面積が増えているという事実に関しては、必ずしも悪いことばかりではないと感じております。

1点目と2点目については、そのような現状、町長がどのように感じておられるのか、また、今後しばらくは続していくことが予想されるこのような状況について、理想とするバランスや、また超えてはならない危険推域のイメージなどがあれば、ぜひ共有できればと考えて質問させていただきました。

そして現状このような状況になっていく要因として、後継者不足が深く関係しており、この先、農家戸数現象が深刻化してしまった際には、どのような未来が待っていると町長がお考えになっているのかを確認させていただきました。

そこで、1点目の質問に関して、町長の認識としても1経営体当たりの面積が増加していくことについては、最適な規模の面積拡大を基本に、大区画化を生かした経営の効率化と併せて労働力の確保が必要であるという認識であるとお伺いしましたが、ある程度の規模に達するまでは、現状の傾向は一概に悪い状況ではないという理解でよろしかったでしょうか。お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斎藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

ある程度の最適な規模に向かっている途上の経営体に関しては、その方向、集約化、面積を適正規模にいくまでのその方向は、決して悪いことではないと考えております。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） そのように確認させていただきました。

2点目の質問に関して、御答弁でも言われていたように、上富良野には様々な経営体のスタイルがあり、一概に理想とする経営体数や耕作面積を示すことは、確かに難しいと感じております。

ただ、3点目の質問に対する御答弁でも言わせて
いるように、後継者不足が深刻化すると、農地の流
動化が限界を迎え、耕作放棄地が発生する。同時に
農業生産力が低下し、農業が衰退する。また、農村
地域においては、人口減少の加速により、地域コ
ミュニティーが衰退、崩壊し、社会基盤の劣化につ
ながることが予測されるため、いつまでも農家戸数の
減少を受け入れていてはいけないということに関
しては、共通の認識を持てているかと考えますが、
その点に関して町長の考えをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 12番小林議員の御質問に
お答えしたいと思います。

ある程度集約が進んで、農家戸数が減っていく。
これは適正な面積というのは、そこが一番収益が高
いところ、そこを目指していくと。ある程度集約化
して農家戸数が減るというのは、これは許容しない
といけないと考えております。ただ、今後におい
て、その結果集約されたところが、おっしゃるとお
り後継者がいなくなった場合とか、そういうのが非
常にリスクといいますか、危惧する面はあります。
集約の結果、コミュニティーが、その問題もあるの
ですが、ちょっと集約化というのはそれが非常に合
理的で、農政の面ではそういうふうに目指していく
と、それは、そういう方向というのは当然といいま
すか、そういう流れなのですが、農政とは別問題だ
と思っています。コミュニティーをどう維持するか
というのは、コミュニティーを維持するために効率
の悪い面積でやるというのもちょっと本末が転倒し
ますし、効率いい面積でやるとコミュニティーが、
数が減っていくというのも、そういう事実があります。
農政とコミュニティーを維持するのは、ちょっと別
問題かと考えております。当然コミュニティーを
維持するということも、また別の政策が必要なの
かもしれません、それも農政と同じように重要な
課題という考え方を持っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） ただいま御答弁でいた
だいた農政とこのコミュニティーの衰退というのは、
また少し毛色の違う課題であるという部分に関し
ては、私も理解しているところであります。

以前、同僚議員が質問していたように、今後もしか
したら住民会やそういった再編なども含めて、どうや
って地域コミュニティーを維持していくかとい
うのは、農業の効率化とはまた別の課題としてある
かと思っております。一方で、ただ地域に住む農家
自体がどんどん少なくなっていくことによって、そ
こで紡がれてきた文化が崩壊してしまうことなども

同時に懸念されると考えております。

ただいまの御答弁でも、やはり後継者不足が深刻
化する前に手を打っておかなければならぬということに
関しては、共通認識が持てているのかと考えて
おります。このまま深刻化してしまうのは、およ
そ何年先ぐらいということを、町長はどのようなイ
メージを持っているかお伺いさせていただきます。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 12番小林議員の御質問に
お答えしたいと思います。

何年先かというのは具体的な数字といいますか、
もっと大ざっぱかもしませんが、今、現役で営農
されている方の年代が60代、70代なのか50
代、それによって、多分60代、統計は手元にない
のですけれども、それによって60代の方が主で大
きな面積で耕作しているのであれば、あと10年、
20年はもたないだろう、そういう感覚で思ってお
ります。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） ただいま町長の御答弁
で、およそ今、現役として活躍されている方々が引
退するまでの時期が恐らくデットラインと町長は捉
えていらっしゃるのかと感じました。

この後継者不足が深刻化する時期に関して、私は
ある農業委員の方とお話ししたことが非常に印象に
残っております。その方のお話では、あと数年は一
旦この隣接農家が土地を買い取り、面積を拡大させ
ていくことで、差ほど問題にはならないであろう
が、現在、40歳から50歳の経営者が10年後ぐ
らいになって自身も離農を考え始めたときに、いよ
いよ土地を買い受けることができなくなっていくの
ではないかと不安を口にされていました。一番深刻
なのは、土地利用型の営農スタイルで広大な面積を
耕作している農家が、離農する際に土地の引き取り
手がないことであるということで、これがおよそ
10年後ぐらいではないかということをおっしゃつ
ていました。

この話を他の農家と話した際にも、この点に関し
て共感されることが非常に多かったと感じました。

確かに自身も遠くない未来に離農することが分
かっていて、自身が離農するときに近隣に土地を
買ってくれる農家がいないと分かっているとき、多
少余力があったとしても規模の拡大に躊躇するの
は、これはこれで合理的な判断であると感じており
ます。

この話を受けて、私はおよそ10年以内に広大な
面積を耕作でき、かつ長期に耕作を続けられる経営
体が土地や事業を継承できるよう対策を講じてい
く

べきではないかと考えましたが、この点に関して町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

おっしゃるとおり、ひょっとしたら10年後ぐらいにそういう集約、引受け手がなかなか、今の面積を維持するために引受け手がという問題が、継承者がという問題が出てくるかと思います。そのときに何が始まるかというと、多分、条件のいい土地は耕作してくれる人がいますが、少しでもやはり農地に順番といいますか、不利なところがどんどん、いわゆる耕作しなかつたり、そういうところが丸まま離農した後、そこがすばんと穴が空くというイメージよりは、そこの中でも取捨選択が起きて、条件のいいところばかりに、それは当然そののですけれども、そうすると条件の悪いところが耕作放棄地として発生してくるのではないかと考えておりますし、そうなる前にやはり後継者が、そのまま維持できるように農家戸数を、労働者といいますか、農家戸数、経営体をある程度維持する、どのような作物でも構わないのですけれども維持をする。そういうことが喫緊のといいますか、まず第一に1丁目1番地といいますか、それはやってくれる人といいますか、それが重要なのかと思っております。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） ただいまの御答弁で、町長がどのようにこの先の未来を考えているのかを一片垣間見ることができました。

現状確かに、現状でも耕作に不利と言われているような土地で営農されている方の御苦労は、本当に計り知れないものだと感じております。

一方で、そういう僕らが不利というような土地で耕作が行われていることによって、この一帯は丘陵地帯であったり、この美しい景観、農村景観だと言われていることが観光資源になっていたりすることもあるので、現在、不利と言われているような土地に関しても、可能な限り今と同じような活力で耕作が続していくことを私個人としても期待しているところであります。

さらには、このおよそ後継者不足が深刻になる時期というのに関しても、地域によってもやはり期間の猶予に差があり、既に差し迫った地域に関しては、近年中に後継者不足が深刻化するのではないかと考えているので、町としては可及的速やかに後継者対策に策を講じていくべきであると考えています。

そして、その一つの有効な手段が、最近では耳にすることも多くなってきた第三者に対して経営権や

所有権を引き継ぐ農業経営の第三者継承ではないかと考えております。

4点目の質問に対して、町長の御答弁では、第三者継承の利点に関しては既に研究が進んでおり、その取組については意向調査なども進めている段階であるということでしたが、具体的にどのような手法で意向調査を進めているのかお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

具体的な調査というのは、おのののといいますか、聞き取り調査等含めて、意向も含めて調査しているところです。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） ちょっと具体的な話になってしまいますが、調査方法というのが、実際に出向いて聞き取りを行っているのかなど、あとはアンケートをファクスで送ってアンケートに答えてもらったりしているのかなど、ちょっと細かい点ですが、その点に関して御質問いたします。

○議長（中澤良隆君） 農業振興課長、答弁。

○12番（安川伸治君） 12番小林議員の質問にお答えさせていただきます。

この第三世継承の対象となります方の調査についての御質問ということで、農業者の方へのアンケートとしまして実施しているところであります。

今年度、今後の10年間を予定した形で地域計画というものを作成するという予定であります。

その中で、今後、その10年間において離農される方また経営規模を縮小される方ということでアンケート調査を実施したところであります。その中におきまして、第三者継承に興味、関心があるという方についても意向の調査をしたところでござります。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） ただいまの御答弁だとアンケートで調査を行っているということで、それは書面で、ファクスか何かで行っているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（安川伸治君） 12番小林議員の御質問にお答えします。

アンケート調査ですので、書面で回答していただいているということになります。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） 町長にお伺いいたします。

この点に関して、やはりアンケート調査という

か、意向調査は、かなりこの後継者不足に関して、特に第三者継承を考えるのであれば、本当に肝になる部分だと考えております。

このことで、もちろんアンケート調査をした後に回答があったところにまたお話を伺いに行くということは理解できるのですが、内容が人によっては非常にデリケートな部分も出てくるので、ここは面倒かもしれないですけれども、やはり直接出向いてお話を伺うというほうがより有効なのではないかと考えますが、町長はこの点に関してどう考えられるか、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

アンケートを統一フォームで取るというのは、一定の方向、傾向を知る上では非常に有効な手段だと考えております。その裏には、詳細まで把握しようとすると、やはりおっしゃるとおり個々の面談がないとさらに細かいところまでは見て取れませんので、現段階、アンケートで大まかな、議員もおっしゃるとおり後継者がいないという方が相当、7割、8割いるという、そういう大まかな問題点として浮き彫りになっておりますので、アンケートはアンケートでそれなりの効果、完璧に把握するのであれば委細面談が今後必要になってくるとは思いますが、その辺は今後考えながら、面接もインタビューも必要なのどうかも含めて、それは今後十分検討を考えて、手法を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） この点に関してちょっと細かく追及させていただいたのが、農業者の方とお話ししているときに、今回のこのアンケートではないと思うのですが、農業振興課からこういう聞き取りがある際に、一方的にファクスが送られてきて、返信してくださいといふ内容で、つい忙しくて忘れてしまうこともあるし、そのままになってしまふこともあるといったようなことを伺ったのと同時に、なかなか農業振興課の方々の顔が見えづらい部分があるとおっしゃっておりましたので、この点は町と農業者との関係をさらに強くしていく上でも、こういったことは直接お話を伺うというのは、一見非効率的かもしれません、目的を達成するために必要ではないかと私個人は考えますので、よろしく御検討いただければと思います。

4点目の質問の御答弁に、令和7年度の地域おこし協力隊の募集から第三者継承のモデルケースとして、既に協力隊活動の農業支援に協力されている事業者の中から第三者継承を要件として募集を開始を

進めるところとありましたが、この点少し分かりにくかったので、この事業者とは誰を指すのか、また実際にどのような方に来てもらって、どのような任期を過ごしてもらうイメージで募集をするのか、再度御説明をよろしくお願ひいたします。

○議長（中澤良隆君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（安川伸治君） 12番小林議員の御質問にお答えします。

地域おこし協力隊のモデルケースということでの第三者継承の募集の関係についてでございますが、今現在、検討している段階でございまして、その内容としましては、今後、離農が発生されるという方への形態としましては、土地利用型小麦・大豆を作られる土地利用型ということで、耕作面積が大きい方を対象としまして、そちらの方が今、協力隊の支援を行っていただいているという方がおりますので、その方に継承する際の要件等を確認しまして、その要件で募集を進めていこうという、そういった準備を行っているところであります。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） ただいまの質問で回答が得られなかつたと感じている部分が、どのような方に要是応募してもらって、その方がどのような3年間を隊員期間として過ごすのかという部分ですので、事業者の方という方は、現状の農業者の方を指しているのか、それとも農業で働いていて、今後継承者として希望するような方を指しているのか、その辺りが明確にならなかつたので、再度御答弁よろしくお願ひします。

○議長（中澤良隆君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（安川伸治君） 12番小林議員の御質問にお答えさせていただきます。

一応、希望者は、先ほど申し上げました協力隊の支援いただいている方ということで、継承される希望者、こちらのほうに来て継承するという方に関しては、今、地域おこし協力隊ですので、そういった募集する方は、経験がある、なし関係なしに募集するという予定であります。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） その応募されてきた方は、経験がある、なしにかかわらず、この方が今回応募して採用した後にどのような3年間を、つまりこれまでの地域おこし協力隊農業振興に来られた方とは違う過ごし方をするのか、その辺のイメージが既にあるのであればお答えいただきたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 農業振興課長、答弁願います。

○農業振興課長（安川伸治君） 12番小林議員の

御質問にお答えします。

地域おこし協力隊の方がこちらの隊員となられた後については、今現在進めています特産農作物支援の形で3年間ということで地域おこし協力隊として活動していただくことになりますが、その間、第三者継承される先の事業者のところで研修を開始していただくという予定でありまして、基本的にはその3年間での研修を終えた後に継承していくという、そういうことで想定して募集をする予定になっています。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） ただいまの説明を私なりに解釈すると、既にもう継承してもいいよという継承元を一つピックアップして、またそこを継承したいと望む方が応募されて3年間を研修期間として過ごし、その後そこを継承するといった流れになると、そういう募集を今後行うという理解でよろしいのか、再度確認させてください。

○議長（中澤良隆君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（安川伸治君） 12番小林議員の御質問にお答えします。

議員のおっしゃるとおり、そのとおりの予定であります。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） また後に触れますぐ、今回出してもいいという方とそれを引き継ぎたいという方のマッチングというのがやはり町の大きな役割になってくるかと個人的には感じておりますが、既に町に来られている協力隊員の方などに関しても、今後自分がどのような形で営農していくかというのを検討する際に、もう既にこういう継承してくれる、継承元があるといったような情報とかがあれば、ではそこを継承することを前提にこれから先の期間を過ごしてみようかといった選択肢も広がるのではないかと個人的に考えますが、今回の募集において取りあえず、今、進めようとしているこの事業に関しては、また継承したいという方を新規に求めていくことで、既に来られている隊員の方とは対象にはならないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（安川伸治君） 12番小林議員の御質問にお答えさせていただきます。

今現在おられる地域おこし協力隊の方も対象になりますが、今おられる隊員の方が就農を希望している時期にあれば、今後、話は進めていくことになりますが、その希望の時期が違う場合については、また新規の募集される方を対象にしていくという形を取る予定であります。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） ただいまの御説明で、少し安心した部分があるといいますか、既に隊員として頑張られている方が、そういう条件のところがあるのだったら自分がそこを継承したかったと、ただ、そうならないような形で情報提供を行ってほしいと考えておりました。

5点目の質問に関して再質問いたします。

現在、町で調査検討を進めているということを伺ったところ、この第三者継承に係る後継者対策に関して、町の役割として、継承元のヒアリングを丁寧に行なうと同時に、この事業を受け継ぐ継承者を地域おこし協力隊であったり、このあたりを広く募り、この両者をマッチングさせていくことこそが町の重要な役割であるという、この私の考え方と町長の考えに関しては、これは共通認識を持っていると感じておりますが、その点に関して町長の考え方をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

町が第三者検討に関してマッチングというのは、非常に重要な役割、第三者継承は非常に重要ですので、町としてはやれることは、先ほどの質問にありました地域おこし協力隊もそのツールの一つだと思っておりますし、それ以外にもしあれば調査研究して、いろいろな形で第三者の継承、ヒアリングしていろいろな条件、移譲する場合の条件とかいろいろあると思いますので、その辺のマッチングはどのような形で必要なことだと思いますか、重要なことだと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） この点で町長と共に持てたことは、非常に嬉しく感じております。

私は、兼ねてから自身の経験も踏まえ感じていることがあります。それは、農業未経験の人間が就農を目指して農作業を始める時点では、自分がその後どのような営農スタイルで就農し、農業経営を行っていくことがベストであるかということに関しては、具体的なイメージを持てている方は非常にまれであると思っております。

現在、協力隊として活動している農業支援員の方も、様々な作物に触れる中で自分の作りたい物が決まっている方もいれば、現在まだ模索中の方もいると聞き及んでおります。また、彼らが上富良野の募集に応募した際に、何を作るかということがその時点では限定されていないのがよかったですと言わてい

る方もいました。

また、このような段階において、いざ自分が認定農業者となって農業経営を開始する上では、どのような土地で、どのような条件で営農できるのかということが、自分が何を作っていくかを決定させてくれることも往々にしてあり得るかと感じております。

なので、もし仮に町内に事業継承の良質な情報が豊富にあり、その中から何件か直接顔を合わせて話をしたり、実際にそこで働いてみるなどのことができる環境があれば、双方にとって制度の高いマッチングが可能になるのではないかと考えます。なので、つまり私の考えとしては、さきにこれから募集する際の話でもありましたと、1対1のマッチングをいきなり行うのではなく、現行の地域おこし協力隊募集の際などに、第三者継承の情報も提供しつつ、この3年間の任期中にどのように新規就農するのかを第三者継承も選択肢の一つとして農業支援委員の採用を行っていくのが有効ではないかと考えます。

もしかすると、さきに町長もおっしゃっていましたが、現在、農業振興課が行っている農家に対する意向調査自体も協力隊員が直接行うことで、町内の農家と直接コミュニケーションが取れるのではないかと考えております。また協力隊員に限らず、既に上富良野で農業に従事していて、条件次第では新規就農の意思のある方に対しても、これらの情報提供を行っていいともいいかと思います。

このように、様々な手法を新たに講じて、第三者継承に係る後継者対策に町としてスピードを上げて本気で取り組んでいくべきと考えますが、町長の考え方をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

地域おこし協力隊の募集に関して、今まで条件を付しておりましたが、今回も第三者継承ということである程度条件を付すのですが、結果、3年後必ずそれをしなければならない、3年後はフリーですので、フリーといいますか、そういう意味でまず来てもらって、募集するにはある程度こういうものをという募集しなければ、ただ農業をと言っても何だろうという、そういうことは避けるためにある程度、過年度、以前であれば特産品の栽培、ホップとかそういうもの、今回であれば第三者、先に入った人が第三者に3年後移行することもあるかもしれませんし、第三者継承で入った人が将来継承移譲した作物を必ずやらなければならないという、そういう縛りは将来がんじがらめにするものではありませんの

で、当然一つのきっかけと捉えております。そういうきっかけといいますか、マッチング、そういうものは、先ほどの話ですと10年という、あつという間にスピードを上げないと来るのではないかという危機感は、小林議員とこれは共有しているのかもしれません、それを含めていろいろなあらゆる手段を調査研究しながら、こういうものをやってみよう、ああいうものをやって見よう、トライをするのは、もちろん十分検討してトライをしますけれども、それは全然否定しないといいますか、どんどんやっていかなければならぬと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 以上で12番小林啓太君の一般質問を終了いたします。

次に、2番荒生博一君の発言を許します。

○2番（荒生博一君） 私は、さきに通告しております3項目12点について、齊藤町長にお伺いいたします。

まず1項目め、高齢者の福祉対策についてお伺いいたします。

高齢化に対応する社会づくりの中長期的な方向性を示す高齢社会対策大綱が令和6年9月13日に閣議決定され、年齢にかかわらず支え合う社会の構築や、身寄りのない人や認知機能に変化がある人も安心して暮らせる社会の実現を掲げました。

現在、日本の人口に占める65歳以上の割合は29%に上り、高齢化率は世界で最も高くなっています。また、当町における現在の65歳以上の高齢化率は34.1%となっており、国の平均値を大きく超えており、2050年には43.8%に達し、およそ10人に4人が高齢者になると見込まれております。

高齢者の福祉対策については、我が町における喫緊の課題であると考え、以下4点について町長の見解をお伺いいたします。

まず1点目、高齢者福祉は、社会の変化や高齢者のニーズに応じて常に進化を続けています。物価高騰が続いている中、例えば上下水道料金の軽減制度を設けるなど、高齢者世帯の経済的な負担軽減策が必要と考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

2点目、総務省の統計によると、65歳以上の独り暮らしの高齢者の数は年々増加しており、2040年には約900万人に達すると予測されています。このような状況下で、独居高齢者の安全と生活の質を確保するための様々な支援策が求められますが、当町においての現在展開されている施策と、今後考えられる施策についての具体的な見解をお伺いいたします。

3点目、テクノロジーを活用した福祉サービスの導入は、高齢者福祉の新たな可能性を開くものであります。現在、町においてもウェアラブルデバイスなどを用いた健康管理サービスなど、将来的にテクノロジーを活用して、高齢者の生活の質向上させるための新しいサービスの検討はなされているのか見解をお伺いいたします。

4点目、近隣市町村では、継続的な福祉灯油の支給やプレミアム付商品券発行事業などが、物価上昇に疲弊する高齢者などへの生活支援策として行われております。物価高騰により生活がより一層圧迫される中においては必要とされる支援策と考えますが、当町では本年度中に行わないのか見解をお伺いいたします。

次に2項目め、今後4年間のまちづくりについてお伺いいたします。

町長は、11月26日に告示されました上富良野町長選挙にて無投票により再選が決まり、その後のインタビューにおいて、初心を忘れず町民が幸せになるための町政を目指していくと、2期目の力強い決意を語られました。そして、報告会の挨拶では、地方の市町村が置かれている状況は非常に厳しいと指摘した上で、次の4年間、人口減少や過疎化には決して負けないまちづくりに向け頑張っていくと、意気込みを語られております。

今後の4年間は、七つの政策の実現に向けセカンドステージに途中に突入しますが、この4年間でどこまで実現を目指すのか、具体的な方向性について以下4点町長にお伺いいたします。

1点目、宿泊施設の拡充などによる滞在型観光の推進とはどのような内容なのか、具体的にお伺いいたします。

2点目、医療従事者やエッセンシャルワーカーなど必要不可欠な働き手の確保については、どのような施策を展開していくのかお伺いいたします。

3点目、道の駅設置についての今後4年間の具体的な取組についてお伺いいたします。

4点目、人口減少や過疎化には決して負けないまちづくりとは、具体的に今後4年間でどのような対策をお考えかお伺いいたします。

最後に3項目め、町の公有財産の管理についてお伺いいたします。

町の所有に属する財産、いわゆる公有財産は、行政財産と普通財産に分類されます。そして、行政財産以外の公有財産である普通財産は、貸付、交換、売払い、譲渡、出資の目的とすること、信託すること、私権を設定することができます。

現在、町においては、廃校となった学校や教員住宅などがその対象となり、一部普通財産において

は、貸付などを行っております。しかしながら、公有財産の中でも長年放置され経年劣化が著しい建物があり、景観や周辺施設への悪影響などが非常に懸念されます。

そこで、現在の管理体制や貸付状況及び今後の解体など具体的な計画や方針について、以下4点町長にお伺いいたします。

1点目、旭町の教員住宅は、これまでの間、お試し暮らし住宅などで使用されてきましたが、現在は未利用となっております。今後の町の方針についてお伺いいたします。

2点目、旧東中学校や旧江幌小学校など、現在の管理状況や利用状況はどのようにになっているのかお伺いいたします。

3点目、古くなり入居者がいない公営住宅の今後の維持管理や解体など、具体的な計画についてお伺いいたします。

4点目、昭和44年に設置された上富良野町衛生センターは、平成15年3月にその役目を終え、既に稼働閉鎖から21年が経過しております。この間、解体については多額の費用を要するとのことで見合せたと聞き及んでおりますが、今後についてはどのような対応を図られるのか、お考えをお伺い致します。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁願います。

○町長（齊藤 繁君） 2番荒生議員の3項目の御質問にお答えいたします。

まず、1項目めの高齢者の福祉対策についての4点の御質問にお答えいたします。

関連がありますので、1点目と4点目の御質問を併せてお答えいたします。

物価高騰に対する助成につきましては、11月22日に閣議決定された国が実施する経済対策では、非課税世帯への3万円の給付をはじめとした物価高騰への支援が盛り込まれました。

本町における高齢者や低所得者に対しての支援策につきましては、国が実施する経済対策のほか、地域づくり総合交付金を活用し福祉灯油事業を実施するよう取り進めてまいります。

次に、2点目の独居高齢者の安全対策としては、在宅福祉事業における緊急通報システム設置や生活支援体制整備事業にて電話サービスを行っております。

また、民生児童委員による高齢者実態調査にて独居高齢者だけではなく、65歳以上全ての世帯の状況を調査するとともに、支援が必要な方には地域包括支援センターが中心となり必要な機関へつなげております。

今後におきましては、現在実施している施策の継続を基本としながら、新たなコンテンツについても情報収集しながら検討してまいります。

また、現在の具体的なものといたしましては、現在実施している緊急通報システム設置については、電話の一般回線を使ったサービスであり、携帯電話の普及が進み一般電話の契約が減少している状況となっていることから、今後における同等のサービス維持についての検討を行っているところであります。

次に、3点目のテクノロジーを活用した福祉サービスの導入につきましては、現在、様々なデジタルコンテンツを活用したサービスが開発されており、スマートスピーカーを用いた見守りサービスなど、緊急通報システム設置に代わる媒体について情報収集を行っているところであり、具体的な検討までは至っておりませんが、現代のニーズにあった福祉サービスについて検討していきたいと考えております。

次に、2項目めの今後4年間のまちづくりについての4点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の宿泊施設の拡充などによる滞在型観光の推進内容についてであります、近年コロナ禍が落ち着き、本町においても各種イベントが再開されたこともあります。一方、ツアーを受け入れる大型宿泊施設は、需要に対し絶対数が不足していること、また周遊型観光コンテンツの不足などによって、本町は富良野美瑛の大型観光圏の中に位置しながらも、旅程内での一時的、限定的な立ち寄りが観光入り込みの多くを占め、限られた時間内に本町の魅力を堪能していただくこと、また購買、体験による消費をしていただくことが十分にできないということが、先般策定いたしました第3次上富良野町観光振興計画においても大きな課題として捉えております。

ジオパークを含め持続可能な観光資源が多数存在する中、観光客のニーズに応えるべく通過型から滞在型への転換が必要であると考えており、一つの打開策として、近年ウェブ仲介サイトでの募集やAIによる翻訳制度の向上に伴う運営面の課題解消など、ビジネスモデルとして十分成熟を見せている簡易宿泊所や民泊といった小規模宿泊事業に関する問合せも多く寄せられていることから、新たな観光導線の再考や用途地域の検討を行い、民間事業者の事業展開につなげることで、夏季・冬季を通じた宿泊事業の取りこぼしを減らしたい考えであります。

これにより、本町をゴールとし、また本町をスタートとすることで、町内観光施設や景勝地をじつ

くり周遊し、消費していただく滞在型観光の推進につながるものと大いに期待するところでございます。

次に、2点目の医療従事者やエッセンシャルワーカーなどの確保対策についてでありますが、まず保育士については、通常保育に必要な保育士については充足されておりますが、一部の保育サービスの保育士配置については足りていない部分もあり、今後においても多様なサービスの実施に向け、保育士確保対策が必要と考えており、その対策案については、教育・保育施設連絡協議会にて協議を行い、保育士家賃補助や保育士就労支援金の実施については、令和7年度からの実施に向け、現在、検討を進めているところであります。

また、その他医療従事者等のエッセンシャルワーカーや地域産業の担い手となる人材の確保につきましても、奨学金返還支援補助を実施しているところであります。

引き続き、働き手の確保対策について、有効な施策について研究してまいります。

次に、3点目の道の駅についての今後4年間の取組についてでありますが、今年度は機運醸成に向けた取組としてワークショップ等の開催、令和7年度においては町民と各地の道の駅を巡る見学会などを検討しているところでありますが、令和8年以降につきましては、旭川十勝道路の進捗状況などを踏まえた上で取組内容を検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目的人口減少や過疎化に負けないまちづくりについてでありますが、日本全体の人口が減少する中で、本町も自然減、社会減により人口が減少していくことをとどめることは大変難しいと認識しております。このような状況の中で、自治体として持続可能な町を維持していくためには、農業、商工業、観光などの経済的な基盤が整い、自衛隊駐屯地が存続し、医療、福祉、介護、教育や行政サービスなどが人口規模に見合った規模で存在していることが必要と考えております。

現在でも1万数千人の人口規模で広域に多くの人が分散して暮らしていた当時のままの政策や公共施設などが存在しています。持続可能な町を目指すには、これらの施設や事務事業等の選択と集中によって人口規模に応じたものにしていかなければなりません。またスケールメリットの必要なものについては、広域連携も必要であり、このたび取り組んだ中富良野町との葬斎場の共同利用などもその一例と考えています。

ただ、人口に見合ったものとして縮小や集約だけでは、町民が生き生きと活力あるまちづくりにはな

らないものと考えておりますので、移住、定住、交流人口の増など活性化につながるものについては、しっかりと選択をし、生かしていくなければとも考えております。

いずれにいたしましても、現在行っている町政の全てを人口減少社会に対応したものにしていかなければならないことは明白でありますので、次期4年間についても、各議員の御意見を伺いながら取り進めてまいりたいと存じますので、御協力と御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目めの町の普通財産の管理についての4点の御質問にお答えいたします。

町は、今後の人口減少や厳しい財政状況を踏まえ、将来的な財政負担の軽減や費用の平準化を図り、公共施設等を維持管理するため、公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点に立ち、総合的に公共施設を管理することといたしました。

以降、公共施設につきましては維持管理、更新を行い、使用する見込みがない施設については、除却や売却を行ってきたところであり、また、令和4年3月の本計画の見直し、本年6月には遊休財産の処理方針を改定し、改めて施設ごとに現状と課題の整理、劣化状況の調査を行いながら、旧教員住宅等の使用する見込みがないものについては、用途変更、除却や売却など具体的な処理方法を定め、進めていくこととしているところであります。

まず、1点目の旭町教員住宅についてでありますが、現在、旭町教員住宅は15棟30戸のうち2棟4戸が教員住宅として活用されており、残り13棟26戸については普通財産に移管され、この間、移住定住施策として移住準備住宅、お試し暮らし住宅として活用してきたところですが、令和元年におきまして、民間共同住宅の有効活用と旧教員住宅の老朽化に伴い、民間アパートを活用したシーズンステイ住宅事業に移行したことから、現在は活用されていません。

今後の方針ですが、当該施設については、一体的に活用することが有効と考えているところであります。まだ教員住宅に居住されている方がいることから、解体、売却等の処理方法は持ち合わせていません。

次に、2点目の旧東中中学校、旧江幌小学校の管理及び利用状況についてでありますが、まず利用状況ですが、行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例に基づき、両施設の一部を有償にて貸付を行っているところです。また管理状況ですが、周辺の草刈り、伐木等を行っているほか、建物火災保険、消防用設備保守点検等の管理を行っており、その費用については、貸付に伴う収入を充てているところです。

次に、3点目の公営住宅の今後の維持管理についてであります。令和6年度において9団地395戸の公営住宅があり、延べ78棟を行政財産として所有しております。

公営住宅の管理については、公営住宅等長寿命化計画を策定し、長期的な管理の見通しを立て、計画に基づいた維持管理、更新を図っております。計画期間末戸数は303戸としており、92戸24棟が用途廃止の予定となっております。

303戸の公営住宅について、現在空き家となっている場合でも、入居希望に応じて入居ができるよう管理を行うとともに、それ以外のものについては、今後、用途廃止や財産の処分等を行いますが、その時期につきましては、現在の入居状況と財政状況等を総合的に判断し、適切に行ってまいります。

次に、4点目の旧衛生センターの今後の対応についてでありますが、議員御質問のとおり、稼働終了から21年が経過している施設となっており、現在は敷地の一部を道路維持用の資材置き場等として活用しているところです。

今後の対応については、試算はしていませんが、解体費用、廃棄物処理費用等、相当多額の経費がかかることが予想されていること、跡地利用が決まっていないことから、今後の処理方法は持ち合わせていないことを御理解願います。

いずれにいたしましても、今後も地域の意向も考慮した上で、使用する見込みがないものにつきましては、有効な活用方法や除却、売却など多角的な面から研究を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） ここで、暫時休憩といたします。

午前10時17分 休憩

午前10時19分 再開

○議長（中澤良隆君） ここで、休憩を解いて、改めて10時40分まで暫時休憩といたします。

午前10時19分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（中澤良隆君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

再質問ございますか。

2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） まず、1項目めの高齢者の福祉対策についての再質問をさせていただきます。

今回、私の4点の質問に対し、御答弁では1点目

と4点目を関連があるということで併せてお答えいただいておりますが、私の趣旨としては、1点目の質問に関しては、中長期的なビジョンで、今後10人に4人が高齢者になる、65歳以上になるということの中で、恒久的な支援策について伺ったつもりなのですが、聞き方が悪かったということで、そこは仕方ないとしますが、4点目、私は今回2事業を挙げた中で、今年度内どのような取組をお考えかということで質問をさせていただいております。

福祉灯油に関しては、的確に御答弁いただいておりますが、プレミアム付商品事業に関しての御答弁がございません。昨日、同僚議員が、今回、同じプレミアム付商品券事業に関して5名の議員が町民の声を聞き質問をすると言いましたが、私の分はカウントされていないのでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁願います。

○町長（齊藤 繁君） 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

プレミアム付商品券は、先日お話ししたとおり、まだ未定ということで、答弁漏れになっております。大変申し訳ございません。

プレミアム付商品券につきましては、新聞には見送りかと。一言も言ってないのですけれども、国の補助事業と併せて検討中ということで御理解いただければと思っております。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） では、1点目の恒久的な施策の例で挙げました、いわゆる高齢者に対しての上下水道の要は負担軽減というのは、近隣の北海道の滝川市の実例を参考例として挙げさせていただきました。また、全国で様々な高齢者の福祉対策ということで例が挙がっておりますが、町長、この先、我々も確実に65歳以上の高齢者になり、将来に備えるということであれば、これあくまでもほんの一例ですが、上下水道の料金を負担ずっと軽減し続けるというのは維持に対してもすごく大変でありますが、様々な角度からやはり検証、検討が必要と考えますが、その辺のお考えをお伺いします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

御質問の水道料は一例ということで、それに具体的に答弁はしておりませんが、恒久的な策といたしましては、高齢者でくくっていいのか、それとももしくは低所得でくくっていいのか、それは今後の検討ですが、そういう社会になっていく中で、何らかの高齢者に特有のものであれば、身体的なものは高齢者ですので、そういうものを含めて高齢化社会に向けて、今後は他市町村の例を参考にしながら、我

が町にどういうものが必要なのか、どういうもののが有効かというの、調査研究は引き続き続けていかなければならないと考えております。

以上です

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） では、1点目に関してはこの後研究を重ねていただけるということで、1と4合わさっていますので、4点目のプレミアム付商品券に関しての再質問をさせていただきますが、昨日、3人の議員が同じ内容で、町長の先ほどの答弁でも、新聞報道では見送りなんていうことがありましたけれども、昨日、議会が終わった後、質問した3名の議員、何かすごい安堵の表情が見受けられまして、3者3様にそれぞれ後の、国庫支出金を頂いた後に、町長はきっと検討してくださるということで非常にポジティブな受け止めをしておりますが、私も同様にポジティブに受け止めてよろしいでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

プレミアム付商品券のいい点、悪い点、長所、短所、昨日答弁いろいろさせてもらいましたが、それらを勘案しながら、どういうものがいいのか、経済対策は国から来る補助金等で何らかの形で必要な方にしっかりと届けていかなければなりませんので、その案の内容として、施策の一つとして、決してプレミアム付商品券は否定しなかったつもりなのですけれども、昨日は。それも当然考慮し、頭の中に先例もありますので、そういうものも含めて経済対策はしっかりと考えてまいります。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） 町長は、やはり財政的な理由から、非常に財政が厳しい中、一般財源を用いては今回プレミアム付商品券事業に関しては厳しいという見解で、昨日は難しいという理由をずっと答弁で述べたような受け止めをしております。一方で、厳しいこういった財政状況というのは、町長が就任の4年前から、もちろん町立病院の建て替えやこどもセンターの新設等々で、当然ながらその状況に関しては予測ができたと考えます。その中で、町長は事業を取捨選択して、町民の皆様のためにやはり優先順位をしっかりと決定すべきと考えます。

町長、選挙を振り返りますと、事務所の上に大きな看板で「町民みんなの声でかみふらのをつくる」ということで、昨日来5名の議員が同時にこの事業に関してやはり発言をするということは、これは切なる町民の声であります。マニフェストに掲げてい

る町長です。もう一度町民の声を聞いて、ぜひプレミアム事業も含めた上富良野の未来をつくっていただきたいと思いますが、それに関して御答弁願います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

財政状況は4年前と変わっていないのではないかという御質問ですが、180度変わったと、そのぐらい変わったと言つていいと思います。これには、病院とこどもセンターはほぼ関係ございませんといいますか、起債ですのでまだ償還がそれほど始まっておりません。

何が原因かというのは、物価高騰です。あとは人件費、最低賃金上がりましたし、あと人事院勧告。やはり当初は町民の方といいますか、一般の方、商業をされている方、物価高騰で価格を転嫁するのがなかなか難しい状況で、大変苦労されていて、それがだんだん進んできたのかもしれません。やはりタイムラグがあつて、とうとう我々の行政のほうに物価高騰、人件費の高騰の影響が去年から出始めているのですけれども。ですので、財政状況は4年前と大きく変わっている状況であります。

その中でいかに、おっしゃるとおり町民の皆様の意見を反映していくか、望むもの、幸せのためにどれを取捨選択して入れていくかというのは、大変苦慮しておりますし、熟慮して選択していかなければならぬものと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） これに関しては再質問はせず、次の2点目の独居高齢者の支援策についてですが、現在、使用している緊急通報システムの設置、いわゆる電話回線の一般回線を使ったサービスは、御答弁でもございました携帯電話の普及が進み一般電話の契約が非常に減少している中、昨今を鑑みた場合、正直、時代に即していないと考えます。

現在、同等のサービス維持について検討を行っているとの御答弁でしたが、具体的にどのようなサービスを検討されているのかお伺いします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、普通の回線がそのまま契約されれば何ら問題はないのですが、携帯電話の普及と同時に契約そのものをやめる方が多いです。それに代わるものとして、携帯電話、そういうものがいいのか、Wi-Fi等を使用したもののがいいのか、機種はどういうものを選定して考えている

のか、要するに有線に代わるもので同じような見守り機能を維持するにはどういう機種がという観点で、今、どういうものが可能か担当課でしっかりと検討しております。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） 北海道内では、現在、十勝の広域消防局が119番通報の際、手持ちのスマートフォンから現場の映像をリアルタイムに送信することで、例えば誤報をなくし、また現場には早急に駆けつけることができるということで、いわゆるライブ119というシステムがありまして、この令和6年、本年の7月1日から運用が開始されております。当然、このエリアでは、まだこの後の検討事項になると思いますが、やはり画像を素早く分析することでリアルタイムに状況判断ができる、火災においても、また救急搬送においても、その必要性に関しては非常に効果的だということでおっしゃっています。ぜひこのような先進事例等を調査研究いただき、将来の運用に向けた取組をいただきたいと考えますが、その辺についての見解をお伺いします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

携帯電話は、今おっしゃるとおり、救急等には非常に効果です。画像を送信できます。非常に効果的な手段である一方、高齢者の方、独居とか高齢者の方なのですが、操作性がどうなのかというのは、やはりいま一つ、デジタルの過渡期でありますので、その辺も含めて、携帯電話のよさ、便利さというのは分かるのですが、今、アナログでボタンですので、それに代わるものとして携帯の操作性がどうなのか、高齢者向きなのか、その辺も重要な課題だと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） 先輩議員から伺った話ですが、十数年前に遡ります。上富良野町内の本町で緊急通報システムを設置していた高齢者ですが、独居の方です。死後2日経過した後に発見されたという、非常に痛ましい事例が実際にございます。

今般、いろいろニュースで、お風呂の中で亡くなりになった例とか、ヒートショックなどなど言われている中、実際ボタンまで行き届く前に力尽くるということが本当に非常に多いので、町長も後にやはりスマートフォンなど操作を皆様に周知した上で、最終的にはそのような形に今後はシフトしていくなければならないのではないかと私も考えます。

これまでの緊急通報システムは、設置条件として課税世帯には6,000円、また生活保護世帯は無

償で非課税世帯が3,000円といった料金設定ありますけれども、先進事例ですと東神楽町等々で、命を守るツールということで、これも段階的な設定です。課税世帯400円、これは月額ですが、そういったレンタル料というのを受益者の方から頂きながら、新しいデバイスを提供していくというようなことも実際にやっております。ぜひそういうところも学んだ上で、今後痛ましい事故が、事象が起こらないような施策を展開いただきたいと思います。

次に、2項目めの今後4年間のまちづくりについて再質問をさせていただきます。

まず、1点目の宿泊施設の拡充などによる滞在型観光の推進についてありますが、現在、簡易宿所や民泊など小規模宿泊事業について新たな観光の導線の再興や用途地域の検討を行いと御答弁がありました。この問題は我々宿泊業及び旅館組合でも昨今、話題となっております。その中で、今、問題されている事象というのが、確かに町長のお考えの夏季・冬季を通じた宿泊事業の取りこぼしを減らしたいというお考えは非常にすばらしく、また観光の、また交流人口、宿泊人口も伸びるということは、まちにとって非常にポジティブな考え方で、発想はすばらしいと思います。

ただし、現に近隣の市町村でも、現在、一般住宅に見知らずの宿泊者が頻繁に出入りすることによる近隣トラブルによる治安の問題ですとか、ごみ出し、そして深夜の騒音問題など、やはりインバウンドの方が多くて、注意をするにも言葉が通じないとか、非常にそういったところがいわゆる住宅街エリアの課題として取り上げております。また昨今では清掃衛生、市町村でも感染症対策というのも、これまたチェックアウト後に様々な、要は感染症を置いたままお出になられるという海外の方も多いということで、この問題に関しては、非常にデリケートであり、また地元住民の理解であるとか、我々宿泊業者の意見などもぜひ参考にしていただきながら、今後、町長の考えをともにいい結論を導き出せるよう、ぜひ我々に相談いただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、役場といいますか、私の一存で決められる問題とは考えておりません。当然、一般住宅に住んでいるのは町民ですので、その方の御理解、そして同業者の方、そういう御理解を合意を得た上でないと、これは進めていけない問題だと思っております。

騒音問題とかいろいろな問題、必ず発生するわけ

ではありませんが、発生しているところもあるというのはこれ事実ですので、それらのことをどう対応していくのかも含めて、これから皆さんと方向が決まれば話し合いといいますか、合意形成は進めていかなければ、なかなかこれは実現できないと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） ぜひ我々と協議の上、また当然住民の方の周知、御理解も含めた中で、思いの実現に向け何がベストかというのは、この後ぜひ、ともに検討させていただければと考えます。

次に、2点目の医療従事者やエッセンシャルワーカーなど必要不可欠な働き手の確保については、令和7年度から例えば保育士確保対策と新たな施策を講じるということで、ぜひ保育士の皆様に限らず、同様に介護人材や医療従事者に対してもさらなる具体的な支援策を講じていただきたいと考えますが、その辺の考え方、お持ち合わせなのかどうか確認させてください。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

7年度は、保育士の確保に向けて一步踏み出すという形になっております。保育士、皆さん御存じですかねども、民間で今やっています、民間のそういうところでもエッセンシャルワーカーをちゃんと行政がある程度支援をして進めていかないと、直営はもちろんありませんので、もう民間に100%頼っておりますし、そこの保育園というのは自由価格設定できません。公的価格で決まっている中でやつていく、そこは行政がしっかりと支えていかないと結局は町民の方が不利益を被ると考えております。その中で、ほかの病院とか介護、その辺につきましても、たまたま今は病院、民間の診療所でもありますけれども、病院とハイツは直営でやつておりますが、それらも含めて待遇待遇、そのほか何かあれば、人材確保に向けてはしっかりと進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） では、次に3点目の道の駅についてあります。

令和7年度においては、町民と各地の道の駅を巡る見学会、これは非常にアイデア的にはすごいすばらしく、どのような内容かによっては私も参加したいと思います。

その中で、現在、北海道には9月4日時点で136の道の駅がございまして、当然広い北海道、道北

エリア、道東、道南など各地を、全部巡るなんていうことは当然不可能ですが、その中で例えばコンセプトであるとか、テーマとかということを重要視した中で、我が町にはどのようなものが理想かというところで、かいつまんで数か所をピックアップしたとしても、日帰りとかだとハードにはならないのかということで少し心配がありますが、現在もし具体的なこの見学会というものに関して、泊まりなのか、日帰りなのか、また参加費というものは費用が例えば2,000円なのか、また幾らなのかというような具体案をお持ちでしたら、ぜひお聞かせください。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

一例として、これ具体的に見学会をやるかどうかは、まだ案の本当に私の頭の中、予算もこれからですけれども、仮にやった場合は、当然多くの人に参加してもらいたいので、遠くに、北海道広いですから、1泊2日になると、なかなか参加する人も少なくなるか、そういうことも考慮しなければなりませんし、計画性をなく近いところを回ればいいか、そういう問題でもありませんので、おっしゃるとおり典型的な特徴のある道の駅をピックアップして、何か所か、我々と当然上富良野と何か共通の農産物とか、そういうものがあるところであれば、そういうところをピックアップしたり、いろいろ参考になるような、そういうふうに思われるようなところを數か所回れると、参加費等々は全然これからです。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） ゼひツアーリアル現実に向けて、いろいろなアイデアを組み合わせた中で、本当に応募がものすごい町民の方多ければ2度3度ということがもしかしたらあるかもしれません、ゼひせつかくの思いですので、実現いただければと思います。

また、先般、報道等では、隣の中富良野町にも道の駅のようなものみたいな報道がなされており、何となく美瑛にも2か所、また富良野にはマルシェがあったりとか、当町はあくまでもこの間、齊藤町長の答弁は、旭川十勝道路の進捗がやはり設置箇所によって非常に左右されているということは十分理解します。しかしながら、一方で、この2期目の4年間という、今後の4年の取組の重要性というのは町長も十分認識されておりますが、やはりもし見学会が実施された暁には、参加町民から御意見等々賜り、ゼひ令和8年度には具体的な道の駅設置に向け、例えば場所の選定であるとか内容等々の検討に

は早急に入るべきと考えますが、やはりまだ進捗はどうしても優先事項になるのでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

高規格通路の進捗、具体的に工事が完成するまで待つわけではございません。ルートが決まることが重要、ルートの中でもインター・チェンジがどこなのかという点は、非常に重要な問題だと思っております。交通の流れがあるので、それによって、まだ場所も決めておりません。郊外がいいのか、それとも士別市とか美瑛町みたく町の中がいいのか、それによって当然内容もどういう内容がふさわしいのか、郊外だったら大きな、南富良野町みたいな子供が来れるような遊戯施設とか置けますし、小さい町などそれはなかなか難しい。いろいろ内容も場所によって内容が変わってきていると思いますので、場所等も含めてこれから町民の皆さん、関係団体の皆さん、御意見を賜りながら、ルート、特にインター、これが決まってからでも十分間に合うと思っておりますし、それが決まらないとなかなか場所とか内容も決まらないのではないかと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） ゼひ町民皆が期待しておりますので、早期設置に向けた、この4年間での取組の中においては大きな位置づけとして事業展開を望みます。

次に、4点目の人口減少や過疎化に決して負けないまちづくりについては、今回、御答弁では非常に熱い今後の4年間の取組ということで、具体的な内容には触れておりませんが、やはり全ての施策については、人口減少対策に合わせて展開していくなければならないということですが、もう少し何でしょう、人口減少に向けた具体的な策、例えばどのような内容でも結構です、持ち合わせていれば確認させてください。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

人口減少にも耐えられる町というのは、先ほどのエッセンシャルワーカーではありませんけれども、ただ単に今のまま小さくなつて高齢化が進んでいきますと、この地域社会を支える人がいなくて相当このままでは困ると思います。このままだ單純に縮小していくとです。ですので、小さい、人口が減少して高齢化になつても、しっかりとこの町を維持するにはやはり産業であつたり、人であつたり、そ

いうもの、ただ単にコンパクトシティにして、コンパクトにして財源をそれなりに見合ったものという意味ではなくて、内容もしっかりと、人とか産業の内容もしっかりとこれから考えていかなければならぬと考えております。

具体的な策というのは、先ほどのエッセンシャルワーカーの確保ですとか、そしてベッド数を増やすと交流人口が増えて経済の活性化等に、そういう小さなものを積み重ねだと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） お考えは一通り理解させていただきました。

次に最後の3項目め、これについては1点目、旭町の旧教員住宅は、現在30戸あるうち、たった4戸の使用しかないということで、例えば政策的にこの4戸に入居されている対象者をよりいい民間のアパート等にぜひ引っ越しをいただいて、面として一体的にあのエリアを何かにするなんていうのがやはり政策的なものだと考えますけれども、そういった具体策というのは、現在持ち合わせていますでしょうか。お伺いします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在は、入居されている方の意向はちょっと、喫緊のどういうやり取りしているか具体的なところまでは承知しておりませんが、面として移転してもらってそこをどう活用するかという具体的な策までは、持ち合っていないところです。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） 4戸なので、今の教員住宅の住環境というところにおいては、ほかの民間のアパートに移っていただいたほうが非常に快適に生活を送れるのではないかということで、ぜひ4戸のために政策が前に進まないのであれば、次年度の課題等々に位置づけていただき、今後をぜひ見据えて事業転換をいただきたいということで考えております。

次に、2点目の旧東中中学校、そして旧江幌小学校は、一部を有償にて貸し付けており、その有償貸付の代金をいわゆる管理費用に充てているということでお聞きします。

有償貸付と申しましても、多分、金額的には非常に少額であるということで認識しておりますが、この間、様々、いろいろな引き合いがあったということは聞き及んでおりますが、ぜひこういった大きな普通財産も、今後、売却に向けてしっかりとPRが必要と考えますが、改めてそういったPRに関して

町長の見解をお伺いします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

僭越ですが、旭町のことについても補足で説明させていただきたいのですが、2棟4戸ですか、今住んでおられる方、居住権は一応尊重して住んでもらっているのですけれども、旭町が例えば同じような状態で公営住宅にもそういうことが散見されるので、あまり居住権を無視したような強権的なことは、なかなかそれはいかがなものかという、こっちは管理するものなのですけれども、そういうのも十分留意しながら進めてまいりたいと思いますので、どうか御理解を賜りたいと思います。

そして、大型の施設の売却等については、なかなか老朽化、耐震が古いものについてはないとか、いろいろ買うほうにしても、更地なら売れるのかもしれませんが、建物付というのはなかなか、学校の構造、RC、鉄筋コンクリートで仕切られている構造、なかなか利用するのは難しいのか、買い手側からしてそういうこともあって、老朽化ですか、構造上、あと金額が非常に多額になると思うますが、その点も含めてなかなか難しいところではありますが、努めて何かに利用しなければ、管理費がかかってきますので、その辺は十分考えて、アプローチもといいますか、問合せも全くゼロではありませんので、チャンスといいますか、機会があればぜひいい方向に向かうように深まっていきたいと、PRしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） 時間もありません。3点目の公営住宅、先ほどの入居者がいるということで居住権の話をされていましたので、そのような同様どういうような考え方ということで受け止めさせていただきます。

最後、4点目です。たまたま昭和44年ということで、私の生まれ年ということで、施設も55歳、私も55歳になりますて、この間、先輩議員から、平成19年に、建物の閉鎖後4年後になりますけれども、同様な質問をさせていただいた際、時の町長は、やはり壊すにも2,000万円程度の費用を要し、現在の要は解体処理の時期というの財源がないため見合わせざるを得ないということで、またその一方、利用地に関しては、敷地の一部については建設資材や道路管理機材の保管場所として使用しています。何ら17年前と変わっていないのです。

景観とかそれがどうかというと、なかなかのあの建物に今、周りが木が生い茂っているので、そんな

に気づきがあるかというとそうではないように思います、一方で、17年前にも時の町長は、やはりそのままではいけないということで御答弁されている中で、解体はしたいけれども先立つものがないということですが、やはり17年たってもお考えは変わらないのでしょうか。確認させてください。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

考えが変わらないというより状況が変わらないと言ったほうがいいかもしれません。おっしゃるとおり、景観の問題ですとか、危険性の問題は、最小限そういうことにならないように管理はしっかりさせてもらっておりますが、大型の公共施設、旧小学校とか旧中学校とかそういうものも含めて、同じように今後の利用についてまだ未定でありますので、その辺も非常に除却するのかどうか、そのまま売れるのかどうかも含めて、今後の使い方、利用も併せて、19年、昔と変わらないのですが、今後もそういうふうに、何か動きがあるまではそのような形で管理させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） 最後に1点だけ確認させてください。この旧衛生センターは、これまでの間、例えばその用地を含めた売却などのそういったお話があったのか、ないのか。学校はあったということでお聞き及んでおりますが、それだけ最後確認させていただき、質問を終わります。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

旧衛生センターについては、今のところそのような話は聞き及んでいないです。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、2番荒生博一君の一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。

休憩中に議会運営委員会が開催され、議事日程の組替えについて議会運営委員長より報告がありました。日程第18 議案第16号上富良野町財政調整基金の一部支消についてを日程第3とし、以降の日程を繰り下げることといたしました。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 御異議なしと認めます。

よって、議事日程を組替えすることといたします。

日程第18 議案第16号上富良野町財政調整基金の一部支消についてを日程第3とし、以降の日程

を繰り下げることといたしました。

暫時休憩といたします。

午前11時17分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（中澤良隆君） それでは、暫時休憩を解いて、会議を再開いたします。

次に、4番米澤義英君の発言を許します。

○4番（米澤義英君） 私は、さきに通告しておりました点について町長に質問いたします。

第1点目は、物価高騰対策の問題です。

生活に今、多くの町民が物価高騰で悩んでいるという状況にあります。生活に必要な食料品や資材などの価格の高騰は、町民の生活を追い詰めています。民間の調査では、円安、原油高、食料品の値上げなどで、令和6年度は5年度に比べて家計の負担は10万円を超えると試算しているところもあります。

この物価高騰の中で、町内において多くの町民が生活費を切り詰めながら生活をしている状況が伺えます。23年度の食料品の値上げ品目は約3万2,000品目、24年度は約1万2,500品目にも及んでいます。

6月議会では、私は物価高騰に対する町長に質問いたしました。質問に対して町長は、今後の動向を見ながら対策を講じたいと述べています。

町においては、物価高騰で苦しんでいる町民の生活を支えるための対策を早急に実施すべきと考えますが、次の点について町長の答弁を求めます。

一つ目には、燃油高騰に困っている生活困窮者に対する福祉灯油の実施について、どのようにされようとしているのかお伺いいたします。

二つ目には、町内の消費を喚起する対策としてプレミアム付商品券やクーポン券の発行が必要と考えますが、町長の明確な答弁を求めます。

次に、子育て支援について伺います。

国立社会保障・人口問題研究所の調査では、少子化の要因として、子育てや教育費にお金がかかり過ぎるなど、生活への不安があることが要因だと述べています。国においては、子育て支援の充実が必要だとして、幼児教育の無償化に踏み出し、3歳以上の保育料は無償化になりましたが、3歳未満時の保育料は保護者負担があります。

また世帯の年収によって保育料の算定も変わる状況があり、軽減の対策から外れる場合もあります。収入の多い世帯は高い保育料を納めている、そんな中、3歳未満時の保育料の無償化を進める自治体も増えてきているというのが現状であります。町にお

いても所得制限の見直し、安心して子育てができるためにも無償化に踏み切るべきと考えますが、この点について、またその際に必要額について答弁を求めます。

次に、パートナーシップ制度についてお伺いいたします。

LGBTQなど性的少数者へのカップルを公的に認めるパートナーシップ制度が開始されています。今、この広がりが出ているという状況もあります。

私は、この問題で3月の定例議会で、パートナーシップ制度を町として実施するように質問をいたしました。これに対して町長は、相談もないことから国の動きを注視し、また富良野沿線市町村とも取組について研究したいと述べるにとどまりました。しかし、今、全道では約28自治体、全国でも約470自治体までに広がっています。

10月には、東京高裁が同性同士の結婚を認めないことは差別的であり、憲法に違反するとしました。昨年の3月の札幌高裁に続いて2度目の高裁での違憲判決です。

また、北海道市町村会が道に対してパートナーシップ制度を要望しています。市町村会が要望したということは、パートナーシップ制度を求める世論の広がりを軽視できなくなってきたことを示すものと考えますが、次の点について町長の答弁を求めます。

一つには、北海道市町村会が道に対してパートナーシップ制度の要望をしていますが、どのように受け止められているのか伺います。

二つ目に、町においてもパートナーシップ制度を実施すべきと考えますが、町長の明確な答弁を求めるものであります。

次に、保育行政について伺います。

保育、医療、介護、福祉などケア労働者の現場では人手不足が深刻な状況になってきています。町のこども園においても同様であり、こども園では町の支援と併せて園独自の対策を取りながら保育士の配置のやりくりをして、乳幼児の受入れをしているという状況で運営しているというのが状況であります。

6月の議会で保育士確保の支援対策について質問しました。それに対して、町は、他の自治体の事例を研究し、園と協議の上、今後の保育士確保対策について検討していると答弁していましたが、この間、どのように協議、検討しているのか伺います。

申し訳ありません、訂正させていただきます。市町村会と述べましたが、市長会と訂正させていただきます。申し訳ありません。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁願います。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の4項目の御質問にお答えいたします。

まず、1項目めの物価高騰対策についての2点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の生活困窮者に対する福祉灯油の実施についてでありますが、11月22日に閣議決定された国が実施する経済対策では、非課税世帯への3万円の給付をはじめとした物価高騰への支援が盛り込まれました。

本町における高齢者や低所得者に対しての支援策については、国が実施する経済対策のほか、地域づくり総合交付金を活用し福祉灯油事業を実施するよう取り進めてまいります。

次に、2点目のプレミアム商品券事業の実施についてでありますが、従来のプレミアム付商品券事業は、商工振興策として町の経済団体の要望に応える形で、毎年、主に年末年始に向けて平成31年度まで実施しておりました。また令和2年度から昨年度にかけては、新型コロナ感染症に伴う消費の落ち込みや収入の減少に対応する商工振興策として、国の補助金を原資としてプレミアム率を上乗せして実施したところであり、いずれも年末年始の家計負担を和らげる効果は非常に高く、町民の皆様にも大いに活用いただき、御好評を得た施策であったと考えております。

一方、消費喚起を期待する商工振興策としては、これまで灯油やガソリンなどの燃料費の支払いなど経常的な費用の支払いが大半を占めるなど、町内専用の商品券を用いた町内消費の拡大に関して、その効果は非常に限定的と言わざるを得ない状況であり、一般財源を用いた施策としての継続は困難な状況がありました。

また、プレミアム分が上乗せされるとはいえ、一時的に高額な費用を捻出する必要があることから、所得の低い御家庭ではその利益を最大限受けることが難しいなど、町民の最低限の暮らしを守るという福祉の観点からは課題を抱えているところです。

このような状況から、今後、国庫補助金などにより実施する見込みがある場合、地域経済振興対策としては、紙媒体での商品券発行、販売に限らず、スマートフォンアプリを活用した電子マネーによる同様の施策など、生活費負担軽減対策としてはセーフティーネットとしての効果をより多様かつ所得の多寡によらず効果のある手法について導入を検討したいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、二項目めの子育て支援についての御質問にお答えいたします。

子育て支援における保育料につきましては、現在

は3歳未満時の保育料については保護者負担となっており、市町村民税所得割非課税世帯については全額減免、それ以外の世帯については国基準の2割から3.5割の減免を行っているほか、2人目が半額、3人目以降を無料としているところであり、令和6年度の利用者負担額の見込みについては、約1,300万円となっております。

今後においても、少子化対策について、国等の動向を注視していきながら、子育てに関する支援や保育料の設定について引き続き検討してまいります。

次に、3項目めのパートナーシップ制度についての2点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の北海道市長会が道に対して行った要望についてですが、どういった経緯で要望されたものなのか承知しておらず、特に申し上げることができませんので、御理解をお願いいたします。

次に、2点目のパートナーシップ制度の導入についてありますが、性的マイノリティーの方が抱える生きづらさの解消や地域における理解を進めることで、誰もが自分らしく生活できる町を実現するため、富良野圏域5市町村が連携し、共通したパートナーシップ宣誓の取扱いとするため、富良野市が主体となって取り組んでおり、令和7年4月1日導入に向けて検討しているところであります。

本町においても令和7年4月1日から施行するよう、パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱を令和6年11月に制定したところであります。

また、このパートナーシップ制度に法的効力はありませんが、これまで限定されていた行政サービスの範囲は広がることとなります。その取扱いについては今後検討してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4項目めの保育行政についての御質問にお答えいたします。

本町における保育士の状況といたしましては、現在は通常保育に必要な保育士については充足しておりますが、一部の保育サービスの保育士配置については足りていない部分もあり、今後においても多様なサービスの実施に向け保育士の確保対策が必要と考えております。

これまでの協議研究の内容としましては、近隣及び全道において確保対策を実施している市町村についての調査を行い、本町にて実施する対策案について、教育・保育施設連絡会議にて協議を行っております。

協議の経過といたしましては、保育士家賃補助や保育士就労支援金の実施については、令和7年度からからの実施に向け、現在検討を進めているところ

であります。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） プレミアム付商品券についてお伺いいたします。

この間の答弁でも、町長はこの商品券の発行については否定的とも思われるような、そういう発言もしておりますが、全てではないと思っております。この点で再度確認したいのですが、この商品券のプレミアム付商品券の発行によって、この間、その経済的効果というものは、町長自身効果があると認識しておりますか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

プレミアム付商品券の経済効果ということで、商工振興策としてはどうなのかということでは答弁したとおりです。経済効果はあると思っておりますが、それが一部に偏っていると。結果としてガス、燃料費ですかそういうものに偏っているので、全体的には効果はあるのですが、全体的な効果が本当は満遍なく経済効果があればいいのですけれども、それがちょっと偏っているということを述べさせてもらっています。

プレミアム付商品券を物価高騰対策として受ける側、住民にしてみれば、これは十分経済効果で助かっているのではないかと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 経済的効果があると。けれども一部の人には経済的な効果がないと。ここでの答弁では、いわゆる生活所得の少ない方についてはその利益があるかどうかというの難しい話ではないかというようなお話をいたしました。

そこで、さらに併せてお伺いしたいのは、それよりも、紙媒体よりもスマートフォンアプリを活用するなど、いわゆる電子マネー等を活用したほうがより経済的効果もあって、こういったいわゆる所得の多い、少ない関係なく、より等しく公平にこういった受領されるのではないかという答弁だったと思いますが、このスマートフォンのほうが、電子マネーのほうがより経済的な効果が生まれるのか、それともいわゆる所得の少ない人にも恩恵が行き渡るという判断でしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

紙媒体を電子ポイントとかそういうものに変えたら経済効果が増えるのかどうかというのは、むしろ

それより偏在です。紙媒体にした場合の偏在とかを解消するために、完全な解消になるかどうかはあれですけれども、近隣の状況等を研究してみないとですけれども、町内でもちろん紙媒体でもポイントでも町内で基本的、そういうルールは設けなければならぬのですが、その中で偏在をどう解消していくかという、そういう観点に立って、何がいいのかというの検討していかなければならないと思っております。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） そうしますと、電子マネー、このアプリ等利用についても、現状ではその経済的効果あるいは広く多くの人たちに所得の少ない方に対してもその恩恵があるかどうか、まだ判断がつかないという形ですか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

経済効果幾ら使う、そこに予算をつぎ込むかというその効果は、パイといいますか、それは電子を使うにしようが紙でしようが、その効果は、それは大きく変わらない、基本的には同じと考えております。ただ使いやすさ、ポイントは電子にすればその偏在をもうちょっと是正できるのではないかと。また、低所得者がポイントを使ったからさらに買いやくなるとか、それはまた別の話かと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 結局、いずれにしても、そういう差というのでしょうか、いわゆる所得の少ない方にも行き渡るかどうかというのは、なかなか難しいところではあると思います。いわゆる町が行っている制度についても、そういう差がゆがみというか、ひずみというか、そういうものがあると思つて私は考えているのです。

ですから、私はこういうことを考えたときに、そうであればきちんとした所得の少ない人に対する対策も講じながらこのプレミアム付商品券を発行して、それで補えないのであれば、他の対策も取りながらしっかりとした経済を回す業者的人が、今、御存じのように物価高騰の中で仕入れ価格が上がって利益も上がらない。そして、一般の労働の方も切り詰めて切り詰めて生活をしているというこの現状があるわけですから、そういうことを考えたときに、しっかりと両方含めた、今、町長がやるべきことは、対策をしっかりと行うべきだと思いますが、この点、町長はどのようにお考えですか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

まさにそういうことを答弁させていただきました。単純に1人の上限幾らで発行すると、昨日も申し述べさせていただきましたが、上限まで一遍にお金を用意できない低所得の方、そういう家庭もありますので、プレミアム付商品券の電子にするのか、紙にするとか、それとは別に、貧困世帯が満額まで買える、その恩恵を普通の家庭と同じくらいに、機会の平等といいますか、そういうものも検討しながら、プレミアム付商品券に限定したことではなくて、経済対策としてしっかりそういう方もおられるということを十分考慮して政策を進めていかなければならないという言い回しで答弁させていただいております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 今やるべきところはいろいろあり、もう1点伺いたいのですが、高額な費用を捻出する必要があるので、今の財政事情を考えたときに、この高額なというか、必要な財源を捻出することはなかなか難しいとも言っております。

しかし、今、物価高騰の中で困っている人たちがいるということになれば、行政がそれに対して財源のやりくりをして、率先して対策を打って、そして消費喚起を行う、町の住民、町民の暮らしを守る、そういう対策が必要だと思うのです。その財源として私は提案したいのですが、財政調整基金や、あるいはそういったことを行ってやはりやりくりをする、また無駄なもので言えば、この間、泥流地帯の映画化で約二千四百数万円ぐらいの投資を支消しておりますから、そういうものをやめれば、こういったところに財源が充てられるわけです。そういうことをやりながら、財源がないだとかいろいろなことを言うけれども、結局、町民のそういう苦しい思いをしっかり町長自身が認めていない、心から受け止めていない、そういうことではないですか。伺います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

財政調整基金を使うことは、もちろん理論的には可能ですが、御承知のとおり財政調整基金の残額もこの2年間で半分近く減っております。ですから、財政調整基金を使ってこういうプレミアム付商品券、経済対策を恒久的事業としてその財源として財政調整基金を使うことには、少し持続可能な事業とはなり得ないのではないかと考えております。

もう一つ、少し誤解されているのかと思っており

ますが、泥流地帯の映画化には、一般財源は投入されておりません。一般財源といいますか、集まった寄附金でやっておりますので。ですので、たとえ泥流地帯の映画化をストップしても、その寄附金は経済対策には使えませんので、何らキャッシュフローは発生いたしません。そういう誤解が少し多いので、ここで答弁させていただきます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） そういう財源も町の貴重な淨財ですから、やはり町民にいろいろと、職員を配置してこの5年間でしょうか、6年、正確ではありませんが、先の見えない、効果が出ない、これは財政の行革の対象になると思うのです。やはりそういうことも含めて財源の見直しを行って、困っている町民の暮らしを支える、こういった商品券等の発行などに結びつけるということが必要だと思います。

次に、この点について財源をどうするかという話で、私は財調などを取り崩しながらそれを活用すべきだと思いますが、もう1回確認いたしますが、こういったものについては町長は否定しませんか。駄目だと。それでも駄目ですか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

答弁の繰り返しになりますが、財調を使うことは、別に理論的に矛盾とか違法なものではございませんが、限界があると。持続可能ではないと思っております。それが事実だと思っております。

泥流地帯の寄附金は、寄附した方の意向、それ以外の事業に使うことは、それは信義則に反しますのでそれはできないと。職員がエネルギーを使っているではないかと言いますが、職員云々は、職員がそれをやらなかつたからといって、そこから予算が余るというわけではございません。職員費というのはそういう性質ではありませんので、泥流地帯の有無とは全く一切関係ないと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 確かにその目的に沿った寄附金ですから、使えないことはもう既に分かっております。しかし、町民から見れば、それも一緒なのです。職員を配置しながら、こういったものであれば、きっちりと財政の見直しを行ってということの話です。

それで、併せて財政調整基金を使うことは否定しないということありますから、当然のことだと思います。多いに使って、この経済対策に支消すべきだと思っております。

例えば今、政府が行っている重点支援地方交付金の中に、昨日でしたでしょうか、協議会でも申し上げましたが、物価高騰対策に対する支援、この交付金を使って火急に困っている住民の生活を守るために可能な限りの予算化に向けた検討をしてくださいという方針が出ていると思いますが、確認いたします。それでよろしいですか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

政府の経済対策について、今、庁舎内といいますか、事務方でいろいろ検討は進めております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） その中に、こういういろいろな項目があります。小・中学校における学校給食の無償化やプレミアム付商品券や地域で活用している、今、町長が言うマイナポイントだと、そういうものの、あるいは事業者に対しては、中小企業者に対してはエネルギー、あるいは農業者に対しては肥料等の高騰に対する対策、また医療やいわゆる介護保険施設、こういったところにも対応できるもの、水道料の減免にも対応できるものの項目等が上がっています。私は、このことを考えたときに、重点政策の交付金が来るということを併せてこの財調を使いながらプレミアム付商品券の発行に結びつける、これで足りないとあれば、やはり必要な業者に対する、こういった事業者に対する支援も結びつけて支援する、こういうことが、今、行政に求められていると思うのですが、このことは否定しませんか、町長。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在取り進めておりますので、いろいろな使い道、方法があろうかと思います。それは検討しております。それに財調を入れるかどうかというのは、財調は私としてはそういう個別の施策というよりは、今年度も当初予算に財源不足として入れさせてもらいましたが、そういうことが控えている中で財調基金は、そういう財源不足、本当の全体的な財源不足に充当るべきと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） なるべく、確かに町の財政を負担を軽減するということは、絶対必要だと思います。同時に、やはりこういった必要なメニューがあるということで、国からもこういった文書等が出ているわけです。これは時期が、もうそろそろ国会

が終わった時点で出てくるかと思っておりますが、分かりません、私もこれは。ただ、やはりこういうものがメニューとして上がっている以上、先取りしてやはり一定程度これを、いつの時期になるか分かりませんが、年内になるのか、それとも年明けに早急にこういった対策を取れるようなやはり財源の確保、また国からのこういった交付金が下りてくるのであれば、早急にこういったものを併せてこういったプレミアム付商品券や他の業者の支援にも結びつけていくということが、今、求められていると思うのです。町長、この点、そういった交付金が来た場合、早急にこれ、どの時期になるか分かりませんが、年度内に対策を取るべきだと思いますが、この点確認しておきたい。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

国のスケジュールがどうなるかというのは全く分かりませんが、いつ来てもいいように準備だけはしっかりと進めて、早急にといいますか、もう国のはうが決まったら、なるべくといいますか、時間を置かずにタイムラグを置かないように、すぐできるということが我々しなければならないことだと思っておりままでの、その辺は今から準備をしっかりと進めております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） お昼をまたぐと思われますが、このまま4番米澤義英君の質問を続けたいと思います。御了承いただきたいと思います。

4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 町長からこの物価高騰対策については、速やかにこういった国の交付金が来ることも想定しながら、この対策を今から練って、そういう困っている人たちの町民の物価高騰で困っている人たちの対策を取りたいという答弁、明確な答弁をもらいましたが、これでよろしいですか。再度確認いたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

そのとおり、早急に準備を進めておりますので、そのときは速やかにできるように行います。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 次に、子育て支援についてお伺いいたします。

今、多くの自治体で子育て支援というのは取り組まれていて、学校給食やこの保育料の無償化に踏み出すと、全面的に踏み出すというような自治体が増えてきているというのが状況であります。

そこでお伺いしたいのですが、今回のこの間の国の制度でも、所得制限等があって、そこで子供が2人いたとしても1人しかいわゆる軽減の対象にされないだとか、そういう実態が出てきています。上富良野町でもそういう実態というのは、町長、お分かりでしょうか。あるのか、どうなのか、確認いたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

私も十数年前、子供3人実際通っていましたので、2人目、3人目がどうなるか、それは承知しているつもりです。現在の詳しい、今の誰がどうのこうのとか、そういうのではなくて、制度としてそういうものがあるということは承知しております

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） そういった制限があって、例えば子供が中学に上がった、2人いるけれども、保育所に子供がいるけれども中学生になった、こういう場合の料金設定等も違ってくるという状況になっています。

私は、こういうものも含めて、やはり今の料金体系をさらに、3歳未満時も含めて軽減策も実施されておりますが、無料化へと踏み出す、そういう時期に来ているのではないかと思います。

多くの子育て中の皆さん方は、多く園を利用している方が大多数であります。特殊な事情で確かに利用されていないという方もいるのかもしれませんのが、そうしますと今やはり国立社会保障・人口問題研究所の調査でも、子育てには教育費やお金がかかり過ぎて生活が不安だという、こういう状況の中で子育てをしなければならないという状況がこの上富良野町でもお話を聞くことがあります。

そういう意味では、やはり町においても3歳未満児に対してもこういった踏み込んだ保育料の免除だとか、減免対象枠をさらに率を拡大するだとかしながら負担軽減につなげていく、そういう時期に来ていると思いますが、この点について、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

その時期に来ているかどうかというのはともかく、負担がもちろん軽減されれば子育て世帯にとっては喜ばしいことだという、それはそう思っております。ただ、それが実現できるかどうか、それはなかなか難しいと思っております。それこそ選択と集中ではないでけれども、当然これも全く最初から考えていないというわけではございません。こうい

うのも考えながらどうしていくかというのは、今後研究して、もちろん近隣市町村の調査、そういうのも調査研究して、こういうのも考慮しながら予算編成を務めていきたいと考えております。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） ぜひ引き続き、答弁の中にも国の動向を注視ながらと、今、答弁いただきましたが、さらにそういったところも考慮しながら今後検討をしてまいりますというような話だったかと思います。

やはり今、どの世帯においても生活が大変だというのが共通されています。今、賃金が上がったとはいえ、必ずしも中小の企業や個人事業主に雇用されている人たちというのは、なかなか厳しい環境の中で生活をせざるを得ないという状況があります。そういうことを考えたときに、やはりこういった制度の中で、いろいろな生活保護者や非課税世帯の方は当然対象になるということを前提で話ししておりますが、そういうことも含めて、やはり今後こういった問題にしっかりと取り組んでいただきたいと思いますが、この点、確認いたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

しっかりとこの辺を考慮しながら予算、政策を進めてまいりたいと思います。結果的に予算に計上できなかったとしても、全く想えていなかったというわけではございません。本当にそれだけは誤解のないように、熟慮してこの辺は政策、予算計上してまいりますので、どうか御理解を賜りたいと思っております。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 次に、LGBTQのパートナーシップ制度についてお伺いいたします。

前回の質問では、相談がないという状況の中ではなかなか難しいということの判断で、明確にこのパートナーシップ制度を上富良野町でも導入することは否定的な側面がありました。しかし、今回、答弁書の中にも、この富良野圏域の市町村とも協力し、令和7年4月1日から施行するよう検討しているという話であります。

再度確認いたしますが、今、多くのいろいろな自治体でも話を聞きましたら、やはり国がこういった問題にしっかりと向き合っていないという状況の中で、こういった同性婚、同性の方がカップルとしてあったとしても、いろいろな恩恵が受けられないというゆがみが出てきているという形の中で、それでは地方自治体では法的拘束力はないけれども、こういったところをお互い見極め合う、やはり多様な社

会の中でいろいろな社会が動いているということを考えたときに、これは当然の在り方ではないかということで検討が始まっていますという状況があります。こういった同性カップル等含めた性的少数者については、町長も社会的にこういう人々は、どんな迫害やいろいろな差別を受けることはあってはならないとお思いですか。確認いたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

なかなか夫婦と同等の権利、これはなかなか法律があつて難しいかと思いますが、決してそれを理由に差別とか偏見、それは許されないといいますか、私としてもそれはあってはならないことだと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 大いに、まだ取扱いの要項等については、まだきちんとした、制定したところでありますということで、詳細についてはちょっと分からぬので何とも言えませんが、ぜひこれに基づいて、町においても当然こういったことを実施するということになると、職員の皆さん方に対してもこういう問題に対するやはり勉強会を開くなどの対策を講じながら、総合的にこういう問題に対する対策を取らなければならないと思っていますが、そういう対策も含めてパートナーシップ制度、来年の4月1日から実施するという方向で現在進めているということでおよろしいでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

パートナーシップ制度は、あってもなくても、人としてといいますか、差別はもちろん駄目なことですので、その上でパートナーシップ制度、宣誓書の取扱いについてが非常に大きなところだと思います。パートナーシップの方にとって何が面倒くさいか、時間がかかるか、引っ越しするたびにそこでまた宣誓したり、それがまたそこで偏見とかがあるのかもしれません。そういうのが煩わしいというのが、非常にアンケートといいますか、調査の中で一番の問題点、そこを富良野圏域で一つの宣誓書で認めもらえばそれを使えるということで、それは非常に大きな進歩だろうと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） ぜひ、私も今、勉強中です、こういう問題に対して。大変失礼ですが、けれ

どもやはり私の今、感じている部分に率直に町長に申し上げながら、差別や偏見のないこういう少數者に対する対策というのが、全国でも、地方自治体でも、この上富良野町でも、きちんとした対策を取れなければならないという形で、ぜひ令和7年度4月1日から進めていただきたいと思っております。

次に、保育の労働者の確保の問題についてお伺いいたします。この間の質問でも、関係機関と協議しながらどういう形がいいのかということで協議するということの答弁がありました。

今回の答弁の中では、いわゆる近隣市町村の動向だとか全道的な動きも調べたのだと思いますが、この保育士の家賃補助や保育士就労支援金の実施等を来年度から向けて実施したいということでの答弁であります。大いに、こういった点ではぜひ前へ進めたいと思っております。

併せて、この間、協議の中で、これ以外にいろいろ課題提起だとか問題提起だとかあったと思いますが、そういった問題というのはどういった問題があつたのか、分かる範囲でもよろしいですが、お答えいただければと思います。

○議長（中澤良隆君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（三好正浩君） 4番米澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

保育士確保に関する課題については、現在、今、答弁ありましたとおり、そういった家賃の補助制度だとか、あと就労支援金の実施についてということで検討はしておりますけれども、必ずしもこれが決定的にこれをやれば確保できるというのは、やはり現場に聞いてもなかなかはつきりとした答えが出てこないというのが実際のところでございます。

意見として少しお話させていただくと、やはり保育士の資格を習得して就職するとなったときに、どうしても大都市にそういった就職が集中するというのがまず一つ今の現状かと思っていますので、その中でこういった上富良野町にいかにしてそういった資格者を誘致できるかというところについて園とも協議しておりますが、それが今回のきっかけといたしましてこういった制度設計をした中で、どれだけこれに見ていただけるかというところもやりながらですので、こういった事業を行なながら、さらにまた新たな施策が必要であれば、それに基づいてまた施策については検討したいと考えておりますので、御理解をうけたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） このケア労働者に対する問題、人手不足というのは、単純な話ではありません。こういった政策を取ったから根本的に解決でき

るという問題ではありませんが、やはりこういう政策を取りながら支えるということが必要だと思います。

上富良野町に保育所や他のケア施設についてもそういうのですが、なければ安心して子供を預けて働くこともできないという状況というのは、実際そうです。ですから、こういう人たちを、保育所をしっかりと守りながら、やはり働く人たちのケアやいろいろな確保対策を取りながら地域の保育所を守るということが、支援するということが、今、求められていると思っております。

今、いろいろ園に話を聞きましたら、いわゆる支援員を、町の力を借りながら雇用し、保育士の労働休日保障だとか代替保障をしながらやりくりをして、何とか今、回っている状況だと。ただ、これ以上預けたいという保護者の方が来たら、もう本当にそのやりくりもできない、もう限界に来ているのだというような、そういう状況に、今、至っているということです。ですから、こういった現場の状況は、当然町長御存じだと思いますが、もう一度どのように認識しておりますか、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斎藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

私もいろいろ園の関係者から今年の春段階で聞いておりまして、ぎりぎりの人員でやっていると。余力がないという状況ですので、子育ての政策の中でも保育所、預けるところというのは、もう本当に核心に近いといいますか、これができないと移住、定住もそういうところにも影響してきますので、かなり大事な部分だろうとそのときに思っておりましたので、今年の春の町長指示、ヒアリングのときに担当課に指示いたしまして、いろいろ協議を繰り返して現在に至っております。

来年度予算にどう組み込むか、この最後の作業になっておりますが、先ほど申し上げたとおり、これをやつたから100%解決できるという、そんな単純な生易しい問題ではないかもしれませんけれども、いろいろな手をつくしてやはりそういう、単なる移住、定住、さらにエッセンシャルワーカーと言われる人、もうこれ社会を維持する人がいないとまちづくりとしてなっていきませんので、非常に重要な部分だと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） ゼひこういう人たちの声を聞いて、いろいろな行政の課題を前に進めていただくことを願って、私の質問を終了させていただきます。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、4番米澤義英君の一般質問を終了いたします。

これにて、町の一般行政についての質問を終了いたします。

ここで、昼食休憩といたしたいと思います。

再開は13時30分といたします。

午後 0時15分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（中澤良隆君） 昼食休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第3 議案第16号

日程第4 議案第 1号

○議長（中澤良隆君） 日程第3 議案第16号上富良野町財政調整基金の一部支消について、日程第4 議案第1号令和6年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）について、関連がございますので、一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（上村正人君） ただいま上程いただきました議案第1号令和6年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、人事院勧告に伴う特別職及び一般職の職員の給与等の条例改正及び会計間移動に伴う職員給与費の補正を行うものであります。

2点目は、教育・保育給付費負担等の全年度実績に係る国交補助及び道費負担の精算に伴う補正でございます。

3点目は、エネルギー価格などの高騰に伴う施設の燃料費及び光熱水費の補正を行うものであります。

4点目は、4月、8月に発生した大雨に伴う町道維持委託料、小規模災害復旧の増加に伴う補正を行うものであります。

5点目は、教科書改定による中学校の指導用教科書購入費の補正を行うものであります。

6点目は、各事業費確定に伴う執行残等の補正を行うものでございます。

以上、申し上げた内容を主な要素とするとともに、他の既決予算についても、各事業における事業費の確定及び執行見込みに伴い、所要の補正を行い、継続する物価高騰、人件費の上昇等の影響による経費の増大という状況から、不足する額については、一定程度、財源調整のための財政調整基金に財源を求めるを得ない結果となったところでござい

ます。

なお、不足する24万3,000円につきましては、予備費を充用し一般会計補正予算を調製したところでございます。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第1号を御覧ください。

議案第1号令和6年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）。

令和6年度上富良野町の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,404万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億9,558万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款町税394万円。

15款国庫支出金619万4,000円。

16款道支出金368万8,000円の減。

17款財産収入127万2,000円。

18款寄附金66万円。

19款繰入金1億378万8,000円。

21款諸収入188万1,000円。

歳入合計は1億1,404万7,000円となります。

2ページをお開きください。

2、歳出。

1款議会費30万7,000円。

2款総務費457万8,000円。

3款民生費3,201万円。

4款衛生費393万8,000円。

6款農林業費760万円。

7款商工費8,000円。

8款土木費5,121万円。

9款教育費134万8,000円。

10款公債費10万円。

11款給与費1,270万5,000円。

12款予備費24万3,000円。

歳出合計は1億1,404万7,000円となります。

次に、令和6年度一般会計補正予算（第8号）に

併せて一括上程させていただきました、議案第16号上富良野町財政調整基金の一部支消について、提案の要旨を申し上げます。

本議案は、上富良野町財政調整基金条例の規定に基づき、議会の議決を経ようとするものでございます。

以下、議案を朗読し、御説明とさせていただきます。

議案第16号を御覧ください。

議案第16号上富良野町財政調整基金の一部支消について。

上富良野町財政調整基金の一部を次により使用するため、上富良野町財政調整基金条例第6条第3号の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、支消金額。1億円。

2、使用目的。その他必要、やむを得ない理由により生じた経費、喫緊な地域課題に向けた財政需要の財源に充てるため。

3、使用年度。令和6年度。

以上で、令和6年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）及び上富良野町財政調整基金の一部支消についての説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 大まかな点についてお伺いいたします。

35ページということで、こどもセンターの燃料費等、全般についてお伺いいたしますが、こどもセンターの燃料単価、当初よりはどのぐらい上がっているのかという点と、この会計そのものでどのぐらいの燃料費の費用額になっているのかお伺いいたします。

次、45ページです。町道維持費という形で、この説明資料を見ますと134か所の被害という形になっております。この図面の被害を受けた写真等は掲載されておりますが、ここは比較的毎年度被害を受けるところかなと見受けられますが、これについての公共対策等というのは、どのような対策が打たれているのか。また可能なのか、また何回も繰り返すというような状況だと思いますが、お伺いいたします。

あと、給与費の63ページですが、今回の給与改定に伴った正規職員や会計年度職員の給与改

定部分だと思いますが、相対的にそれぞれ正職員や会計年度職員というのは、対象になるこの算定の基礎になっていると思いますが、何名ぐらいそれぞれいるのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（三好正浩君） 4番米澤議員のこどもセンターの施設管理費に係る補正予算についての御説明とさせていただきます。

施設管理費につきましては、4月から供用開始しましたこどもセンターにつきまして、実際に運用していかないとなかなかこういった燃料費だと電気代だというのは、ちょっと試算が難しかったところでありますが、設備業者のほうで試算いたしました金額について、令和6年度については予算させていただいたところでございますが、まず燃料費に灯油や軽油につきましては、これは燃料高騰による部分の増額ということで、単価が幾らというよりも全体的な経費としては上がっているというところと、あと電気料につきましては、当初、予算していたものよりも実際にそんなに電気を節約したわけではないのですけれども、その辺で実際に運用していたところ電気代があまりかかっていないというような実情の中、今回補正予算をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（菊地敏君） 4番米澤議員の町道維持費に対しましての補正の対応についての御質問にお答えさせていただきます。

大体、全部が全部ではないですけれども、134か所、大体常習的な箇所も約半分ぐらい見られるのかと。その対応といたしまして、恒久的ではないですけれども、予防的な対策といたしまして、側溝、トラフを撤去してそこに土砂だめ的なためを作るですか、農地からの土砂流出を防ぐように一定程度取付道路とかに土のうを設置するなどの対応は取っておりますけれども、どうしようもない場所は、毎年、毎回同じように土砂除去だと砂利道の整正ですとかを行っている状況でございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 総務課長、答弁。

○総務課長（上村正人君） 4番米澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

一般職の算定対象人数なのですが、会計年度任用職員が106名、職員が109名となっているところでございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 質問ござりますか。

9番島田政志君。

○9番（島田政志君） 議案第16号で、一応1億円を基金から繰り入れたということなのですけれども、こちらの第1号議案を見ると、基金の繰入金が1億400万円となっている。この400万円ほどの繰入金は、またどこから出ているのか教えていただければと思いますが。

○議長（中澤良隆君） 総務課長、答弁。

○総務課長（上村正人君） 9番島田議員の御質問にお答えさせていただきます。

議案第1号、18ページ、19ページを御覧いただきたいのですけれども、こちらに19款繰入金の中の第2項基金繰入金といった形のところに、それぞれ四つ基金の繰入額が掲載させていただいているところでございます。

この中で、先ほど議案16号で御説明させていただきましたのが、財政調整基金の繰入金1億円となっているところでございます。その後ろが公共施設整備基金の繰入れが170万円の減、児童生徒教育振興基金の繰入れが220万円の減、森林環境譲与税基金繰入金が802万円の増、これを合わせますと1億412万円となるような補正予算となっているところでございます。

○議長（中澤良隆君） 8番中瀬実君。

○8番（中瀬実君） 15ページの財産収入の関係でちょっとお伺いいたします。

今回、東中中学校、その公営住宅を売却した収入が載っております。この代金については、算定にするのには、いわゆる評価するのには、どのような方法でこの代金、売ったときの金額が算定されたのかお伺いしたいと思います。土地と建物を分けてお願いします。

○議長（中澤良隆君） 総務課長、答弁。

○総務課長（上村正人君） 8番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

こちらは、建物、土地、それぞれに不動産鑑定評価をさせていただきまして、その鑑定評価額を基に予定価格を設定させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 8番中瀬実君。

○8番（中瀬実君） 土地と建物と分けて評価されたのですか。

○議長（中澤良隆君） 総務課長、答弁。

○総務課長（上村正人君） 8番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

土地と建物それぞれに評価をしていただいているところでございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 8番中瀬実君。

○8番（中瀬実君） いわゆる評価された土地の分は幾ら、それから建物は幾らかということをお聞きしているのです。

○議長（中澤良隆君） 総務課長、答弁。

○総務課長（上村正人君） 8番中瀬議員の御質問にお答えします。

大変失礼いたしました。土地の分につきましては鑑定評価額が20万円、建物につきましては29万7,000円となっているところでございます。

以上です。

（「もう3回、終わってしまった」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） すみません、8番中瀬議員の御質問にお答えします。

評価をした金額がそのまま予定価格というか、最低の金額ではあったのですけれども、希望者がおりましたので、札を入れていただきましてこの金額になったということでございます。

○議長（中澤良隆君） 中瀬議員、よろしいですか。

そのほか。

島田議員。（発言する者あり）一番初めのときに1点、2点、3点とか、そういう形で聞いていただきたいと思います。

そのほかは、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。着席ください。

よって、議案第1号令和6年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。着席ください。

よって、議案第16号令和6年度上富良野町財政

調整基金の一部支消については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

○議長（中澤良隆君） 日程第5 議案第2号令和6年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。
町民生活課長。

○町民生活課長（山内智晴君） ただいま上程いただきました議案第2号令和6年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、給与条例改正及び会計間移動等に伴う職員給与費について所要の補正を行うものです。

2点目は、令和5年度の保険給付費等普通交付金及び特別交付金の精算額確定による所要の補正をするものであります。

3点目は、国民健康保険各事業及び負担金額の確定による一般会計からの繰入金について、所要の補正を行うものです。

以上の内容を主な要素とし、不足する財源については予備費を充当し、補正予算を調製したところでございます。

以下、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

なお、議決項目部分について説明し、予算の事項別明細につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第2号を御覧ください。

議案第2号令和6年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和6年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ127万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,660万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款道支出金93万円。

5款繰入金220万円の減。

歳入合計は127万円の減であります。

2、歳出。

1款総務費4,000円。

3款国民健康保険事業費納付金ゼロ円。

5款保険事業費93万円。

8款諸支出金23万6,000円。

9款予備費244万円の減。

歳出合計は127万円の減であります。

以上で、議案第2号令和6年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようよろしく申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。着席ください。

よって、議案第2号令和6年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号

○議長（中澤良隆君） 日程第6 議案第3号令和6年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（山内智晴君） ただいま上程いただきました、議案第3号令和6年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、会計年度職員の条例改正、勤務時間の変更による報酬の所要の補正を行うものです。

2点目は、広域連合市町村事務負担金及び保険基盤安定繰入金の確定に伴い、所要の補正を行うものです。

以下、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

なお、議決項目部分についてのみ説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第3号を御覧ください。

議案第3号令和6年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ512万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,204万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款繰入金512万2,000円の減。

歳入合計は512万2,000円の減であります。

2、歳出。

1款総務費70万6,000円。

2款広域連合納付金582万8,000円の減。

歳出合計は512万2,000円の減であります。

以上で、議案第3号令和6年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 少し分からないので教えていただきたかったのですけれども、歳入歳出それぞれ繰入れの中で、一体的実施事業ということで70万6,000円。見ると栄養士の報酬ですか職員手当の共済ということで、これは分からぬので教えてほしかったのですけれども、新しい事業なのか、それとも栄養士に関わるところの待遇改善に、

そこの賃金が上がったところなのか、もしよろしければ事業の内容とか教えていただければと思いますけれども。

○議長（中澤良隆君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（山内智晴君） 5番金子議員の御質問にお答えします。

恐らく歳入歳出分だと思いますが、こちらは保健福祉課の管理栄養士が9月退職いたしましたので、その分の補充の分を健診事業費として後期高齢者の医療会計で持つということで、今回70万6,000円の補正を行ったところです。新しい事業ではございません。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） そのほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。着席ください。

よって、議案第3号令和6年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号

○議長（中澤良隆君） 日程第7 議案第4号令和6年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（三好正浩君） ただいま上程いただきました議案第4号令和6年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、給与条例改定に伴う保険給付費の補正であります。

2点目は、給与実績見込みに伴う保険給付費の補正であります。

3点目は、令和5年度地域支援事業費の実績報告に伴い、国及び北海道から概算で交付されている地域支援事業交付金を返還するものであります。

4点目は、令和5年度低所得者保険料軽減負担金

額確定に伴う繰出金の補正であります。

5点目は、令和5年度介護給付費負担金の実績報告に伴い、国から概算交付されている介護給付費負担金を返還するものであります。

なお、増額補正する金額につきましては、予備費から2,639万7,000円を計上し、対応するものであります。

以下、議案を朗読し、説明いたします。

なお、議案説明につきまして、議決項目のみ説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第4号を御覧ください。

議案第4号令和6年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和6年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,436万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

7款繰入金7,000円の減。

歳入合計7,000円の減。

2、歳出。

1款総務費7,000円の減。

2款保険給付費100万円。

3款地域支援事業費79万9,000円。

6款諸支出金2,459万8,000円。

7款予備費2,639万7,000円の減。

歳出合計7,000円の減。

以上、議案第4号令和6年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）の御説明といたします。

御審議いただき、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質

疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。着席ください。

よって、議案第4号令和6年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第5号

○議長（中澤良隆君） 日程第8 議案第5号令和6年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ次長。

○ラベンダーハイツ次長（吉河祐樹君） ただいま上程していただきました議案第5号令和6年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、寄附採納3件16万円がありましたので、介護用備品として所要の補正を行うものです。

2点目は、エネルギー価格等高騰に伴い、当初予算で計上していました燃料費に不足が生じることから、所要額の補正を行うものであります。

3点目は、給与条例改正及び会計間移動等に伴い、当初予算で計上していました給与費等に不足を生じることから、所要額の補正を行うものであります。

4点目は、ただいま説明いたしました3項目の契機を一般会計から繰入れを行うとともに本年度末までに介護サービス等の推計をした結果、収入源が見込まれることから、その不足分について一般会計から繰入れを行うものであります。

以下、議案を朗読し、説明いたします。

なお、議案説明につきまして、議決項目のみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては、省略させていただきますので御了承願います。

議案第5号を御覧ください。

議案第5号令和6年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところ

による。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,926万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,753万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款サービス収入2,085万6,000円の減。

3款道支出金19万8,000円。

6款繰入金3,991万3,000円。

8款諸収入1万3,000円。

歳入合計1,926万8,000円。

2、歳出。

1款総務費823万3,000円。

2款サービス事業費1,103万5,000円。

歳出合計1,026万8,000円。

以上、議案第5号令和6年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）の御説明といたします。

御審議いただき、御議決くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 何点か質問いたします。

まず、歳入のところに関わる4ページ、5ページで、サービス収入がそれぞれデイサービス、ショートステイ、特養部分でマイナスとなっておりまして、2,082万6,000円ぐらいなのかな、合わせて自己負担金が438万6,000円の減ということで、これ今現在でどれくらいの人数がそれぞれ不足していくこの積上げになるのかということがまず1点目で、2点目については、繰入金の部分になるのですが、そもそも条例の改正や燃料費の高騰があって、今回3,991万3,000円の補正をする中において、経営安定分が2,064万5,000円となっておりますが、合計1億1,472万8,000円のうち、今年度の経営安定分に関して幾らなのか教えてください。

○議長（中澤良隆君） ラベンダーハイツ次長、答

弁。

○ラベンダーハイツ次長（吉河祐樹君） 5番金子議員の御質問についてお答えしたいと思います。

まず、歳入のサービス収入の積立てなのですけれども、今現在43名の入所者がいまして、もちろん入院している方もいらっしゃいますので41名というぐらいの今月の実績も含めて、その計算を基にそれ以降についても41名ということで積算をしております。

あとデイサービスについては、目標18のところですけれども、今現在16ということなので、16名の部分で今後の部分を積算しています。

ショートステイについては、3.5人ということで一応実績が今月になっていますので、その部分を含めてその経過、同数字で積算してきているところであります。

あと不足分として言われています2,064万5,000円につきましては、全体の経費、サービス収入が減った部分と、あとは歳出の部分を含めて積算した結果、2,064万5,000円という積算になっているのかと思います。（「それ分かっている。それは今、聞いたよね」と呼ぶ者あり）

総額が全部でいくと2,664万5,000円が総額となる。（「何で。経営安定分ですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 暫時休憩といたします。

午後 2時15分 休憩

午後 2時16分 再開

○議長（中澤良隆君） それでは、暫時休憩を解いて、会議を再開いたします。

ラベンダーハイツ次長。

○ラベンダーハイツ次長（吉河祐樹君） 5番金子議員の御質問にお答えします。

赤字補填分につきましては、当初は赤字補填分ということで補正はしていなかったのですけれども、6月に600万円、今回の2,064万5,000円、合わせて2,664万5,000円が赤字補填分ということで繰入れしているということです。6月の補正で600万円、今回の補正で2,064万5,000円、合わせて2,664万5,000円ということです。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 分かりました。

まず、最初の1点目のデイ、ショート、特養の部分で、入院されている方は、これはもう仕方ないですよね。当然ベッド、その人の帰ってくる可能性もあるから空けられないというのは理解できますが、

今まだ12月なので、残り3月までは経営努力はなさらないという判断をしていいのですか。この今の人数で推移していくという考え方でこの12月で補正することですよね。本来であれば、もう少し、1人でも2人でも増やそうとして、ましてや赤字の補填分を2,064万円入れるということであれば、残り3か月の間でデイなりショートなり特養なりを、入所者を増やすという言い方はおかしいかも知れないですけれども、そこが待機の人がいらっしゃるのかもしれないし、何とかラベンダーハイツとしてその収入源を少しでも確保しようとするのが補正の在り方であって、今、12月の第4回定例の中において、3月の年度末の分まで見越してここで今補正するというのは、ちょっと甘いのではないかと思いますけれども、これは私個人の考えですけれども、そこに経営努力というのは何かないのでしょうか。

あともう一つ、年間の収支の表が、今、手元にないで一概に言えないのですけれども、6月の補正で600万円、12月に2,000万円、恐らく年度末にどんどん最終赤字分が入るのかと思っておりますが、今回、この3月の補正で、今の収支分のマイナスを見越すということは、3月の一般財源の繰入れを入れると、年間で赤字補填分は幾らと予想していらっしゃるのか教えてください。

○議長（中澤良隆君） 総務課長、答弁。

○総務課長（上村正人君） 5番金子議員の御質問にお答えさせていただこうと思うのですけれども、申し訳ありません、繰出しのルールというか、その部分にもなりますので、私からお答えさせていただければと思います。

令和5年度もそうだったのですが、12月のタイミングでおおむね見えている入所者の数をもって最低限の、今回で言いますと10月現在の入所者の数を御説明させていただいております。いろいろな事情がありまして、目標48.5人のところ、ラベンダーハイツでいうと40人弱ぐらいになっていると。これが最低限の入所者数と考えた上で、今後もちろん経営努力として入所者のほうはもちろん入れていくのと併せて、地域福祉のためにどんどん、今、潜在的にいらっしゃる方たちは入れていく形にはなりますが、これを最低限として考えた場合にどういった赤字経営になっていくのかという計算をさせていただいて、今回、12月でまず繰出金として赤字補填分を計算させていただいております。なので、3月の議会において赤字補填分をまた補正することをお願いする予定はしておりません。

そして、これが最高の悪い状況といったふうに見させていただいて、流れでいきますと令和7年度の

今度6月議会になりますが、繰越金の計算が決算において見えてくると。それでその繰越金の部分については、赤字補填分が全てになりますので、その分は一般会計に戻していくといった形で考えているところでございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 質問ございますか。

（「2,600万円でいいということですよね。いいです、分かりました。2,600万円と確認しました」と呼ぶ者あり）

そのほか、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数あります。着席ください。

よって、議案第5号令和6度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第6号

○議長（中澤良隆君） 日程第9 議案第6号令和6度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（菊地 敏君） ただいま上程いただきました議案第6号令和6度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、給与制度改革に伴う給与・手当等の増額補正をお願いするものであります。

2点目は、不足する給与・手当等を予備費より充当することから、総予算の増減は伴わない内容になっております。

それでは、以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第6号を御覧ください。

議案第6号令和6度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）。

総則。

第1条、令和6年度上富良野町の水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、款項別の名称及び補正額のみ申し上げます。

支出。

第1款水道事業費用ゼロ円。

第1項営業費用 112万5,000円。

第4項予備費 112万5,000円の減。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第3条、予算第7条第1号中「2,436万9,000円」を「2,549万4,000円」に改める。

なお、次ページ以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第6号令和6年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。着席ください。

よって、議案第6号令和6年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

もし暑い方は、上着を取っていただいて結構です。

◎日程第10 議案第7号

○議長（中澤良隆君） 日程第10 議案第7号令和6年度上富良野町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（菊地 敏君） ただいま上程いただきました議案第7号令和6年度上富良野町簡易水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

補正の概要ですが、1点目は収益的収入におきまして給水工事申請手数料の収入増に伴います簡易水道事業収益の増額補正をお願いするものであります。

2点目は、収益的支出におきまして、給水装置撤去手数料の増に伴います簡易水道事業費の補正をお願いするものであります。

3点目は、資本的支出におきまして、給水装置新設に伴う浄水器の購入及び取扱手数料の増に伴います補正をお願いするものであります。

これら増額した補正額につきましては、予備費を調製し、総予算の増減は伴わない内容となっています。

それでは、以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第7号を御覧ください。

議案第7号令和6年度上富良野町簡易水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、令和6年度上富良野町の簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、款項別の名称及び補正額のみ申し上げます。

収入。

第1款簡易水道事業収益 7万3,000円。

第1項、営業収益 7万3,000円。

支出。

第1款、簡易水道事業費用 7万3,000円。

第1項営業費用 6万2,000円。

第2項予備費 1万1,000円。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「不足する額2,572万円」を「不足する額2,580万3,000円」に、「引継金21万8,000円」を「引継金29万4,000円」に、「当年度損益勘定留保資金2,042万円」を「当年度分損益勘定留保資金1,774万7,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

第1款、資本的支出 8万3,000円。

第1項、建設改良費8万3,000円。
棚卸資産購入限度額。
第4条、予算第9条本文中26万2,000円を
31万8,000円に改める
なお、次ページ以降につきましては、説明を省略
させていただきます。

以上で、議案第7号令和6年度上富良野町簡易水道事業会計補正予算（第1号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。着席ください。

よって、議案第7号令和6年度上富良野町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第8号

○議長（中澤良隆君） 日程第11 議案第8号令和6年度上富良野町公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（菊地 敏君） ただいま上程いただきました議案第8号令和6年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、給与制度改革に伴います給与・手当等の増額補正をお願いするものであります。

2点目は、不足する給与・手当等を予備費より充当することから、総予算の増減は伴わない内容となっております。

それでは、以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第8号を御覧ください。

議案第8号令和6年度上原町公共下水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、令和6年度上富良野町の公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

以下、款項別の名称及び補正額のみ申し上げます。

支出。

第1款、下水道事業費用ゼロ円。

第1項、営業費用89万7,000円。

第4項、予備費89万7,000円の減。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第3条、予算第8条第1号中「2,432万8,000円」を「2,522万5,000円」に改める。

なお、次ページ以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第8号令和6年度上富良野町公共下水道事業会計補正予算（第1号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。着席ください。

よって、議案第8号令和6年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第9号

○議長（中澤良隆君）　日程第12　議案第9号令和6年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（長岡圭一君）　ただいま上程いたしました議案第9号令和6年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案の要旨を御説明させていただきます。

1点目につきましては、給与条例改正の給与条例の改正及び移動等に伴いまして、所要の補正をお願いするものでございます。

2点目につきましては、病院改築整備事業に係る継続費の総額及び年割額につきまして、人件費・資材費の高騰による事業費の見直しをJV側と協議した結果、変更が生じたことにより、所要の補正をお願いするものでございます。

3点目につきましては、地中熱設備導入事業に係ります補助金の交付額が確定したことによる所要の補正をお願いするものでございます。

4点目につきましては、病院改築整備事業に係る企業債等借入利率が確定したことに伴います利息の補正をお願いするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第9号を御覧ください。

議案第9号令和6年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）。

総則。

第1条、令和6年度上富良野町の病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款、病院事業収益2,906万1,000円。

第1項、医業収益2,061万3,000円。

第2項、医業外収益214万8,000円。

第3項、介護保健施設事業収益630万円。

支出。

第1款、病院事業費用2,906万1,000円。

第1項、医業費用2,237万2,000円。

第2項、医業外費用214万8,000円。

第3項、介護保健施設事業費用454万1,000円。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款、資本的収入8,773万4,000円。

第1項、出資金30万4,000円。

第2項、補助金3,313万円。

第3項、企業債5,430万円。

支出。

第1款、資本的支出8,773万4,000円。

第2項、建設改良費8,773万4,000円。

企業債。

第4条、予算第5条に定めた企業債の変更は、「第1表　企業債補正」による。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第5条、予算第8条第1号中「6億6,912万9,000円」を「6億964万2,000円」に改める。

継続費。

第6条、継続費の変更は、「第2表　継続費補正」による。

裏面を御覧ください。

第1表、企業債補正。

（1）変更。町立病院改築整備事業に係ります企業債につきまして、限度額を5,430万円補正、し補正後の額を39億800万円とするものでございます。

第2表、継続費補正。

（1）変更。町立病院改築整備事業に係ります継続費につきまして、建設費増額分1億6,935万円を補正し、補正後の総額47億3,871万3,000円とするものでございます。

次ページ以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、議案第9号令和6年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）の御説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君）　討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。着席ください。

よって、議案第9号令和6年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は15時、午後3時といたします。

午後 2時42分 休憩

午後 3時00分 再開

○議長（中澤良隆君） それでは、会議を再開いたしたいと思います。

◎日程第13 議案第10号

○議長（中澤良隆君） 日程第13 議案第10号上富良野町副町長定数条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（上村正人君） ただいま上程いただきました議案第10号上富良野町副町長定数条例について、提案の要旨を御説明申し上げます。

当該条例において、副町長の定数は1人とする定められております。これを今般の行政課題の複雑化、ニーズの多様化への対応を求められていることから、副町長を2人まで配置することを可能とし、住民の福祉の増進に寄与するため、さらなる組織強化及び諸施策への推進を図るよう全部改正するものでございます。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第10号を御覧ください。

議案第10号上富良野町副町長定数条例。

上富良野町副町長定数条例（平成18年上富良野町条例第27号）の全部を改正する。

定数。

第1条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第2項の規定に基づき、副町長の定数を2人以内とする。

事務の担任。

第2条、全条の規定により2人とする場合においては、事務の担任を明確に定めるものとする。

施行規定。

第3条、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則。

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上で、議案第10号上富良野町副町長定数条例の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番林敬永君。

○6番（林敬永君） 副町長定数条例の全部改正についてお伺いさせていただきます。

大変唐突に、私的には唐突に出てきた条例案だと理解してございます。

今回、先ほどの提案説明にございました行政課題の複雑化、住民ニーズの多様化ということでございますが、現副町長ずっと頑張っていらっしゃって、本当に頑張っていると私は理解しております。ですけれども、このたび2人制の必要性の中に行行政課題の複雑化、住民のニーズの多様化ということで、そうしたことを理由に町長は提案をされておりますけれども、今の副町長1人で駄目なのか、理由をもう少し分かりやすく教えていただきたいと思います。

また、1人増になるということは、当然ながら人件費が発生いたします。昨今の一般質問でもございました、厳しい財政状況ということで町長は何回も使っておりますけれども、その人件費、年間幾ら、事業の負担もありまして幾らかかるのか、またその財源をどうするのか教えていただきたいと思います。

次に、事務を明確にとありますが、担当させる事務、またその事務の効果をどのように確保させるのかお伺いしたいと思います。

あともう一つ、配置についてでございます。国の制度を利用するなりというふうな9月の一般質問でもございましたが、現職員の一般職から選考する考え方も持ち合わせているのかどうか確認をさせていただいて、あと本事案について政策調整会議にかけられたというふうに思っておりますが、その結果を教えていただきたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、現行1人の副町長ということで頑張ってもらっております。1人でこなしている、それが全然能力がという、そういう問題ではありません。1人より2人のほうがさらに効率、スピードといいます

か、条例の提案要旨にも申し上げさせていただきました行政ニーズの多様化、あと昨今の問題といたしまして少子高齢化ですか人口減少、それらが非常に多岐の複数の課にまたがって行ってくるという、そういう課題が複雑になってきております。

限られた数の職員でこなしてはきましたが、さらにスピードが求められておりるので、指揮系統をしっかりと、マネジメントをしっかりとし、効率的に組織を運用してこれらの諸課題に当たっていっていくというのが複数、多く、狙いの一つはそうです。

もう一つは、やはり財政的に今後厳しい地方自治体に置かれている状況、非常に厳しい状態ですので、歳入に関しても相当研究していかなければなりませんと考てております。国や道の制度、補助金、交付金等を含めて相当制度を研究していかなければなりませんし、交付税についても特別交付税等を含めていろいろ研究していくと。リーダーシップ、当然理事者である私なのですが、その手足として一番近いところをサブを2人と考えております。

それと、やはり他課にまたがる、今、課長がおりますが、複数の課にまたがる事案というのは非常に、先ほどの複雑化と関係してきますが、例えばラベンダーハイツ、現業ですけれども、それと保健福祉課の地域の福祉計画の関係、それと教育委員会と福祉、これは子供の関係ですが、あとジオなどはそうですね。今、企画にあって、商工観光、教育分野もあるということで昨日の一般質問にありましたが、あと食と農なんか、これらは当然、今でも課長同士の調整で進んでいるのですが、さらに担当の副町長を置くことによって、調整は一発でスピードアップしてさらに大胆にといいますか、適切な施策を素早く、そういうことを狙って考えております。

そして、分担はどのような分担にするかというのは今のところは考えておりませんが、近隣の市町村、統一的なものはございませんけれども、任命した際には分担を明らかにしないと指揮系統が混乱しますので、それは必ず何を分けるか、それはしなければならないものと考えております。

あと財源は、副町長を例えればプロパーの職員から、それと国とかの派遣、人材の活用、それらの場合には、一応財源とかそれはありますけれども、プロパーの場合は一般財源ということになりますけれども、一般財源、人件費総額の中で、これから人事配置、全体の管理職の数がどうなるのかというのもこれから決めていきますので、確かに1人分プロパーで副町長にした場合は、そこは増えますけれども、全体的にどうなるのかという全体的な予算の中の人件費というのは、それは一定の財政規律をもってやっていかなければならないと考えております。

少し答え、先走りましたが、職員から上げるのか、それとも派遣なのかというのは、さきの一般質問でもお答えしましたが、それは両方あり得ると考えております。それぞれメリットはあると思います。

以上です。（「政策調整会議には」と呼ぶ者あり）政策調整会議にはかけておりません。私の指示です。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林敬永君） 私は冒頭、唐突的な条例と言いましたけれども、それは今年の9月に同僚議員が質問されました、地方創生人材支援制度を活用した複数制度をという御質問で、その中で町長が答えたのは、今後のまちづくりを担う体制づくりの中で、現在、職員定数の管理計画、組織機構の在り方を検討中ですと。その中で2人体制を考えまいりたいと思いますという答えをしていて、この短時間によく検討できたなと思ったからであります。

政策調整会議にもかけていない、自分たちで決めたルール、今の町長になってから決めたルールではありませんけれども、事務事業については100万円以上のものについて政策調整会議にかけるというルールがまだあるかと思います。まさに町長が独断で配置を決めたかのように私は聞こえてしましました。多分そうではないのだろうとは思いますけれども、先ほどの答弁であればそういうふうに聞こえてしまいます。

9月に同僚議員の一般質問に答えた、その職員定数の管理計画、組織機構の在り方、その結果はどのようにになっているのか教えていただけますか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤繁君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

職員の管理計画はまだこれからですが、当然副町長は職員の管理計画の定数の中には入ってきませんので、特にそちらは、予算は少し影響すると思いますが、定数管理は、またそれとは別かと思っております。

あともう一つ、政策調整会議にかけなかったのが独断ではないかと。いや、そんなことはないと思っています。あくまでも調整ですので、やはりしっかりと私の指示、もちろん職員の方が理解されて特に違法性とかそういうことが厳しく、それは問われると思いますけれども、それ以外についてはできる限りといいますか、可能なものは調整会議は事業の優先度とか、その辺は財源の問題とか調整する場ではありますが、今回の定数2人、複数は特に政策調整会議を経なくても問題はないだろうと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林敬永君） 全然問題ないというふうに御自身御理解されているようありますけれども、私は大問題だと思っております。こうしたことというのは、さっき町長が言ったとおり。組織の仕組み、それが急に変わるなんていうことは職員にあっては受け入れられるものではないと思いますし、まちづくりというのは、長期的な観点でものを考えないといけない。だから、こういう理由だから副町長を2人体制にしたい、また厳しい財政難、あるいは人権費高騰で大変だ、大変だと言っている中で考えれば、もう少し精査をした上で提案するものではないかと思います。

財源もまだ、先ほどの答弁の中に全体的な枠の中というふうに言っていらっしゃったかと思いますけれども、全体的な枠、無限ではないことは町長もよく御存じだと思います。だからこそ、しっかりと副町長に2人体制にする前に、部長制を検討するとか、本来はそうしたことをするから、9月の一般質問の答弁でも町長は職員定数の管理計画や組織機構の在り方という答えを同僚議員に答弁したのだと私は思っておりましたけれども、それが違うということであれば、全く私自身は理解できるものではないと思います。

もう一度町長にお伺いしますけれども、そうした地方創生人材支援制度などを利用した、そうした方を任用するという考えが先ほどないという答えでございましたけれども、もう一度任用についての考え方を伺いたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

トップダウンのそれを受け入れられないのではないか、受け入れるか、受け入れないかは、職員次第で、もちろん受け入れられなかつたら、それは最終的にそういう政策ができなかつたので、それは理事者に跳ね返ってくる問題だと思っておりますので、特にそれが違法性とかそういう問題ではないと考えておりますし、十分話し合ってこの間、一般質問の答弁の後からですけれども、私は複数制というの町長になったときから頭にありましたけれども、一般質問を機に、やはりそういう議員の皆様、町民の皆様にもそういう考えがあるのだなということを確信いたしまして、今回のことになったわけでございます。

部長制をなぜその前にしかないのだということになりますけれども、部長制と特別職、全く目的が違います。部長制は、しくとしたら課長の上にしくの

ですけれども、それはトーナメントで指揮系統、トーナメントの山が一つ増えるのですけれども、そうすると副町長を1人、複数にするよりさらに人件費は多分かかると思いますし、今の役場で言えばどういう部長制をしくのかはあれですけれども、それともう一つ、部長制を先ほど申し上げました指揮系統のトーナメントの表ですので、そうすると、先ほど申し上げた基本的な今回の上程の理由ですが、他課に渡るもの、例えば教育委員会と福祉、そういうものが部長制でカバーできるのか。多分、それ以上に部長制でもカバーできないだろうということは、もう明らかでしたので、それでは部長制を考えるよりは、やはり指揮系統を強力に副町長を複数置いたほうがいいだろうというのが結論です。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 他に質問ございますか。

2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） 今回、今の同僚議員の質問に際しては、プロパーから、もしくは派遣という形で国もしくは道からということで、現在まだ決めかねているということで受け止めております。

その中、地方自治法では、条例その他の案件が新たに予算を伴うものであるときは、町村長はその措置が的確に講ぜられる見込みがあるまでは議会に提出してはならないという規則がございます。

この辺に関して、しっかりとそのビジョンが定められる、プロパーから1名をその副町長に任命したいので議会で図ってくれというような形で、その副町長の複数制というのが本来それとセットで提出されるべきだと思いますが、その辺に関しての見解はどうですか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

予算とセットではないのかという疑念ですが、それはありません。あくまでも、当然人事案件を上げたときはそうなるかと思いますが、今2名以内ですので、それは全然予算の裏づけがなくても条例は別に特に地方自治法に反すというものではございません。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） それであれば結構なのですが、そもそも何もこう、ぼんやりと、要はプロパーとか道、もしくは国からの派遣などなど決まっていない段階で、なぜ先に2名以内という条例の設置の必要性があるのでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

議会の承認を経ず先に今回は副町長の人選に入った場合、議会の承認を経られなかった場合どうなるのかというのは明白ですので、そういうのは慎重に皆さんの御承認を得てから今後どういう人選をするのかというのは進めるべきだと思っておりますので、今現在では人選については全く白紙と申し上げて、そういう答えになります。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） 今回、この条例の施行期日が来年の4月1日になっています。当然これから人選をする中で、4月までに決まらないということは往々にしてあると思います。その中で、来年になっても決まらない、再来年になっても決まらないなんていう可能性は、ゼロではないですね。でしたら、はっきりとしっかりとビジョンを定めてからでも僕は遅くないのではないかと思いますけれども、そのような見解を求めます。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

ビジョンはしっかりとしております。ただ相手があることですから、来年になっても相手がイエスと言わなければ、皆さんのがイエスと言わなければ、任命できませんので、そういうことで、そのときになってからでいいのではないか、来年になってもいらないのにどうしたのだ、なかなか相手があることなので難しいとは思いますが、常にそういうビジョンはできているので、これから、来年の4月に間に合わないかもしれませんけれども、そういうふうな動きは、結果として複数人にならない、相手がいますから、ならなくても、そういう動きは常に続けていくと。その段階になったら、皆さんに人事案件ですか補正はお示しできるかと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 何点かお伺いいたします。

町長の答弁聞いてますと、2名以内ということで、2名にするか1名にするかは、はっきり現段階では分からぬといふような答弁がありました。本当に町長が、組織改革あるいは財政の問題でも諸課題が他の部署に回る問題でもあるとするならば、そういう問題に対応するためにどういう組織改革をして、どういう副町長が役割分担するのかということも含めて、もう既に大枠でも決めなければ、決めておかなければならぬと思うのですが、仮に今年決まった後にどういう形でどういう人たちを選任するか分かりませんが、しかし、そういうことであれば、もう既にどういう派遣、あるいは道だと町職員からいわゆる選任するのかというところも、きっ

ちりとした明確な方向が示されなければならないにもかかわらず、その明確な方向すら現状では私は聞き取れなかつたという形になっております。

もう1点は、なぜ1人でも職員のいろいろな政策調整会議やそういった力を借りれば乗り切れる部分もあるのではないかと思いますが、そういった意味で非常に2人体制になったとしても、それが乗り切れるかどうかというのは非常に不透明な部分があると感じています。

それと組織改革をするのだということですが、この間、町は定数条例の見直しでさらに定数の見直しをしようという動きが行政財政改革を見てましたら伺えるところもあります。そういう意味で、こういう組織体制に今後進めるとすれば、副町長が2人配置されると。そうならば、職員数は一定削減できるのかという話にも聞こえたのですが、最終的にそういった組織改革と併せて職員定数は現行よりもさらに削減の方向に向かうのではないかと思うのですが、その点はどのようにお考えになるかお伺いいたします。

何よりも今求められているのは、今いる職員の方たちのやはり力を町長は引き出しているのか、どうなのかというところではないかと思います。

内部での町長と職員との意思疎通、そういうものも十分に今後さらに図られれば、そういった、今、何を町で解決しなければならないのかということも含めて、管理職とも含めて、やはり話し合って問題の課題をテーブルに上げて解決、どうしたらいいのかということも、十分現行の体制でもできるのではないかと私は思っています。

今の話で言いますと、はっきり言えば今の現行の体制では力が及んでないから新たな体制でその組織改革をしたいというだけの話であって、しっかりと将来的な方向性、組織改革の内容やどう職員の力を借りるのかというところがいまだに明確な答弁が得られていないというのは、非常に残念でなりません。仮に副町長が2人になった場合、今、行財政改革という形の中で無駄なものは省こうというような話になっております。私はそういった点でも、やはり現行の1人体制の中で行えばその財源を他のいろいろな重要な財源に回すことができますから、そういうことも含めて、今、考えなければならないと思っております。

これらの点について、町長、どのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず方向性、この2人体制による方向性は、1点

目に述べさせていただきました行政ニーズの多様化等に対応するために、組織を効率的に運用するための副町長の複数制と述べさせてもらったとおりでございます。複数制と定数の関係、定数を減らすのではないか、定数の管理はこれとは別に動いて、今年度中には定数計画、そちらが完成する、できると思いますが、これを機に定数を減らすとか、それは全く関係、リンクしておりません。やはり定数は、この業務を今の現状の業務をこなすのに何人必要なのか、もちろん予算規模、そしてこの仕事量から考えて、定数はどの辺だということ、副町長が1名であろうが2名であろうが、その答えの導き方というのは変わらないと考えております。

あと行財政改革、私が行おうとしているのは行財政改革ではございません。何度も言いますが、大変なのは大変です。ですから、全てを小さく、シクリンクしていっては、それでは町民も役場も自治体、それは大変ですので、また繰り返しになりますが、予算のパイを大きくするために国、または道の財源を、補助金をどのように活用していかなければならないのか、その制度を十分研究して、例えば一番近いところでは、さきの臨時会で冬のイベントの実証実験の4,500万円、あれは起業人の方が提案してくれた、持ってきていた観光庁の事業ですが、そういうことをしっかりと町に補助金を捕まえて事業、そうすることによって町がしっかりと活力を与えていく、たまたま今回起業人の方でしたけれども、そういうのを常日頃やっていかないと、予算のパイを大きく、節約節約ではございません。予算のパイを大きくしていかないと町がしぶんていってしまいますので、そういうことを解決するためにも2人、ぜひ複数制というふうなことをさきにお答えさせていただきました。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 職員の力を借りる、そういったところでは、まだまだ引き出せてない部分があるのではないか。職員は一生懸命仕事をして、この職務に専念している姿が見受けられます。そういう意味では、そういったところというのは町長どのように、まだまだ力を引き出しているかどうかという点ではどのようにお考えなのか。

さらに、あくまでも財源のいわゆる確保のそのためにもいろいろと勉強し、それに対応できるような人材を複数体制ができるのではないかということの背景があつて今回の副町長の任命2人以内という形というような表現になったかと思いますが、現行でもそういった部分は十分対応ができるのではないかと思いますが、そこら辺の内部での仕切りという

のが町長の采配にかかってきている部分があると思うので、そういうことを忠実に質的にも量的にも町長自身がこういう問題があるからここを改善すべきだという、従前からされているとは思うのですが、さらに町長自身のやはりそういった質的部分を、力を上げるということも同時に求められているのだと思います。そこはどのようにお考えなのか。

何よりもやはり現行の体制の中でまちづくりをするということ、それといまだにどこの派遣なのか、道なのか、そういったところから副町長の配置を求めるようとしているのか分からぬというような、本当に曖昧な体制の中でこういう問題を議会に提起してきたというところが問題です。もっと内部でもこういったところを考え、やはり議論しながらこうあるべきだという、最終的なというかそういう結果だとか、方向性も示すべきなのに示されていないというのは、残念です。今の現状の中でやはり複数体制というのはやめるべきだと考えますが、この点お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斎藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

職員の力を引き出す、それは理事者、そして特別職がそうです。一般職員の方100人、現業、病院とかハイツを入れたら200人の方、それぞれ上司がいて、最終的には町長が皆さんの力を引き出してまちづくりに邁進してもらうというのは、なかなか難しいのですが、それはやっていかなければならぬ。ただ、牽引するのも一般職だけで考えれば100名ぐらいおりますが、1人で引っ張るより2人、2人の当然気づきとか接点が多い。さらに、今1人、1人ですけれども、もう1人増やすことによってさらに牽引、皆さんをリードしていくという考え方で、また、くどいようですが、先ほどの問題解決に当たっていくと。これをこなさないと、こなしていないと、この少子高齢化、人口減少に対応するまちづくりをしっかりとやっていかないと、もうかなりまちづくりは厳しいのではないか、そういうふうに考えております。

あとは、現行体制でできるのではと。米澤議員の現行体制でできるより、さらにスピードアップを求めております。そして新たな、先ほど言いました道と国、それらの歳入の確保なんかも含めて、これは現行の課長等よりは、さらに複数の副町長を置いたほうが横断的な仕事はできると確信、考えております。

私自身の力量を上げるのはどうなのか、それが私自身の力量がどうなのか、今どの辺のポジションにあるかというので自己分析はなかなか難しいのです

が、もちろん言われるとおり町長自身の推進力といいますか指導力、リーダーシップもしっかりと勉強しながら進めいかなければならないというのが当然のことだと思っています。

あと財源の確保は、先ほどの答えと重なりますが、決して財政改革をやっているわけではございませんので、これから財源も確保しながら、しっかりとその辺は将来的な見通しを考えて進めていきますし、今まだどっちに、プロパーなのか、派遣なのか決まっていないからというのが、だから無責任だということは、そういうことは考えておりません。ぜひこの制度をつくってお認めいただければ、認めていただけなければスタートできませんので、お認めいただければ、先ほど言った目標に対して2人、どちらのほうがどういう人選がいいのかも含めてこれから動き出しますので、全部決まってから、皆さんの御承認も受ける前に動き出すわけで、かなりデリケートな問題ですから、それはないかなと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） そのほか。

11番北條隆男君。

○11番（北條隆男君） 今の話を聞いていると、そうであれば町長、派遣してもらったほうが何か町のためになるような気がするのです。今現在の町の中で堂々巡りやるよりも、何かほかの血を入れると言ったらおかしいけれども、ほかの考えを町に入れたほうが、人のつながりもあるし、今言ったように新しい事業もやるのに、その予算をつけるのにもやはりそういう道を知っている人のほうが何となくいいように聞こえるのですけれども、町長、そういう考え方で言っているのではないかと、今、解釈したのですけれども、そこら辺ちょっと答えてください。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 11番北條議員の御質問にお答えしたいと思います。

その考え方もありますし、先ほど申し上げました、どちらかに決めているわけではございません。そういう考え方もいい面、メリットありますし、プロパーの職員でも、それはそういう資質の方がいれば、それはそれでちゃんと当初の目的は達成できるのかと。まだどちらかにしているというわけではございません。

○議長（中澤良隆君） 8番中瀬実君。

○8番（中瀬実君） 私も今、皆さん質問等を聞いていまして、賛否に非常に迷っております。

私が確認したいのは、いわゆる副町長を複数制している町が道内というか、上川管内だけでもいいですけれども、何町村あるのか。そのことによっ

て、複数制にした町が、効果がないということはないと思いますけれども、そういうことをやっている町の検証はされたのかどうか、それをまず確認します。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 8番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

複数を置いてある、大きな市なんかは副市長なんかは置いてありますけれども、それ以外、一番分かりやすいのは上川管内かと思いますが、上川管内で副町長を置いているところ、置いていたところは、近年では東川町は現在も置いています。これはどちらもプロパーの職員、事務担当を分けていますが東川町、そして東神楽町が、これは庁舎の施設の関係がありましたので、たしか国からの派遣だったと思います。2年間、東神楽町。そしてもう4年以上ぐらい前になりますか、美瑛町が副町長2人、これもたしかプロパーだったと思います。いろいろあって今は美瑛町は1人ですけれども、それが私の知る限りですし、非常に近隣の町村なので、その結果どうなったのかというのは非常にイメージしやすいのではないかと考えております。

○議長（中澤良隆君） 8番中瀬実君。

○8番（中瀬実君） 先ほど町長が、いわゆるこの副町長制をしきのには、行政ニーズが多様化しているということの中身がありました。行政ニーズは複雑化したのは、今始まったことではありませんよね。大分前からそういう、今の町も国も全てそうですが、行政ニーズというのは非常に複雑化はしているのは今始まったことではないと私は思っています。

そんな中で、少しでも町の行政よりよくするために副町長制をしきたいという気持ちは分からぬわけではありません。けれども、そういうことを例えれば今回上富良野町で取り入れようとしたときに、何らかの大きなプロジェクトとか、こういう目的があるからこういうふうにするのだという、やはりその肝の部分というのは、ある程度はっきりしないと、ただ単に行政ニーズが複雑化しているからそれを複数制にしたいということでは、どうも納得はできないと私は思っています。ですから、町としてはこういうことを今後こういうふうにしていきたい、だから複数制は必要なのだという、皆さんを説得できるような、そういうような説明があればいいのですけれども、今の段階ではそういう説明はちょっと足りないのでないかという気が私はしますけれども、どうでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 8番中瀬議員の御質問にお

答えしたいと思います。

何かプロジェクトがある場合、副町長、そういう場合ではないと駄目なのではないかという、それは、今、典型的なといいますか、東神楽町の例がプロジェクト、まさに庁舎の改築に伴って国からの派遣2年間、終わってもういません、1人になりましたけれども、それがプロジェクトに関してリーダーといいますか、副町長任命したのと、それとは対照的なのが東川町、両方ともプロパーでやっておりましたが、それはプロジェクト、ある一定の期間だけではなくて、もうかなり継続的にやっております。町の財政、パイを大きくする、にぎやかにするという仕掛けも含めて2人体制でずっとやってきて、非常にいい成功例だと思って、見本にしなければならない部分なのか、そういうふうに思っております。

ニーズの多様化は、昔からニーズというのは、ニーズに我々のサービスが追いついていかなかつた面は、そういう傾向でニーズに追いかけられていたという印象は私もありますが、特にやはり昨今になって、先ほども申しました教育委員会と福祉、子供の関係ですかジオ、このジオパークは商工観光と教育委員会、郷土館なんかの関係もありました。あと食と農なんていって、これの関係なんかも含めて、これは近年発生したものですし、結構これらの問題が将来の上富良野町の発展のキーになっている、そのような気もいたします。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 8番中瀬実君。

○8番（中瀬実君） 最後に確認したいのですが、基本的には管内で、たまたま上川管内のことでの町長答弁されましたけれども、元は美瑛町が2人体制をしていたという話を伺いました。美瑛町は今1人でやっているということですよね。それは、2人体制を取ったけれども1人になった。それは、基本的には2人でなくとも1人でできるということだと思います。

それは基本的に上富良野町においても2人制にして、それである程度、例えば行政ニーズとかいろいろなことで対応きちんとできるようになったら2人を1人にするという基本的な考え方で今回の複数制をしこうとしているのか、それを確認したいと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 8番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

美瑛町がどういういきさつでまた1人に戻したかというのは、隣町、それは私は聞いておりませんし、それなりの事情があったと思いますが、詳しく語ることはできません。ただ1人に戻したという事

実はございます。何かあったのです。

ただ、1人で戻しても、もともと何を美瑛町が2人で目指していたかというのもちょっと不明な点もありますし、現町長ではございませんので、前の町長のときでしたので、その辺は知る由もないですが、たまたまといいますか、さらに近いところ美瑛町のちょっと、東川町は同じスタイルで今もずっと継続して、写真の町とかいろいろな町ということで、かなり強力に事業を開拓したり推進しておりますので、プロパーの職員であろうが、プロジェクトに関して国からであろうが、2人でやることに対してそれなりのといいますか、かなり効果は期待しております。（「すみません、もう一つ漏れているのは、もし軌道に乗ったら1人にまた戻す考えがあるのか」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁願います。

○町長（齊藤 繁君） すみません。軌道に乗ったらという、プロジェクトであればまた1人に、プロジェクトが終われば1人に戻すということ、それは考えあると思いますが、2人でやってそのまま2人でずっと軌道に乗っていれば、それはあえて1人にしたら問題があるのであればそのまま2人と。何をもって軌道に乗るか、例えば今回の申し上げました、少子高齢化とかがストップして、人口流出もストップして、また元の右肩上がりに戻ればそういうこともまた1人に戻すとかそういうこともあるのかかもしれません、それはケース・バイ・ケースで、プロジェクトであれば少なくとも数年間ということがあります、それ以外については、行政課題を克服するために2人にするのですので、私の目標というのは先ほど述べました。それが解決されたときにどうなのだということの議論になるかと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 9番島田政志君。

○9番（島田政志君） ほんの一部かもしれませんけれども、町長が言うところのスピードアップとかサービスの向上、効率のよい町政ということで、2人体制になるところの一部の話でしょうけれども、そういうことであれば、業務のIT化ですか窓口の自動化、そしてタブレットの導入とか、もっともっと効率のいい仕事を提示してから、それからでも2人体制の話はいいのではないか。2人体制になるための、本当に先ほど同僚が言っておりますけれども、まずビジョン、2人体制になったらどうなるのだよと。だから、こういうのをパソコンを使ってプレゼンテーションをしていただいて、だから2人体制なのだよみたいな、こういう具体的な説明なしで、1枚の紙で2人体制にしたいというのは、

ちょっとまだ時期が早いというか、ちょっとこの問題については私は考えさせていただきたいと思います。それについて、町長は何か、そんなことはないよとか、あるよとかあれば、お願いします

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 9番島田議員の御質問にお答えしたいと思います。

IT化するとかそのスピードアップ、手続のスピードアップは、それとは別に、問題解決のスピードアップ、問題が何か、あと町政のスピードアップとかそういうこと、あと制度を理解して補助金の該当するようなメニューで何かやれないかとか、そういうことを考へるのは、なかなかIT化だけでは難しい。そのスピードとこのスピードは別なものと私は認識しております。

そんな中で、やはりICTとは違った政策決定のスピードとか、政策の速さ、ぱっとレスポンスのいい政策の展開、結局その恩恵といいますか、果実を受けるのが町民ということになりますので、町民にそういうことを私は考へて、ぜひ2人体制という、2馬力のツインターボでやりたいと考えております。島田議員の言うスピードとちょっと違うかと思っています。

○議長（中澤良隆君） 9番島田政志君。

○9番（島田政志君） 確かに物理的なスピードとかいろいろありますけれども、私も決して若くないので、今、町長が言われたことを全部理解できているかと言ったら、それでもないのです。これを私たちの住民に伝えるに当たって、やはりもっと具体的な内容が提示できるようなものがあれば、私たちの住んでいる町民にもっとその町長のビジョンというか、こうあるべきだということが伝えられるかと思うのですけれども、ちょっと私は今この段階では理解しきれてないと思います。そういうことで、ぜひともそういうビジョンを提出してからというか、お願いしたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 9番島田議員の御質問にお答えしたいと思います。

ビジョンは、先ほど口でですけれども、説明させていただいたとおりでございます。そのほかに、既にペーパーになっている一般質問でもお答えさせていただいたとおり、そういうことを目指してやっております。

今も当時の一般質問の答えを考えていることは同じです。なかなかビジョン、職員の機構改革も含めてどうなのかというのは、なかなか皆さんに狙いを教えられない、目的ですというふうにご提示するのは、皆さん、もちろんふだんから見ていてますので、

それは十分皆さんも御理解できると思いますけれども、組織図を見ながらそのビジョンをというのは、一般町民にはなかなかちょっと難しいかと、このビジョンを。特別なプロジェクトチームとか分かりやすいものももちろんありますけれども、なかなか難しい、紙に書くのも、こうなつたらこうだというふうに言葉にした、この間答弁で言葉、文字になったものが全てなのですが、今回改めて述べさせてもらった狙いというのが全てだったので、それをぜひ御理解していただきたいと考えております。

全ては政策のスピードを上げるということが全て町民のためになると考へていた、そういうことですし、具体的な話がまだ進まない、人は誰なのだ、そういう話になりますけれども、それはこれからということです。これからスタート、人選も含めてスタートしていくことで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（中澤良隆君） そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 質疑なければ、これをもつて質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

よって、議案第10号上富良野町副町長定数条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第11号

○議長（中澤良隆君） 日程第14 議案第11号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（上村正人君） ただいま上程いただきました議案第11号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、選挙執行における職員の報酬についてであります。今般、投票管理者、職務代理者及び投票事務従事者に対する報酬については、現在の企業

水準及び従事する時間に乖離があることから、今後において多くの町職員に協力を依頼し、安定かつ適正な選挙事務執行を図るため所要の改正をしようとするものでございます。

2点目は、執行期間の農業委員会員の報酬についてであります。農業委員会法の改正により、農地利用の最適化の推進が必須業務となり、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止解消、そして新規参入の促進を強力に進めていくため、農地利用最適化交付金が適用され、国から目安として月額6,000円が交付対象と示されたことから、農地等の最適な利用を図る積極的な活動を支援するため、農業委員会の委員報酬を改正しようとするものでございます。

以下、議案につきましては、条例の朗読を省略させていただき、条を追ってその主な改正点を御説明させていただければと思います。

議案第11号を御覧ください。

議案第11号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

改正条例第1条は、投票管理者、職務代理者及び投票事務従事者の報酬額を「14,000円」から「20,000円」に改め、令和7年1月1日から施行するものであります。

続きまして、改正条例第2条は、農業委員会委員の報酬月額を会長は「69,900円」に、代理は「50,800円」に、委員を「44,000円」に改め、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第11号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。着席ください。

よって、議案第11号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第12号

○議長（中澤良隆君） 日程第15 議案第12号 上富良野町犯罪被害者等支援条例を議題といたします。

提出者から、提案の理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（山内智晴君） ただいま上程いただきました議案第12号上富良野町犯罪被害者等支援条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

この条例は、犯罪被害者等基本法において、犯罪被害者等に対し経済的負担の軽減、精神的被害の回復等に関し、国、地方公共団体及び関係団体等が途切れることのない支援を実施することとされており、さらに令和3年3月に閣議決定された第4次犯罪被害者等基本計画では、犯罪被害者等支援条例の制定が盛り込まれたことを背景に地方自治体での条例制定が全国的に進み、道内においても11月現在56市町村で制定済みとされ、富良野沿線5市町村でも来年4月からの施行に向けて準備を進めているところであります。

上富良野町においても犯罪被害者等基本法に基づき、その支援に関して理念を定め、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復、軽減を図り、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため本条例を制定するものです。

次に、条例の制定の内容につきまして御説明いたします。

犯罪被害者等に支援について、個人の尊厳が重んじられるよう配慮し、かつ被害状況、その原因、二次被害の状況など、その置かれている状況等に応じ支援を行うとともに、再び平穏な生活を営めるようになるまで必要な支援の提供をされるよう、支援の内容について条例に定めるものであります。

その支援の内容につきましては、相談及び情報の提供等、見舞金の支給、日常生活の支援、居住の安定、安全の確保として、見舞金の金額など詳細につきましては別途規則で定めるものとし、そのときの情勢に応じ様々な支援ができるよう定めるものとしております。

それでは、議案第12号を御覧ください。

以下、条例の朗読を省略させていただき、条に沿

いましてその概要を御説明いたします。

議案第12号上富良野町犯罪被害者等支援条例。

第1条につきましては、この条例の目的を規定しております。

第2条につきましては、用語の定義について規定しております。

第3条、基本理念については、犯罪被害者等基本法に規定する基本理念を確認するとともに、地域社会における各主体相互の連携、協力による犯罪被害者等の支援の推進について記載しております。

第4条、町の責務。

次のページをご覧ください。

第5条、町民等の責務。

第6条、事業者の責務につきましては、犯罪被害者等に対する理解を深めそれが犯罪被害者等の扱い手として自覚を持ち支援を行うことを規定しております。

第7条相談及び情報の提供等につきましては、支援窓口の設置及び関係機関との連携をし、犯罪被害者等が望む情報の提供や助言を行うことについて規定しております。

第8条見舞金の支給については、経済的負担の軽減から犯罪被害者への見舞金の支給を行うことについて規定しております。

第9条、日常生活の支援については、日常生活の早期回復のため支援を行うことを規定しております。

第10条、居住の安定については、町が安定的な生活のための住宅の支援を行うことについて規定しております。

第11条、安全の確保につきましては、町が二次被害等の防止のため個人情報の管理について規定しております。

次のページを御覧ください。

第12条町民等及び事業者の理解の増進につきましては、犯罪被害者等が日常生活などを円滑にでき、二次被害防止のため町民及び事業者の理解について規定しております。

第13条、意見等の反映につきましては、犯罪被害者の支援を適切に行うため意見等を把握し、町の支援策に反映することを規定しております。

第14条、町内に住所を有しない犯罪被害者等への支援については、町外者が町内で犯罪にあったとき、その居住自治体との連携について規定しております。

第15条、犯罪被害者等の支援を行わない場合につきましては、支援除外についての規定をしております。

第16条、個人情報の適切な管理につきまして

は、この支援に関しましては町の複数の部署が連携し実施することになることから、外部へ露呈することのないよう個人情報の管理について規定しています。

第17条、委任につきましては、この条例の運用に関して必要な事項を町長が別に定めができるよう規定しております。

附則につきましては、施行期日及び施行後の経過措置について規定しています。

以上、議案第12号上富良野町犯罪被害者等支援条例につきましての説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 基本的に、この犯罪被害者の支援条例、大変すばらしいというところで全体的にはいいのですけれども、8条に関わるところで、いわゆる見舞金の支給です。今の説明によりますと、見舞金の額、これ遺族の方だったり傷病を受けた者に対する見舞金の支給、別途定めると書いてありました。

伺いたいのは、まずこの遺族の方、それから傷病を受けた方、それぞれ金額というのはその程度によって異なるものなのか、それぞれ一律で決まっているものなのかをお伺いしたいということと、それに伴いまして、基本的にこの見舞金を拠出する根拠というのは、恐らくこの犯罪被害者等の基本法に基づいて、犯罪被害者等給付金というこの政令の中で、これ非常に私も勉強したのですけれども、申請から交付まで、給付までが時間がかかる、半年から1年程度かかるというものの中、この犯罪被害者等基本法の中での第5条の地方公共団体の責務や第13条の給付金の支給に関する制度の充実等に基づいた中で、給付金が国から出されるまでの間、お見舞いという形で経済的な支援をされるということで理解しております。

それで、なぜこの見舞金の支給額について条例のほうでしっかりとわないのであるのかということをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（山内智晴君） 5番金子議員の御質問にお答えします。

まず、最初の見舞金の金額に関しましては、遺族見舞金に30万円、傷病見舞金に10万円ということで現在予定をしております。ただこの金額につきましては、全国一律の最低の金額ということで、高

いところは60万円とか100万円を上限にしてその範囲内というところまで設定しておりますが、現段階ではちょっとそこまで検討しておりませんので、現在、世間上一般情勢の中の最低ラインの見舞金を設定しております。今後は社会情勢に合わせまして、その部分は変化するものではないのかとは考えております。

2点目の御質問の条例に規定されていない部分の前に、国の給付金の部分につきまして、議員のおっしゃるとおり、犯罪被害からその給付金が出るまでに早ければ本当に半年以上、3年とかかかる場合もございます。名前は見舞金でございますが、私たちが考えているのは、生活支援金の一部だと。それまでの間の生活支援金の一部と同じ扱いではないかと我々は考えてこの条例を設定しております。

最後に、見舞金について条例に載せないのかという部分に関しましては、現在この犯罪被害者の条例、先ほど5本の柱を言わせていただきましたが、現在この5本の柱の中で明記がないものは見舞金の部分だけということで、さらにこれに関しまして犯罪は多様化しておりますので、現段階考えられる条例の中では規定をする部分はこの見舞金だけですが、これからいろいろな被害が出てきたときに日常のサービス、相談サービスとかそういうサービスが今後さらに増えてくるのではないかと予定をしております。のために犯罪被害者に寄り添い生活を安定させるために、様々な支援を今後考えていかなければならぬという部分で、見舞金だけを条例に載せるという部分ではなく、5本とも様々な支援が行えるよう、今回、別途定めることとしております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 前段の金額については分かりましたし、その犯罪の種類によって多寡がないということも理解させていただきました。

いわゆる犯罪被害者等に支援をする条例で定めるもののほかの規則で定める中で、見舞金のほかに様々なものがあるという中には、心理的な負担であったりとか精神的なものだったり、いろいろなものがずらずらと説明でありますけれども、そういったものというのはいろいろなケースによって、ケース・バイ・ケースで心の負担だったりとかいろいろなものというのは分かるのですけれども、金額決まっているのだったら、それは今後の社会的情勢で変わると同時にまたしっかりと議会でも議決したほうがいいのかと思って、条例、外出したほうがいいのではないかと思いますが、規定、規則で決めるというのは何か特別なことがあるのか、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（山内智晴君） 5番金子議員の御質問にお答えします。

先ほど申し上げましたとおり、5本の柱のうち、見舞金はその一つということで考えております。その5本の柱の、今これを新たに規則で定める部分というのは、現段階の情勢の中では今のところございませんが、そのほか日常生活や居住の安定など、さらに安全確保という部分で、今ある行政サービスの中で包括できるもの以外が出てくる場合も当然想定されると思います。そういうのを出てきたときに、さらにまた要綱を新たに定めていかなければならぬという部分で、この柱を一本なりにするために今回外出しということで、充実した支援をできるようにということで、今回、外出しとして考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 分かりました。金額は外出しないということですね。今の五つの柱の中に絡めて規則でいろいろ定めて、そのときそのときの社会的情勢によってしっかりと犯罪被害者に寄り添った形のものを行政で決めていくということですね。

外出ししない理由は先ほどちょっと聞いてなかつたので、それも含めて5本の柱は全て行政にお任せくださいということでよろしいですか。

○議長（中澤良隆君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（山内智晴君） 5番金子議員の御質問にお答えします。

確かに5本の柱、これからどんどん増えてくると思います。この犯罪被害者等支援条例ができた背景もいろいろ犯罪の多様化、一番最初で言えばサリン事件とか、その後京アニ事件とか、どんどん犯罪がいろいろ増えてきて、今、考えられる犯罪被害者が受けるダメージとか、被害がこれから多様化していくと考えております。そういう形で今、ほかの支援が増えてきたときも同じような要綱の中で変えていくと考えております。

ただ金額に関しましては、地域情勢がありますので、地域格差が出ないような形で今後設定はしていく予定なので、上富良野町だけ100万円したり200万円したりとか、そういうことではなく、これも犯罪被害者ネットワークの中でお話があるように、地域格差がないように各自治体で考慮してくださいということで言われておりますので、今回はそういう形で検討させていただいております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） お伺いいたします。確かにいろいろな災害、少し違いますが災害などを含めて、いわゆる申請基準だとかいろいろな設定がされておりますが、やはりその申請基準、災害にあった場合、被災した場合があるけれども、実際やはり話を進めると、家屋の被災だと含めて、これとは違います、言っているでしょう、例を挙げているのだからちゃんと聞いてください、ちゃんと。そういうものも含めて、やはり多種多様な要素がこの犯罪被害にも出てくると思います。さらに詳しく言えば、SNS等によっていじめが入ってきて、やはりそういったものが死に追いやったという形になる可能性もなきにしもあらずというような状況になっているかと思います。

そこで、そういう多岐にわたる基準を超えたもの、規則に超えたもの、そういったものは柔軟にこの17条では、この条例に定めるもののほかということも含めてカウントされているのかと思いますが、その点は柔軟に対応できるのかどうなのか、お伺いいたします。

二つ目にお伺いしたいのは、何よりもこの犯罪被害者の方が一番やはり気を使っているのは、自分の存在、自らの所在というものがやはり分かったら困るというような、そういう事例も各種のいろいろな報道でも挙げられております。しかし、その発信源が守らなければならない、例えばそういったところが何らかの要因で、ちょっとした要因で職員の方が発信してしまった、そういう事例もあると聞いております。そういう意味では、職員の方のやはり教育も含めた体制づくり、そして窓口は、当然今は所管ということであれば町民生活課になっておりますが、主な所管だと思いますが、しかしこれらの問題は多岐にわたりますから、そういう統括する部署というのは町民生活課になるのかどうなのかお伺いしておきたいと思っております。

それと14条の町内に住所を有しない被害の支援という形になっております。これは例えば他の自治体、町に出て行って旅行だとかで被害あった場合という形の連絡体制のそういう場合は、状況によっては通報で警察だとかいろいろな自治体の連絡もその自治体間で行われると思いますが、そういった場合、速やかにこれに対応するような体制というのも当然あってしかるべきだと思いますが、その連携ということになるとなかなか厳しいものもあるのかなと思いますが、意識としてはきっちりとそういった他の団体や自治体の連携が当然伴ってくると思いますが、そういった連携体制というのは、当然必要になってきてているかと思いますので、そこら辺はどのようになるのかお伺いしておきたいと思います。

取りあえずこれだけです。

○議長（中澤良隆君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（山内智晴君） 4番米澤議員の質問にお答えします。

まず1点目の先ほど言われた今の犯罪というか、今いろいろな多岐にわたるSNSだとか、そういう部分の犯罪被害者の部分に関しましては、まず犯罪被害者が誰であるか、どういう事象で犯罪被害者としてなっているかという情報は当然私たちは持ち得おりません。その部分に関しましては、今後警察との連携で、この人はこういう被害にあって犯罪被害者の支給金の対象にもなりますので、町でも手厚い支援を行ってくださいというような形で、今後連携を取りながらやっていく部分と考えております。ただ、今おっしゃられたSNS等のいじめに関しましては、警察でも対象でもグレーの部分というところになりますので、判断的にも警察とまた協議をしながら進めていく部分となっていきます。

前の金子議員にお答えした、これから変わっていくであろう犯罪の多岐というのは、そういう部分も当然入っていくと思います。今、御質問にあった犯罪被害者の部分に関しましては、今はっきりとそれが犯罪被害者等に当たるかというところはちょっとグレーな部分ということでは、私の判断ではちょっと仕切れないということで御理解いただきたいと思います。

2点目の所管ということですが、今回の条例の設定した部分に関しましても、犯罪被害者が転入手続を来て、5番、4番、3番の窓口に行くようなスタイルではなく、個人情報の関係もございますので、ワンストップで、うちの課の所管で多分なると思いますけれども、そちらでまとめてやって、必要な相談、多岐にわたる相談、女性であれば女性相談とか子供であれば子供相談とかいろいろな部分がございますので、そのケース・バイ・ケースに応じて相談を行えるような体制づくりをこれからしていかなければならぬと考えております。

最後に、第14条の関係の町外者が被害にあった場合という部分でございます。先ほど御説明しました、現在道内でも56市町村が制定されているということで、今後また今回のうちに12月、3月とどんどん増えていくと思います。

14条に書かれているのは町外者、上富良野町民ではない者がここで被害が事件にあったときに市町村への情報を提供するという部分になっています。この犯罪被害者支援条例がないところは、恐らくこの条例の情報を求められないということになりますし、うちとしては町民が町外で事件にあった場合には、速やかにそういう情報がほしいということもある

りますので、そこの市町村の条例を定めていただきまして、協力の上、情報の提供をいただくような形を整えていきたいと考えております。ただ、こちらに関しましても、市町村だけではなく、道内の警察とのネットワークとも当然必要になりますので、その部分に関しましても警察との協力に関して今後また協議を進めていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（中澤良隆君） そのほか、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。着席ください。

よって、議案第12号上富良野町犯罪被害者等支援条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第13号

○議長（中澤良隆君） 日程第16 議案第13号上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（山内智晴君） ただいま上程いただきました議案第13号上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

令和5年に交付された行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、マイナンバーカードと健康保険証が一体化され、健康保険証から健康保険資格書へ移行することから、必要な文言の整備を行うものであります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第13号上富良野町重度心身障害者及びひとり親等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和58年上富良野町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条中、「被保険者証、加入者証、組合員証その被扶養者証等の提示（処方せんの提出を含む。）」を「医療保険各法による被保険者若しくは被扶養者たることを証する書類」に改める。

附則。

この条例は、公布日から施行する。

以上、議案第13号上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきましての説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようよろしく申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） この問題、今、多く言った問題、一体化によって、その仕様がなかなか困難という状況もありますが、お伺いしたいのは、このマイナンバーカード一体化という形に伴っての制度の改正ですが、これはあくまでも任意であるということでおよろしいですか。そしてまた、マイナンバーカードと一体化しなくても現行の保険証制というのが使えるということも聞いておりますが、そこら辺というのはどういうふうになっているのかお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（山内智晴君） 4番米澤議員の御質問にお答えします。

まず、マイナンバーカードをひもづけするというのは、あくまで任意でございます。ひもづけになつてない場合の方は、被保険者資格書を発行するということになっています。

今回の改正におきましては、証明称する証書なので、現段階でもまだ各健康保険証が有効の場合がありますので、資格書であっても今の健康保険証であってもいいような改正となっております。現在の条例では、あくまで保険証という形になっておりますので、今、資格を喪失して新たに違うところに入るともう保険証を頂けないので、資格書になりますので、そっちの分を包括できるような改正となっております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） そのほか質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了します。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。着席ください。

よって、議案第13号上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第14号

○議長（中澤良隆君） 日程第17 議案第14号上富良野町公共下水道に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（菊地 敏君） ただいま上程いただきました議案第14号上富良野町公共下水道に関する条例の一部を改正する条例つきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

下水道事業は、健全な事業運営に必要な財源確保のため、使用量水準の適正化を図り、経営の安定化を推進するため条例を改正するものです。

料金改定に至る経過といたしまして、令和元年9月18日の総務産建常任委員会におきまして、令和2年度に7%、令和7年度に7%とする改定について、令和2年12月の定例会において改定案を提案し、総務産建常任委員会に付託され、審査の結果、総務産建常任委員会の審査報告書のとおり、住民負担軽減のため2回に分けた料金改定が認められたところでございます。

既に令和2年10月1日に1期目の料金改定は終えており、2期目については令和7年10月1日に7%の改定をお願いするものです。

なお、改定となる基本料金と超過料金は、1期目の改定をする前の令和2年9月末時点の料金単価に乗じた額となっております。

それでは、以下議案を朗読し、説明といたします。

議案第14号を御覧ください。

議案第14号上富良野町公共下水道に関する条例

の一部を改正する条例。

上富良野町公共下水道に関する条例（平成2年上富良野町条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,345円」を「1,433円」に、「190円」を「203円」に、「2,690円」を「2,866円」に改める。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は令和7年10月1日から施行する。

経過措置。

第2項、改正後の第16条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の下水道の使用に係る使用料について適用し、施行日前の下水道の使用に関する使用料については、なお従前の例による。

第3項、この条例の施行の際、現に施行日前から継続している下水道の使用で施行日から令和7年10月31日までの間に使用料の支払いを受ける権利が確定するものに係る使用料（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後であるものにあっては、当該確定したものうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料の額を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数を除し、これに前回確定日から令和7年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

第4項、前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

以上で、議案第14号上富良野町公共下水道事業に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただきまして議決いただけますようお願い申し上げます

御審議いただきまして、議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 質問いたします。

今回の料金改定という形で条例が示されました。これが改定されることによって、料金収入等というのはどのぐらい確保されるのかちょっとお伺いしたいのですが、改めてお伺いいたします。

それと基本使用量よりも少なく恐らく使用されている世帯というのがあるのだと思います。その世帯というのは、大体何世帯ぐらいあるのか、分かればお伺いいたします。

僕は何を言いたいかというと、この料金改定のときにも、こういう世帯に対する軽減、こういうものがないと駄目ですということで反対をしたのです。ですから、そういうものをやはり筋を通さないと駄目なので、私も。今、この大変な状況の中で料金改定が行われるということは、そういう人たちにも影響を及ぼしますし、一般の利用者にも影響を及ぼすということになりますので、こういったところは町長、どのようにお考えなのか、町長の明確な答弁をお願いいたします。

そういう意味では、こういった軽減世帯に対する基本使用量よりも、設定トン数よりも利用していない方に対する軽減措置というのも当然出てきてしかるべきだと思いますが、この点についても明確な答弁を求めます。

○議長（中澤良隆君） まずは、建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（菊地 敏君） 4番米澤議員の今回の料金改定に伴います収入といいますか、今回、前回と同じ基本料金88円の増額をお願いし、今の世帯数使用量で計算したところ、今回は半年分ですね、10月1日から3月ということで約200万円、来年からは4月から1年分ということで400万円程度の増収入ということで考えております。

また、8トン以下の基本料金以内の家庭につきましては、申し訳ございません、今ちょっと手元に、過去の資料を調べたいと思っております。

（「経営策については、基本使用料よりも少ない」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 暫時休憩とします。

午後 4時38分 休憩

午後 4時39分 再開

○議長（中澤良隆君） 暫時休憩を解きます。

今、質問をいただきました4番米澤議員から、後ほどどの答弁でいいということで発言がありました。一応、それを受けたいと思います。後ほど。（発言する者あり）

○議長（中澤良隆君） 暫時休憩といたします。

午後 4時40分 休憩

午後 4時40分 再開

○議長（中澤良隆君） それでは、暫時休憩を解いて、会議を再開いたします。

副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

基本の量に満たないような方々への軽減策ということの御質問だと思いますけれども、今回の条例の上程に当たりましては、前回の総務産建常任委員会の報告のとおり、7%ずつに2段階に分けるということで、その条例といいますか、今回の料金改定の中では、特段に軽減策といるのは検討しているものではございません。そういった部分では、決まったとおりの部分での検討といいますか、計算しかしていないということで御理解賜りたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） それであったとしても、確かに尊重する、委員会決定ですから大事にされているということは非常によく分かります。ただやはりそういう、今、利用されている方の実態があるということなのです。私はこういう人たちを少しでも置き去りにはしていませんが、されることなくやはりこういう人たちのための軽減政策といのがあってもいいと思っていますので、この点、町長、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斎藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほど副町長から述べられたとおり、当時の委員会決定を尊重して、今回上げさせてもらいました。その部分のみですが、それとは別に、これは当時の決定どおりに上げましたが、それとは別問題、軽減策を別の問題として状況を十分把握しながら、これはこれ、それはそれで検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） そのほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） それでは、先ほどの答弁。建設水道課長。

○建設水道課長（菊地 敏君） 4番米澤議員の先ほどの基本料金、基本使用料以下の世帯数なのですけれども、約750世帯ということで確認ができるところでございます。

○議長（中澤良隆君） 質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。
これから、議案第14号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。着席ください。
よって、議案第14号上富良野町公共下水道に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第15号

○議長（中澤良隆君） 日程第18 議案第15号財産の取得について（給食配送車）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長（高松 徹君） ただいま上程いただきました議案第15号財産の取得について（給食配送車）につきまして、議案の要旨を御説明申し上げます。

本件は、学校給食センターから町内の小・中学校及び高等学校への給食搬送用として運行しています2台の搬送者のうち、平成5年に購入した1台が本年9月に部品破損により廃車となったことから、代替車両として購入するものです。

現在の車両1台による搬送では、事前の検食や児童生徒の適正な給食時間の確保、また今後、冬期間の道路状況によります搬送地などへの懸念から、納車までに1年程度の期間が必要な新車の購入ではなく、中古車両の購入により早期の搬送体制の整備を図るものであります。

購入車両の概要につきましては、年式は平成30年製、現有車両と同じく最大積載量が2トン、学校給食に関する衛生管理基準を満たす箱型の荷台を有し、冬期間の安全走行を考慮し四輪駆動となっております。

契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、令和6年12月3日に見積り合せを行い、随意契約により730万1,863円に消費税及び非課税の法定費用などを加算しました本提案の810万円となっております。

以下、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第15号を御覧ください。

議案第15号財産の取得について（給食配送車）を次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

記。

- 1、取得の目的。給食搬送車。
- 2、取得の方法。随意契約による。
- 3、取得金額。810万円。
- 4、取得の相手方。旭川市末広東1条6丁目1番8号、株式会社金田自動車、代表取締役、金田一宏氏。

5、納期。令和7年2月15日。

以上で、議案第15号財産の取得についての説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番中瀬実君。

○8番（中瀬実君） この給食車を買うことについては、何も疑義はありません。ただ確認したいのは、この車を購入する、契約するに当たって、アフターサービスの条件は何かあったのか確認したいと思います。

○議長（中澤良隆君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（高松 徹君） 8番中瀬議員のアフターサービスに関する御質問ということですが、この車両購入に当たりまして販売業者とも打合せを行いましたが、中古車両ということですので、以前の使用車の使用の状態や走行距離等から勘案されます通常考えられる不具合というのはどうしても発生するということですので、その分についてはアフター保証というものはこちらから求めることはできないということで確認しておりますので、今回の契約におきましても保証契約という内容の事項は盛り込んでいないところであります。

○議長（中澤良隆君） 8番中瀬実君。

○8番（中瀬実君） 高額な買い物だと、中古とはいえ高額な買い物だと私は思っています。私たちが例えば中古車を買うにしたときも、最低限のアフターサービス、5,000キロは面倒見ますとか、何かいろいろ不具合の起きたときに何か月間はという、そういうサービスは多分我々はつけるのです。けれども、今回は中古車だからそういうことはなかったという話ですけれども、それは今までそういう物を買ったときには、そういう保証を全くなし

でノークレームで買っているのですか。

○議長（中澤良隆君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（高松 徹君） 8番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

これまでの件ではどうだったのかという御質問ですけども、申し訳ございません、教育委員会としてこれまで中古の物品なりを購入したという経緯が、すみません、私のほうではちょっと記憶していないものですから、ちょっと今、当時はこうでしたというお答えがすることができないところであります。

○議長（中澤良隆君） 8番中瀬実君。

○8番（中瀬実君） ほかの部署というより教育委員会で、いわゆる給食車を前回も買っていますよね。例えば新車で入れたとすれば、新車だったらこういうふうなサービスがつきます、それから、もし前回の車が中古であれば、そのときも全くノークレームで、中古だからこれは保証はつけられませんということで購入されているかどうかということを確認したかったです。

○議長（中澤良隆君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（高松 徹君） 8番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

これまで給食センターで購入しています搬送車両は、全て新車の状態で購入しているところであります。では、そのときにどのような保証をつけたかという部分につきましては、申し訳ありません、今、手元に資料がなくてお答えすることができないところであります。申し訳ありません。

○議長（中澤良隆君） 質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。着席ください。

よって、議案第15号財産の取得について（給食配送車）は、原案のとおり可決されました。

◎延 会 の 議 決

○議長（中澤良隆君） お諮りいたします。

本日の会議は、議事が17時15分以降に及ぶことが考えられますので、あらかじめ延長をいたした

いと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は、あらかじめ延長することに決しました。

◎追加日程第2 議案第17号

○議長（中澤良隆君） 追加日程第2 議案第17号令和6年度上富良野一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（上村正人君） ただいま上程いただきました議案第17号令和6年度上富良野一般会計補正予算（第9号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本補正予算は、原油価格や電気、ガス料金を含む物価高騰等により、特に冬期の生活に必要な灯油代の高騰は、家計に与える影響が大きいことから、高齢者や障害のある方などで低所得世帯を対象に臨時福祉生活支援事業を実施することから、所要の補正を行うものであります。

本事業を実施するに当たり不足する額386万8,000円については予備費を充用し、一般会計補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第17号を御覧ください。

議案第17号令和6年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）。

令和6年度上富良野町の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億9,608万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

16款道支出金50万円。

歳入合計は50万円となります。

2、歳出。

3款民生費436万8,000円。

12款予備費386万8,000円の減。

歳出合計は50万円となります。

以上で、議案第17号令和6年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。着席ください。

よって、議案第17号令和6年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたしたいと思います。

16時57分。

午後 4時57分 休憩

午後 5時07分 再開

○議長（中澤良隆君） 暫時休憩を解いて、会議を再開いたします。

◎日程第19

○議長（中澤良隆君） 日程第19 令和6年第3回定例会で、厚生文教常任委員会に付託しました、議案第8号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に関し、厚生文教常任委員長の報告を求めます。

厚生文教常任委員長、荒生博一君。

○厚生文教常任委員長（荒生博一君） まず御報告の前に、一つ前の休憩になりますが、2時45分から3時の間にこちらの正誤表を皆様のお手元に配付させていただいております。

今回、別添の資料として資料1から4の添付をしておりますが、資料1に誤りがございました。正誤表、正の左側を御覧いただきたいのですが、下段から二つ目、本来片道「50キロ以上100キロ未満」というところが「25キロ以上50キロ」になってしまって、また下段になります「100キロ以上150キロ未満」というところが、そのまま「25キロ以上50キロ未満」ということで、お詫びをもちまして訂正とさせていただきます。

なお、審査に際しては、この資料1に関しては、当初9月に上程された一部改正条例の補足説明資料に基づいた審査を行っておりますので、審査後に事務局が改めて1から手打ちで作ったものですので、審査には影響及んでいないということで御報告させていただきます。

それでは、ただいま上程いただきました令和6年第3回定例会付託議案第8号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例について、朗読をもって御報告とさせていただきます。

1ページをお開きください。

厚生文教常任委員会付託事件審査報告書。

本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

令和6年12月2日。

上富良野町議会議長、中澤良隆様。

厚生文教常任委員会委員長、荒生博一。

記。

1、事件名。議案第8号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例。

2、審査の内容と経過。令和6年9月12日開会の令和6年第3回上富良野町議会定例会に提案された議案第8号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例は、9月12日付で本委員会に付託されました。

令和6年10月1日及び11月6日、18日、21日、12月2日に本委員会を開催し、慎重に審査を進めました。

審査に当たっては、別添資料1から4に基づき、条例改正の経過や値上げの場合の影響額、近隣自治体の実態把握などを所管から説明を受け、検討いたしました。なお、別添資料1から4につきましては、既に御高覽いただいたものとし、朗読は省略させていただきます。

3、審査の結果。今回の条例の一部改正は、物価高騰や人件費の増加に伴い必要経費が増加していることから、日常生活に支障がある在宅の虚弱高齢者等対象とした在宅福祉サービス事業に係る利用料の改定について、配食サービス及び移送サービス、除

雪サービス、それぞれの利用料の見直しを行うものであります。

審査においては、物価高騰や人件費の増加に伴い必要経費が増加しており、町財政が厳しいこと、このたびの値上げは、サービス利用者の生活を考慮した最低限の上げ幅であるとの提案説明を受けました。

一方で、サービスを利用している虚弱高齢者等も同時に物価高騰の影響を受けており、生活がより一層圧迫されていることは言うまでもありません。

また、行財政運営の中で、なぜ在宅福祉事業という高齢者の弱い立場の方々が利用するこの事業だけが見直しの対象になっているのか。

本来、このような利用料の見直しを行う場合、町全体の財政計画を示した中で、全ての事業の検証を行い、見直しを検討すべきであります。

これまでの間、町においては、超高齢社会において従来から施設福祉より在宅福祉に重点を置き、住み慣れた上富良野町で年老いても安心して暮らし続けられることを目指し、体の状態や安否の確認等を目的とした在宅福祉サービスに力を注ぎ、推進されてきております。そして、利用料においても、8年から19年間値上げをせず、利用者の負担軽減を図ってきたことは、大いに評価に値しますが、この物価高騰に歯どめが効かない中、福祉サービスの弱い立場の高齢者等の方々に対して利用料を上げるということは、「福祉の町かみふらの」を標榜する我が町の信頼を失いかねない。

したがって、町においては、2021年の後半から続いている物価高騰がこの先安定するまでの間は、本事業の利用料の改定を行わず、現行のサービス利用料を維持した中においても事業を継続することが可能と判断し、委員全会一致で原案に反対すべきものと決定した。

なお、今後も在宅福祉事業の継続は必要不可欠であり、持続可能なサービスを維持することにおいては、一定程度利用料の値上げの検討はすべきと考えるが、その実施時期については2年半後に見直しされる上富良野町第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定時において社会情勢などに鑑み見直しの検討を行うべきということを申し添え、厚生文教常任委員会付託委員長報告とする。

以上であります。

○議長（中澤良隆君）　ただいまの報告に関し、審査の経過、結果に関して御質疑があれば賜ります。

11番北條隆男君。

○11番（北條隆男君）　この審査結果なのですけれども、5日間にわたりやったと思うのですけれども、その中で町長部局との説明の中で、令和7年度

について、このサービスの中で在宅、この福祉サービスをやることによって、反対することによって、ほかの福祉には影響しないのか。

もう1点、これで反対することによってやめるという意見はなかったのか、そこら辺を聞かせてください。

○議長（中澤良隆君）　厚生文教常任委員長、荒生博一君。

○厚生文教常任委員長（荒生博一君）　11番北條議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、審査の中において、令和7年度の予算ベースでのこの事業がそのまま現行のまま進んだ場合の試算というのを事前に聞いております。町の持出しが約1,688万9,214円となっており、本年、令和6年度、現行のままこの事業を継続した場合、1,655万1,150円ということで、約30万円程度の持ち出し等で7年度は実施が可能であることというのを所管課から確認をさせていただきました。

また、2点目のこの事業をもストップした場合、この事業の継続について、要はどうなのかという審議においては、説明員からの説明においては、もし今回の可否によりこの事業の利用料値上げが認められなかった場合においても、次年度以降もこの在宅福祉サービスはずっと継続していくますということで、しっかりとその事業の将来性は確認させていただいております。

以上です。

○議長（中澤良隆君）　そのほか。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君）　まずは5回の慎重審議、大変御苦労さまでございました。

その付託の委員会において担当所管の課長からの説明を受けたということですが、肝心の執行権者である町長をその委員会にお呼びして、それらの思いというか、内容について伺ったことがあるのかというのがまず1点目と、2点目が、いわゆるこういったもの、自助・公助・共助の原則の中で、公平、公正という使用料、利用料に関するところの原則を考えまして、全ての市民が対象ではない一部の利用者への事業へ値上げをしなかった場合に、一般財源からの持ち出しの偏り等の懸念というのは、委員会ではお話しされたのか、されたかったのか、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君）　厚生文教常任委員長、荒生博一君。

○厚生文教常任委員長（荒生博一君）　5番金子議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の5回の委員会の審査におきましては、担当

所管の課長及び主幹からの説明において、別添の配付資料1から4に対し一通りこの事業内容について、報告書でも記載させていただいておりますが、沿線の実態把握であるとか、その利用の中身であるとか、もし利用料を上げた場合の利用者への負担等々を慎重審査いたしましたが、この委員会の中においては、残念ながら副町長、そして町長の出席はいただいておりませんことを報告いたします。

また今、一般財源を用いてこの事業でもし利用料を上げた場合、引き続き事業継続においては、さきに皆様に配付させていただいた資料でもお分かりいただけだと思いますが、6年前に遡りますと、令和元年には多分数字上では360万円程度の町の持ち出しで済んでおりますが、毎年毎年様々な、もちろん利用者増とか、配食であれば食数の増等々も考えられるのですけれども、様々な事由で上げて負担が強いられていくという中、昨年から今年にかけての影響額というのが本当に700万円で、私もこの値上げ幅に関しては時の360万円の事業から約1,650万円まで値段が上がるということは、今後本当にこの先この事業継続するに当たってどうなるのだろうということはもちろん検討しました。

その中で9月の定例会、付託時にもこの案件が付託される前の議案審査においても、同僚議員が今後利用料というのは、例えば配食サービスであれば主食が100円上がりますということの提案を段階的に20円とか50円とかそうやって上げていくべきというような議論を中でさせていただく中で、やはりサービス利用者にとって激変緩和を考慮した中でも最低限の上げ幅であるという確認を説明を受けております。

また、税の公平性、その受益と負担の公平性に関しては、ここに関しても、非常に特定の利用者に対して、金子議員も自助・公助・共助ということを申しておりましたが、福祉の世界では自助・互助・共助・公助という分かれる中、当然元気なうちは自分で何でもできます。また例えば足が悪くなり歩けなかつた場合、周囲の方々、家族からの力を借りて共に地域で生活していく、これが互助、そして共助だとしたら、最後の公助というのは、本当にそれもかなわず、私、報告書の中では虚弱高齢者ということで申し述べましたが、やはりそういった公助に値する対象者においては、税の公平性、本当に議論させていただきましたけれども、最後のとりでとして、やはり公が責任を持ってそういった人々を助けるというのが公の責務と理解し、本提案に関しては、持ち出しが非常に多くこの先も大変だと思います。しかしながら、議員御承知のとおり、当町においては別の高齢者施設、そこにも今から6年前、7年前に

遡りますけれども、やはり経営安定化ということで一般財源を用いて、今般も12月の補正で約二千何十万円ということで、やはりそういった、ついの住みかである高齢者の施設に対しては、我々議会としても税の拠出に関しては一定程度認めているという事例もございますので、全ての事業に鑑みた中で、今般のこの利用者の値上げに関しての税の公平性に関しては許容の範囲だということで検討させていただきました。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 丁寧な説明、ありがとうございます。自助・共助・公助の部分については、よく分かりました。

大事な案件ですから、本来であれば執行者、執行権者を、公務とかいろいろ重なったかもしれないですけれども、どこかで呼び出してでも審議内容について条例改正の趣旨について本人から聞くべきではなかったかと思うのですけれども、終わってしまった話ですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（荒生博一君） ただいまの金子議員からの質問ですが、同様の考え方を私自身も持ち合わせました。そして、この後、もしこのような重要な案件においては、しっかりと理事者部局からの御意向を聴取するため、副町長もしくは町長の出席を求め審査に当たりたいと思いますので、御了承賜りたいと思います。

○議長（中澤良隆君） そのほか質疑。

13番岡本康裕君。

○13番（岡本康裕君） お伺いします。

今、激変緩和ということでお聞きしたと思ったのですけれども、委員長からそういった考えもあったということをお聞きして、もう1点お聞きしたいと思います。

2年半後に見直しということではありましたが、値上げをしないとなると、例えばそのサービスに対して年齢制限だとか所得制限といったようなサービスに制限がかかるようなことが今後において懸念されるのではないかといったような委員間同士での話合いはあったのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（荒生博一君） 13番岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

激変緩和のお話については、さきの答弁のとおり、やはり段階的な値上げで利用者の負担軽減策に努めるべきだということで議論いたしましたが、本当に言えば配食であれば、100円というのが最低

限の上げ幅であるということを聞いた以上、その議論というのは残念ながら成立するには至りませんでした。

また次年度以降、もしこの事業が継続した場合、サービスの中身が、例えば配食であればおかげが1個減るとか、そういったこともしっかりと内容に関しては変わらないということも確認させていただく中で、本来、逆に値上げの利用者への負担を強いるのであれば、例えば配食で100円が上がるのであればおかげが1品増えるとか、また除雪サービスが75円から200円に上がるような場合、これまで間口だった除雪がもう一幅増えるとかというような、もちろんサービス内の充実というのも当然図るべきであるということで審査の経過での話し合った経緯がございます。

この先も利用者が安定的に、また要旨を踏まえた中で、しっかりと安全な食を届けるという、配食を限った中で言えば、そういったサービス内容の担保は取っておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（中澤良隆君） そのほか御質疑。

9番島田政志君。

○9番（島田政志君） 私は、この原案におおむね反対ではあります、これに対して厚生のほうで修正案とか代替案は考えられたのでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 荒生厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（荒生博一君） 9番島田議員の御質問にお答えいたします。

審査当初、委員、様々な御意見を賜る中で、段階的な値上げであるとか、例えば施行期日を次の時期、第10期の介護保険事業計画に合わせるという、2年半先延ばしにするとか、様々な意見は審査の中で交わされております。その中で、本来、我々の委員会の中で、例えば除雪サービスを75円から100円にするという、その値づけに対しての根拠というのは、残念ながらすぐに持ち合わせられるものではないということで、当所管委員会からの修正案という提出は考えておりませんでした。また逆に、この間もしタイミングがうまく合い、理事者部局から例えば75円を110円にするとかというような案がもし提出された暁には、もちろん当然ながら審査の対象にしたと思います。しかしながら、そのような経緯はございません。

以上です。

○議長（中澤良隆君） そのほか御質疑ありませんか。

10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） 様々な検証されてこのような結果になったと思いますが、2年半後に社会情

勢などを鑑みて検討を行うということですけれども、今回よりも上がる可能性とかあると思うのですけれども、最低賃金も全国平均で27年ぐらいには1,200円平均いくということなのですけれども、これ排雪サービスなどこれで大丈夫なのかというちょっと不安があるのでけれども、お聞きします。

○議長（中澤良隆君） 厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（荒生博一君） 10番井村議員の御質問にお答えいたします。

当然、我々の審査の中では、値上げに関しては今ではないということで、実際にやはり理事者部局のほうでも反対をするということで、この値上げを仮に委員会でストップした場合、やはりその検討時期、また実施時期等はできれば示していただきたいということで、今回審査の中においては、第9期の介護事業保険計画策定時に本来合わせて提案をいただくと同時に、我々も慎重審査を重ねて、利用料の値上げに関してはそこでの判断というのができたということも審査をする過程で意見が委員から飛びまして、その理事者部局の答弁は、昨年も実はこのような利用料の値上げの提案は理事者部局で行った。しかしながら、介護保険料が上がるということとその同時は少し利用者に負担が強いられるのではないかということで、理事者のほうで一旦その提案を退け、タイミングがずれたこの時期に利用料の値上げの一部改正案が上がってきたということで説明を受けております。

また、井村議員懸念されるように、経済は21年後半からずっとこのような物価高というのが続いていまして、審査の中ではある委員から、エコノミストの今後の展望ということでのネットの記事等々を見た中で、多分この物価高はあと2年ぐらいは収束までには期間を要するであろうということで、実際に2年半後に再スタートする第10期の計画、当然逆算すると審査はその1年前とかなので、審議委員の皆さんとかでいろいろな様々な事業の見直し等々の検討が図られております。

そのときに今提案の、例えば配食だったら100円が150円になるかもしれません。そのときは、我々も時の議会議員としてしっかりとその社会情勢にあった提案の内容であれば、私は利用料の値上げに関しては、その時点では多分反対することはないと思います。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 御質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中澤良隆君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。

最初に、原案に賛成者の発言を許します。

10番 井村悦丈君

○10番（井村悦丈君） 私は、議案第8号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例案に賛成の立場で討論いたします。

令和6年9月12日開催の第3回上富良野町議会定例会に提案された議案第8号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例のうちの一部配食サービス及び移送サービス、除雪サービスそれぞれの利用料の改正について厚生文教常任委員会に付託されたところであり、慎重に審議、審査を重ね検討された結果、報告書が提出されたことは理解しております。

しかし、昨今、テレビ報道などによりますと、来年3月には食品によっては10%から30%を値上げ、さらには内容量も減らすなどと発表されています。物価の上昇、高騰は止まることなく、まだまだ上がる一方であり、また人件費についても労働人口の減少や最低賃金の引上げによりその経費が上乗せされ、今後さらに高齢者等の生活が厳しい状況になることは重々理解しております。

委員会付託事件審査報告書によりますと、持続可能なサービスを持続することにおいては、一定程度利用料の値上げは検討すべきとありますが、その時期について2年半後に見直される上富良野町第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定時に社会情勢など鑑み見直すべきとありますが、今回の条例の一部改正案は、8年から19年もの間値上げもせず、利用者の負担軽減を図ってきたところであります。

誰もが利用者の利用料の改正、値上げを願うものではありません。しかし、歯どめが効かない物価高騰、人件費の上昇、増加に伴い、必要経費が増加しており、町の財政も厳しい状況にあること、またこの物価上昇は、勢いが弱まることがあっても、かつてのように下がることはないと世論でも言われています。

このタイミングでの利用料の改正を見送ることにより、在宅サービスの低下、さらなる財政負担が生じることさえ考えられ、今後も現在と変わらない在宅福祉サービスの維持・継続を担保し、町民福祉の持続可能な行政運営で、いつまでも安心して暮らせるまちづくりが進められることを強く望んでおります。

よって、議案第8号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例案の賛成討論といたします。

○議長（中澤良隆君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

6番 林敬永君

○6番（林敬永君） 私は、反対の立場から討論をいたします。

令和6年3月定例町議会に上程されました、上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例については、在宅福祉サービス事業の利用料の改正に係る議案が提案され、配食及び除雪、移送サービスの利用料を物価高騰や人件費の増加に伴う必要経費が増加していることを理由に、値上げ提案されました。

受益と負担の公平性の確保を考える上で利用者への負担を公平に行い、サービスの維持を保つことの必要性は理解できますが、このたびの値上げ提案については、以下の3点の理由により反対いたします。

一つ目は、上富良野町の在宅福祉事業は、日常生活に支障がある在宅の虚弱高齢者及び障害者並びにその介護者の在宅福祉の向上を目的として制度化され、長く在宅で暮らす高齢者世帯に対する生活支援の大きな助けとなっています。サービスを利用している方々のほとんどが年金収入だけであり、物価高騰により節約をしながら家計を支えている中で、利用者負担、値上げを提唱する考えは、今この時期ではないと考えます。

先ほどの賛成討論の方も言っていたとおり、高齢者の生活はますます厳しくなるものであります。

二つ目は、値上げの要因である物価高騰や人件費の増加に伴う必要経費が増加を上げていますが、ほかのサービス事業についてもこれらの影響は多大に受けていると考えます。今回の補正予算においても物価高騰により経費増額の補正予算が提案されています。

町の事務事業全体において影響を受けているにもかかわらず、在宅福祉サービスをまず先駆けて値上げすることは、このサービスを利用している方々がサービスを利用しなければ生活することが困難であり、サービスを受けることをやめられない現状にある、まさに値上げは弱い者いじめに等しいものであります。

三つ目に、この3か月、担当課からの説明を詳細に受け、サービスの内容や19年間値上げしてこなかった理由など、丁重な説明を受けました。その中で、このたびの値上げ改正が認められない場合の本事業にどのような影響があるかと尋ねたところ、現行の在宅福祉サービス事業が滞ることはなく、また新規の事務事業などについても影響は出にくいとのことでありました。

こうしたことから、値上げの必要性、緊急性が認められないものであります。

以上の理由より反対とします。なお、冒頭に申し上げましたが、私自身、受益と負担の公平性については理解しております。いま一度サービスを受けなければ日常生活に支障を来す利用者の方々や町全体における物価高騰などの影響を早急に点検して、長期的な視点で町民の暮らしを守る行政運営を常に考えてほしいことを切に願いたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 少し長くなりますが、私は、令和6年第3回上富良野町定例議会に提出されました議案第8号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例を、原案賛成の立場から討論いたします。

まず初めに、先ほども申し上げましたが、付託を受けた厚生分教常任委員会の皆様、5回の委員会を開催し、慎重に審議を重ねられたことに対しまして、誠に敬意を表するところであります。

そもそも在宅福祉事業は、国が進める高齢社会に対応すべく、これまでの施設入所中心の介護から高齢者を在宅で支援する居宅介護へ進めていくための方策の幅出し事業として、それぞれの自治体が独自政策によって行う様々な在宅福祉サービスの一環として始められてきた経緯があります。

このたび提案された条例の一部改正案は、現在の様々な物価高騰や最低賃金等の上昇により、人件費等が増高したことが要因であります。

今回の一部改正案により、配食サービスにおいて主食及び副食の配食、また副食のみの配食、それぞれ1食当たり100円が増高され、移送サービスにおいては、町内片道100円、富良野市片道で50円、旭川片道で1,000円が増高され、その他の地域においては片道20キロ未満で500円、20キロ以上50キロ未満で1,000円、50キロ以上100キロ未満では2,000円、100キロ以上150キロ未満では4,000円の増高と提案をされています。

また、除雪サービスでは、15分当たり125円の増高が提案されておりました。

サービスが開始されて以来、この間、平成17年に除雪サービスが平成12年からの単価の増高により15分当たり40円の増高の見直しが行われ、移送サービスでは、道路運送法の規定に合わせてタクシーの2分の1以下の料金に定め、単位も時間制から距離制へ見直しを図り、現在の料金になっています。

また、配食サービスは、平成21年に介護保険法の施設入所者1日当たりの食事代を1食当たりで換

算する見直しにより、主食及び副食の配食サービスを1食当たり450円と定め、さらに平成27年には副食のみ配食するサービスを追加した経緯がございます。

過去にサービス料金が改定されてから追加された副食のみの配食サービスは、その後8年間増額がなく、主食及び副食の配食サービスは15年間増額がありません。移送サービスは18年間、除雪サービスにおいては19年間サービス料の増加がなされていない現状にあります。

近年の物価高騰下において、様々な行政サービスに係る利用料や手数料が改定されること、物価の高騰に対し賃金や手取りが追いついていない地方の現状においては、受益者にとっては大変厳しい状況にあることは、私も十分に承知をし、サービスを受ける方々にとっては、この時期に利用料の増加は非常に厳しいということも十分に理解はいたします。

一般的に急激な利用料や使用料の増加に伴う条例改正は、段階的に増加を行うなど、附則において年次的に増加させるなど、激変緩和の措置が取られる場合があります。今回の一部改正条例でもそのような措置がなされることも必要であったと考えますが、条例改正案の中には見られなかったことは少々残念に感じるところではあります。

しかしながら、一方で、このたびの利用料の増加は、事業そのものを継続させていくことが真の目的であり、行政による財政負担と受益者からの応分の御負担によってサービスが継続されて、そのことで現在利用している方のみならず将来の利用者にとっても安定して在宅福祉事業が運営できることにもつながると考えます。

今回の改定される料金に、配食サービスにおいては近隣自治体と大きくかけ離れた設定ではなく、また副食のみの配食サービスも継続されるなど、利用者に大変寄り添ったサービスも受けられております。移送サービスにおいては、現在の燃油高騰に加え、運転手不足など、非常に困難な中においても適切に運営されているための金額と考えます。また、除雪サービスでは、近年、除排雪事業を行う町内業者も増加しており、それらの業者への価格と比較しても適切な価格と判断し、極端な低額な料金設定というのは、民間事業者圧迫にもつながるおそれがあると考えられます。

上程された条例の一部改正で在宅福祉事業に関わる受益者の負担金に關わる増高が提案されているが、このほかにもこれまで福祉事業だけではなく、様々な公共サービスで受益者の御負担に関して、時には国の政策により無償化や減額もあったものもありますが、おおむね官民にかかわらず時代に合わせ

た増高が行われてきた経緯があり、この事業だけではないと考えます。

また過去において、他会計において、適切な時期に住民が御負担する金額を適切な金額で増加しなかつたことによって、その後に急激な増加を引き起こしたこともありました。今回のサービス料金を引き上げなかった場合に、次回の条例改正において現在の価格からさらに大きな上げ幅となった場合に、今よりも利用者の方々にとって大きな負担にならないとも限りません。

また、新たな高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のスタートとなる年次は、これまで介護保険料金に関して町独自の階層別による低所得者への配慮をしながらもおおむね増高してきた経緯があるので、この同時期でサービス料の増高を避けるなどの措置も今回は取られております。

さらに、今回、条例を一部改正した場合としなかつた場合において、一般財源の繰出しが令和7年度では約280万円の上昇が予測されておりますが、上富良野町の限られた財政の中、様々な世代の福祉対策事業や、今後町民に新たに必要となる保健福祉対策への影響も鑑み、我が町の全ての世代間での公平、公正な受益者負担の原則に加えて、行政も最低限の利用料増高に努力した結果が見られるので、もう手を上げて今回の一部改正条例の全てに賛成できるわけではないが、増高はやむを得ないと判断をいたします。

これからの中行財政運営では、厚生文教常任委員会の報告書にもあるように、我が町が迎える人口減少時代において、今後も様々な分野での利用料、使用料の受益者負担の増高がある場合には、利用者の極端な変化や国の制度改正など、やむを得ない場合を除き、総合計画や個別計画にのっとり、年度当初の執行方針で明確に町全体の財政計画を示し、事業内容や料金の見直しは計画的な検討が望まれます。

福祉分野に限らず様々な行政サービスの無駄をなくし、時には事業のアセスメントなどを図りながら、少しでも町民への負担が大きくならないような行政運営を取り行うことを期待するとともに、現在の問題を将来世代へ先送りしないためにも、このたびの令和6年第3回上富良野町定例会に提出されました議案第8号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例に賛成の討論をいたします。

○議長（中澤良隆君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 私は、上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例に反対の立

場から討論いたします。

本条例改正は、物価高騰や人件費の増加に伴い、委託費などの必要な経費が増加していることにより、日常生活に支障がある虚弱高齢者の自立支援のために設けられた配食や移送サービス、除雪サービスの利用料の引上げをするというものです。

この在宅事業は、在宅で生活している虚弱高齢者や障害者などを対象に、町で安心してこれからも暮らし続けるため、また日常の安否の確認や生活を支える自立支援のために設けられた制度であります。

また、この事業の利用者の多くは、生活基盤の弱い人たちが利用されて、また喜ばれている事業であります。

今後も行政が引き続き利用者の負担軽減のために努力を図るべきであり、またサービスの負担軽減のための継続を行うべきであります。

物価高騰で町民の生活は大変です。この時期に利用料の引上げは、利用者にとっては大変な負担になることは明らかで、やめるべきではないでしょうか。

本来、利用料の見直しをするのであれば、サービス内容の充実が見られなければなりません。しかし、その内容 자체が充実されている状況が、この審査の中でも明らかにされてないということが明らかになりました。

また、他の町の利用料を見ましたが、利用者に配慮した低料金を設定している自治体もあるということが分かりました。

今後、必要な経費が増えるということで今回の利用料の見直しをするということですが、なぜ今まで料金の改定を行わなかったのか。それは町も現在の利用料金でよいとしたものではないでしょうか。

何よりも委託料などの必要経費は、町の基金の取り崩しなどを行えば十分その財源を賄うことができます。また、現在の料金体系を維持することができます。

私は、引き続き利用者が安心して暮らせる、そして過ごせる、そのためにも利用料の負担軽減のために行政が引き続き努力をすべきだと考えます。

以上を述べて、上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論するものであります。

○議長（中澤良隆君） 次に、原案に賛成する者の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） それでは、次に原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中澤良隆君） ないようですので、これももって討論を終了いたします。

これより、令和6年第3回定例会で厚生文教常任委員会に付託しました議案第8号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案否決あります。したがって原案について採決を行います。

議案第8号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（中澤良隆君） 起立少数あります。

したがって、議案第8号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例は、否決されました。

◎日程第20 発議案第1号

○議長（中澤良隆君） 日程第20 発議案第1号議員派遣についてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 発議案第1号議員派遣について、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

発議案第1号議員派遣について。

上記議案を次のとおり、上富良野町会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和6年12月11日提出。

上富良野町議会議長、中澤良隆様。

提出者、上富良野町議会議員、米澤義英。

賛成者、上富良野町議会議員、小林啓太。上富良野町議会議員、荒生博一。

議員派遣について。

次のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により議員を派遣する。

記。

1、上富良野町議会における災害発生時の対応要領に基づく災害対応活動及び訓練活動。

(1) 目的、上富良野町において火山噴火、地震、大雨その他の事象による災害発生時及び訓練活動に、上富良野町災害対策本部との連携を図り、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与するため。

(2) 派遣場所、上富良野町内。

(3) 期間、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間、上富良野町議会災害対策支援本部の設置から解散まで及び訓練活動。

(4) 派遣議員、全議員14名。

2、議会懇談会。

(1) 目的、議会の監視機能や政策提言活動などの議会活動について、町民や団体と直接意見交換するため。

(2) 派遣場所、上富良野町内。

(3) 期間、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間で、議長が別に定める。

(4) 派遣議員、全議員14名であります。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中澤良隆君） 質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（中澤良隆君） 起立多数あります。着席ください。

よって、発議案第1号議員派遣については、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 閉会中の継続調査申出について

○議長（中澤良隆君） 日程第21 閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、各委員会において、別紙配付の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中澤良隆君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（中澤良隆君） ここで先例の規定により、第4回定例会に当たりまして、町長から皆様方に御挨拶の申出がありますので、御挨拶をいただきたいと思います。

町長、齊藤繁君。

○町長（齊藤 繁君） 議長に発言の機会を与えていただきまして、先例に基づき、第4回定例会終了

に当たりまして、皆様に一言御挨拶をさせていただきたいと思います。

今年1年も第4回ということで、無事皆様のおかげで定例会4回開催することができました。1月は、年初は非常に震災とかありまして、この年はどうなるかと皆さん本当に不安になったかと思いますが、こと北海道上富良野に関しましては、夏の間、特に農業に関して大雨等大きな災害もなく、豊穣の秋を迎えたことは、町民の皆様にとって、農業者にとって非常によかったと、これがまず第一だと思っております。

そして、第4回ということで4回定例会、ちょうど私、4年で16回目といいますか、第1期目の最後の定例会になります。本当に4年間お世話になりました。次の議会は2期となります、本当1期目のお札と今年のお札、そしてまた来年、皆さんと闘争な議論、また町民のためにそれをもって、そういうことを期待して、私も精いっぱい理事者として頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

どうも長い間、ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（中澤良隆君） 私のほうからも、年末の第4回定例会に当たりまして、一言皆様にお札の御挨拶を申し上げます。

令和6年第4回定例会終了に当たり、御挨拶を申し上げます。

まず、昨日、今日と2日間にわたり、本年最後の第4回定例会が終了できましたこと、皆様方に心からお札を申し上げます。

令和6年は、新春早々、元旦の夕方に能登半島で震度7という大地震が発生し、大きな被害が発生した幕開けとなっていましたが、一方、パリオリンピックで日本選手団が大変すばらしい成績を修め、特に旭川出身の北口榛花選手は、やり投げで金メダルを獲得し、私たちに大きな喜びと感動を与えてくれました。

さて、人口減少、少子高齢社会、加えて物価高騰等により、地方自治体を取り巻く状況は大変厳しい年でもありました。その中で、行政執行におかれましては、住民福祉の向上に最大限の努力を払われたことにより、住民にとって満足度の高い町として評価を受けたところでもあります。

今後、ますます財政運営が大変な時代が続くと思われますが、長期的な視点に立って計画的に健全財政を維持した中で、さらなる町民が求める住民福祉の向上を実現していただくよう心からお願いすることあります。

また、議会といたしましても、引き続き議会活性化に意を注ぎ、自治基本条例に掲げる町民に開かれた議会運営を行うため、議会中継の早期実現を図り、町民から信頼される議会を目指してまいりたいと考えています。

来年は、已年であります。一肌脱皮し、それぞれが成長し、明るく元気な年を迎えることを願っています。

改めて皆様に心からのお札を申し上げ、私からの年末に当たっての挨拶をいたします。

本年、本当にありがとうございました。

◎閉会宣言

○議長（中澤良隆君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和6年第4回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後 6時06分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

令和6年12月12日

上富良野町議会議長 中澤 良 隆

署名議員 佐藤 大輔

署名議員 荒生 博一